

婦人関係資料シリーズ No. 5

中央婦人問題会議
家庭生活委員会

1950年

労働省婦人少年局

はしがき

一九四六年四月十日、日本婦人は始めて参政権を行使しました。この日を婦人の日として記念するとが婦人団体によつて提唱され、各地方で多様な行事が行われたのは一九四八年からでしたが、労働省婦人少年局もこれに呼応して一九四九年以降、四月十日から始まる一週間を婦人週間として、婦人解放を文字の上だけでなくほんとに日常生活の事実とするために、あらゆる方面から婦人の自覚を促す行事を行うことにしました。

しかし婦人大会などの花やかな行事は関係官庁や民間団体がそれぞれ各地方で行う例となつて来たので、婦人少年局としては同じことをする代りに、今年度からは異なる構想のもとに特殊の意義をもつ行事を行うことにしました。その現われが中央及び地方における婦人問題会議でした。

これは日本の現段階における婦人問題の諸相にわたつてまず具体的な事実をつかむと、更にその事実にもとづいて、その解決のためには、どういう方向に進むならよいかを検討する目的をもつもので従つて婦人の地位を低からしめてゐる社会的、経済的な諸要因を分析する学問的な研究を必要としました。

こういう見地から婦人課では農村における婦人労働と家庭生活の近代化という二つのテーマをとりあげ、婦人労働課では「し」のがとりあげている当面の課題でもあり、また婦人労働の中心的な問題でもある同一労働同一賃金をテーマとして、それぞれの専門の方々に委員となって頂き、何回にもわたって討議を重ねられた上の報告を発表して頂きました。

この冊子はそのうちの「家庭生活委員会」に関するもので、「農村委員会」「労働委員会」は別に発行することになっております。出版に当たり、お忙しい中をこの会議のために労をいとわず御協力下さった左記諸委員の御熱情に對しあつく御礼申し上げます。

一九五〇年九月

労働省婦人少年局長

山 川 菊 栄

中央婦人問題会議

家庭生活委員会

議題「家庭生活の近代化について」

一、家庭労働の効率化

一、現在から将来に至る衣食住についての問題

早稲田大学教授 今 和 次 郎

二、合理的な住生活のあり方

国立公衆衛生院建築衛生学 部 駒 田 栄 子

三、家事の効率化と家庭教育

児童心理研究所 家 波 多 野 勲 子

二、家庭婦人の現状

一、具体的な事例による家庭婦人の地位

家庭問題委員 大 沢 英 子

二、婦人の社会意識と生活実態

研 究 家 崎 見 和 子

三、経済面より見た家庭生活

一、家計費の分析

東京大学経済学部助教授 隅 谷 三 重 男

二、家庭生活の近代化と社会保障

同

四、家庭制度と人間結合関係

東京大学社会科学研究所 磯 田 進

五、結 論

家庭生活の近代化はこうすれば可能か。

農村委員会

議題「協同化と婦人について」

一、農村婦人問題の所在

東京大学社会科学部助教授

大内 力

二、農家経済と婦人労働

東京大学社会科学部助教授

大内 力

一、農業経営の実態と婦人労働の位置

農村問題研究家

大内 力

二、農業経営の合理化と婦人労働

農村問題研究家

大内 力

三、農村人口問題

人口問題研究所長

岡田 文雄

四、農村と青年失業

東京大学文学部助教授

野尻 重雄

五、家族労働

農村婦人協会理事長

矢野 芳子

三、農村社会と婦人の地位

横浜医科大学教授

山 田 豊

一、農村婦人の保健衛生

民俗学研究所長

川 井 清

二、農村婦人の生活意識

東京大学文学部助教授

山 田 豊

三、農村社会経済と婦人の地位

東京大学文学部助教授

山 田 豊

四、協同化と婦人

農村協同組合連合会会長

平 木 恒

五、結 論

農村協同組合連合会会長

平 木 恒

農村婦人の解放のためにはどうしたらよいか。

（本委員会が協同化と婦人問題について検討した。）

労働委員会

議題「男女同一労働同一賃金について」

一、日本における婦人雇用の発展

一橋大学助教授

美濃和 時次郎

二、婦人の低賃金の実情と賃金形態

労働基準局総務課長

宮 島 久 義

三、何故婦人は低賃金であるか

一、婦人の労働能力と低賃金

宮 島 久 義

二、婦人の労働能力と低賃金

工業大学助教授

藤 田 武 雄

三、婦人は労働に就いて支払われていない

労働医学心理学研究所長

藤 田 武 雄

四、男女同一労働同一賃金の原則について

東京大学社会科学部助教授

氏 原 正 次 郎

一、男女同一労働同一賃金の具体的内容

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

二、現在法の下でこの原則の適用をすればどうか

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

五、最低賃金制と同一労働同一賃金

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

六、結 論

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

討 論 者

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

討 論 者

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

討 論 者

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

討 論 者

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

討 論 者

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

討 論 者

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

討 論 者

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

討 論 者

氏 原 正 次 郎

氏 原 正 次 郎

家庭生活委員会會議記錄

目次

一、家事労働の効率化	1
一、衣食住の変遷と家事労働の分析	1
二、合理的な住生活のあり方	2
二、家庭教育の問題	3
三、家庭婦人の現状	3
一、具体的な事例による家庭婦人の地位	3
二、婦人の社会意識と生活実態	4
三、経済面より見た家庭生活	5
一、家計費の分析	5
二、家庭生活の近代化と社会保障	6
四、家族制的人間結合関係の特質	6
一、家庭制度の二つの特質	6
二、親子関係	7
三、結婚	7
四、嫁・舅姑の関係	7
五、委員会活動の概要	7
六、終言（家庭生活委員会の報告並に質疑応答）	7

開金の部

○金庫開設 札幌では札幌市中央金庫の開設が、近頃盛んに行なわれてゐる。これからは、金庫開設の近頃、札幌市では札幌市中央金庫の開設が、近頃盛んに行なわれてゐる。

一、家事労働の能率化

○金庫開設 札幌では札幌市中央金庫の開設が、近頃盛んに行なわれてゐる。これからは、金庫開設の近頃、札幌市では札幌市中央金庫の開設が、近頃盛んに行なわれてゐる。

一、現在から将来に至る衣食住の面での問題
二、合理的な住生活のあり方
三、金庫開設の能率化と家庭教育

衣食住の面での問題、合理的な住生活のあり方、金庫開設の能率化と家庭教育。衣食住の面での問題、合理的な住生活のあり方、金庫開設の能率化と家庭教育。

一、衣食住の変遷と家事労働の

分析

○経済的條件

衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。

衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。

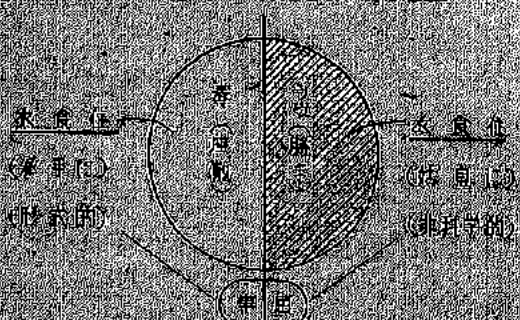
○近代意識の問題

衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。

○農村にもける封建性

衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。

第一表 封建的家族生活の類型



衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。衣食住の変遷と家事労働の分析。

（第一表）例をたいたがきはいのですが、一軒の家の生活をサマで現わすといふと、これが二等に分かれていて、裏の方の生活と表の座敷の生活、この二つの家の生活が分れていきます。裏の衣食住と表の衣食住が並行して営まれている。表の衣食住は住むをわめて旅手に形式的にやり、裏の衣食住はまねねて姑息に、非科学的に貧しく営まれておる、この二つの要素が合流して、卑屈な農村の生活といふものの現実を生み出しているというふうに考へられるのです。

このように家庭生活が二分されていて、裏と表とまったく方式が違ひ、觀念が違ひ、表の方に相當の予算をかけていますから、相當の收入があるけれども日常生活の方が貧困になる苦勞を得ないといふ關係になつてゐる。それで封建的な派手にする邊の生活を打破することが、生活改善の前提になるのではないかと考えられるのです。

し、さう、たとへば嫁入仕度を経略化し、なりといふ
る人になると、現在の幾家の家族制度、家族生活
の情實は嫁といふものはよそから来たといふの
で、結局自身の生活は孤立状態におかれ、労働は強
はれるが小遣い銭が一文ももらえない。まづたゞ
収束的な生活しか許されないから、親が心配し
て、一生の間の仕度を用意してやらなければ嫁は
立つ道がなく、可愛いそふたのである。

ですから家庭間の生活を徹底的に民主化する。これが最初であり、そうしなければのすから封建主義も階級制することができるということになるのである。

家族をよきひとで生活するがよい」と、北側の薄暗い、そして設備の悪い、お金をかけない、小屋なような部屋で生活している。この住居の形式が孔儀作の観念から発し、思ひます。

本邦人たちが服装を改訂するのも、西遊記中
 心とした礼儀作法にとらわれた觀念ではないだる
 りが、且常服を授けやりたしでおいて、ふだん全
 く着ない式服、晴装に集中的に金をかける。食物
 にしても、お茶をのどきに重点的に金をかける。
 これが封建的な礼儀作法の觀念を切りかえて行く
 方向を促進させることがどうしても必要だと思つ
 てゐる。

住宅といふは、ふだんの茶の間、渡廊、台所、風呂場、さういつたりダイニング・ルームを中心として充実をすればよい。社会的な側面は各地に當りまけてゐる公民館に任せて、そこでお客さんをして名刺を仕かしたものだと思ひます。とにかくこれでは、北條作法というものは日常の生活、日常の品物をきかめてぜんざいにして、お客さんのものであれば、プリントラストに派手な装金のかかるものに替へなければならぬという結果を来すと思ひたと思はれるのです。

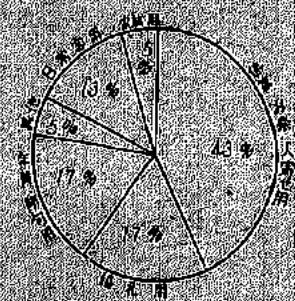
第三妻をもちよつとてらんになつてゐたが、妻と
それはお嫁さんと中年のおかみさんと年寄りと、
婦人たちの労働の日数をはかつた事で、断片的な
調査表でありますが、お嫁さんかどれば、と辛いか
という事情がこれで読めると思つてあります。
三百五十五回のおきてで、百八十七日の野原仕事と
やられる、家事その他で忙しかつたのが百三十一日と

はなやかな思われるので、家族会議は無意味だ
開きます、そのほかの衣食住の生活が合理的に
展開して行く可能性が下がるという点で、それは
いつも農村の婦人、いや一般の農村人についてま
るのであります。

日常生活に關係のない或の生活のために、それだけ経済力を消耗している。第二表がその一例でありまして、これは農林省の生活改善課の人たちが行つた調査で、お茶碗やお膳などの金器類を一個々の点数で調べたのを使用別に分類してゐる表です。

これは柳糸川
第二表 封建的家族風に於ける食器の使用状況

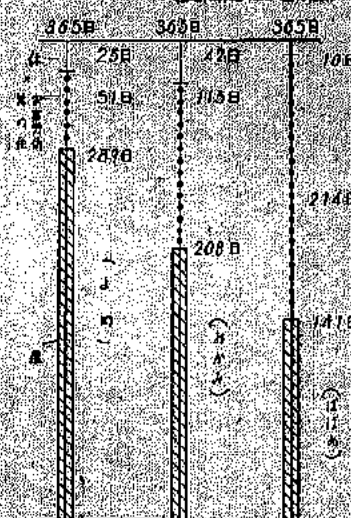
第二表 無題的の家庭に於ける食器の使用状況



農林省國有林野管理廳

所の戸棚でしまつてあり、そのほか納戸とか蔵の
中にもしまつてあるのが約八〇％ほどだ。それらの

第三表 農村婦人年令別労働日数
(芝沼直也氏調査)



21-40% 41-60% 60%以上
(其中縣下開各鄉平均28%左右)

お休みが二十五日、一ヶ月約二日、この間に家業作業をやらなければならぬ。いろいろお台所もお

裁縫もやらなければならぬという重荷を負わされてゐる、それに赤ん坊を産んで育てる、重大な役目
を担つておる。おかみさんになるとキや安定した
健康な日数になつております。おばあさんになる
と身体が弱るので、仕方がないので野良仕事が同
四十一日で、家事その他で忙しいのが二百十四回
お休みが十日です。中間の位圖にあるおかみさん
の野良仕事の日数が二百八回、家事その他で忙し
いのが百十五回で、お休みが四十二日です。おば
あさんの家事その他で忙しいのが二百十四回と出
てゐるのですが、それがあまり嫁の健康になる。
その昔、おばあさんも嫁としてゐたときは身体
で来なから、今度は嫁をいれ替つてやうという苦
憤が心臓に循環するといふ事に陥入る事を恐れ

人のなまじうものは直接の生活には必要なく、有用な合體類で、それらは結婚婚葬のときのために貯蓄すべきのであつて、その内容をみれば、金、衣類の中の四三割が法事あるいはお祭りのもの、絹糸りのお膳お祝の類です。次に婚礼用の赤い塗り、漆戸師、髷懸などがついているのが一七割、またお正月、節句用が一七割、その他何れとも分類できなかったものが五割といふのです。蔵の中にならうという財産をしまひ込んでおく、これはその当惑が買つたのではなく先祖代々がらたまつていゝのでしようけれども、あまりにも生活に裏と表の隔がある。それで暗示されてゐるような生活の疎方金持を改めたい。私たちが狙うのはこの五割しか使つてゐない日當家族の食糧とものと消費財との、まじりなものをにしたいといふことです。

それから家族會議で経済的民主化の徹底とはかるのに、口先をきしてゐるとかゝれる封建的な横作法の癖がある。それを解消しなければいけません。これはいつか講究したときにいふたのと同じが、身分封建社会における作法的要求としての造形、つまり横作法にかかわる服喪や住居の整理です。服喪といふものは身分封建社会においてはどうしても階級的に必要なものである。それゆゑに貧者の数、服物の種類、それから家持が必置になる。たとえば伊豆の有名な江村太郎左衛門の家と附近の普通の農家とを比較してみます。普通の農家でも同様の半分の接客の間であります。ところが大きな家になるとそれを中心する家があらはれて行きます。次の方から世の方へいふことになる。

の立場の生活を何とかしてやるためには家庭生活の民主化は必要なければならぬ。また家の内へ、それから衣服の考へ方等々で解決してやるなければならぬ問題だと思ふるのであります。

◎衣食住をどう改善するか

(右半部、下側伊藤喜作)

具体的な事ではあるが衣においては和服はもうやめです。これはこの席で和服を着ている大浜先生には申しわけがありませんが、和服というものはとにかく慣習的なスタイルである。慣習的なスタイルの中に染しもうとする生産者の選択、その他の風味が果敢とされてどうしても賛成に決りません。経済として今日婦人が洋服を着ておるといわれるのは、もちろん能率その他関係もありますが、洋服の場合はお金とあまりかけなくても襟の形の工合とか、水タマのつけ方とかでかなりサマエエの喜びが得られるが、和服の場合には、金と上掛けなければ喜びが得られないといふところがあるのだと思ふのであります。だからどうしてもそれは洋服になるべきです。その洋服の着る順序既服用着る。これは文部省の方針にもなっています。着る順序が、敬慕の努力を少くすることをいふのです。それは色選擇の問題でも、それが相応なものなのです。それと着る次第も何うにしたいか。これは時代が流れ、着る婦人々

(12)

が望ましいのではありません。これは都市の発展、成人達などから考へても、都市の住宅は最少限度三畳が欲しいわけであり、現在建てゆく庶民住宅は二畳の二室は好ましくないのであります。それから独立性をもたせるためには、日本の気候上夏のむし暑さを防ぐための構造上の工夫、又自由出入りの出来る日本の換気障子といった建具の改善等が必要となり、結局洋式を取り入れた日本間という新しい形式を考へねばなりません。

◎押入れを少く

現在の段階では押入れは市田入れだけに止めたいと思ひます。其の他の物入れとしては三尺奥行の押入れは使い難く、不整頓となり遊んでいる空間を生じます。一尺五寸位の奥行として幾段も棚をつくり、適宜引出しをつけたりしますと空間が有効に使い易く、全て整然と片づきます。まず押入れを押し込みと考へて何でもガラガラをつきこんでおくの便利だといふ考へ方をすることであります。押入れが多ければ多い程家の中が片づくから便利であると思ひますが、それは僅かな便利のために、やたら中途半端なものをかかこんだり、又いつか役に立つために種々のものを溜めこんでいるからで、これ等は適当な時に最少限に整理することが必要しいのであります。居住面積をせばめてまで押入れをもつ事はないと思ひます。生活はなるべく簡潔に、能率的に家事労働を少くしたいものであります。

◎掃除と洗濯の工夫

掃除と洗濯は、炊事育児について家庭婦人の重要な労働であります。或種給排水の主婦の生活時間調査で、掃除に費す時間は、多いので二時間半、平均で一時間あまりとなつて居ります。このように日本式住宅は掃除に労力がかかるようになつて居りますが、それは日本式住宅の美しさとか、家の建具の意匠というものが、かつて経済的にも時間的にも余裕のあつた時代と階級から生み出されて居るからで、それは使う美しさでなく、眺める美しさであつたわけです。これからの住居はなるべく掃除の溜るものを使用せず、又たまる箇所をつくらぬようにすることが第一であります。

洗濯、アイロンかけは立式でゆきたいと思ひます。特に妊婦の場合など、しゃがんでする洗濯は相当労働過重となります。此頃は水分炊事室の流しと洗面所は隔離されてきましたが、まだまだ洗濯場が設けられて居るのは少いようであり、設計図をみましても洗濯場としてとられて居るのはあまりありません。これは飽くまでも立つたまま自由に出来る或る程度の深さ（洗濯板を斜に立てかけるだけの深さ）の洗濯槽を備へつけるべきで、風呂場の横とか、洗面所のそばとか、あまり場所をとらないで出来た。これは設計する人があまり洗濯などしないので痛切に考へないのでしようが、何といつてもこのような日常生活の些細な事は女が意見をのべなければ成らないと思ひます。

洗濯というものはしやがんで洗ふものが多いので、洗濯槽にたまることは築物であります。此頃電気洗濯機の事はよく話題に上りますが、先ず洗濯槽の設備を、生乾き洗濯の利用による労力と金の経済のバランスの研究を、実現可能の面から手をつけたいと思ひます。アイロンかけも同様、坐つて坐布団などの上ですて着りますが、壁つきアイロン台などつくつておけば洋服でも置く手軽に出来て、労力も余程省くになります。

◎設備の強制

住居が生活の容器であるからには又住居をたくしく使うためには、それに必要な設備が重要な事は判りきつたことですが、其の設備の強制には古の位がけて居るかといふと、今かりに二十万円の金があつて家を建てるという場合、坪当り二万円として十坪の家が建つと考へて設計するのが普通だと思ひます。それでは従来の観念から一歩も出ず、せいぜいロードで下つて居る電燈とガラス戸がつく位で、生活水準は上つてゆかない。けれどもこれを何とも思はず、このあきらめの生活水準で案外平気で暮して居るのです。外側だけの家、引越しの時は流しまでももつて歩かねば住めないようなものは住居とは考へられないのです。裸の上にちかちか立派な服を着ても服は成らないと思ひます。やはり下着からちゃんと着なければ服とは言えないと思ひます。アメリカ等では水道栓と同じように給湯栓のついていない借家は借り手が無い。又設備費は毎歳費

◎波多野委員 日本は紙を大切にしない。紙はなにかで敷いておるとき、紙を敷いても敷ききれない。私はもつたないと思ひます。それは、それを片さんどういふように処分して居るのしやうか、それが一番自分で困つて居ると思ひます。各部屋へ紙を置いて見たのですが、日本間を開けるとかしないとか、いろいろ敷き紙などとは言わないで、かなり目ざわりなものです。各部屋へ置いておかなかつたら子供はすべりかす。日本では自分の部屋だけで遊ぶところが習慣がないので、自分で遊ぶときは遊び場、すべりかして出て行つてしまふ。その紙屑をどうするか、今三尺押入れを狭くするといわれたので、あつたところをそういう工夫をするのかと思ひたのです。

◎波多野委員 もつた大切にせん

◎波多野委員 さすがの波多野さんですね。御説はなにかで敷いておるとき、紙を敷いても敷ききれない。私はもつたないと思ひます。それは、それを片さんどういふように処分して居るのしやうか、それが一番自分で困つて居ると思ひます。各部屋へ紙を置いて見たのですが、日本間を開けるとかしないとか、いろいろ敷き紙などとは言わないで、かなり目ざわりなものです。各部屋へ置いておかなかつたら子供はすべりかす。日本では自分の部屋だけで遊ぶところが習慣がないので、自分で遊ぶときは遊び場、すべりかして出て行つてしまふ。その紙屑をどうするか、今三尺押入れを狭くするといわれたので、あつたところをそういう工夫をするのかと思ひたのです。

◎波多野委員 日本は紙を大切にしない

◎波多野委員 さすがの波多野さんですね。御説はなにかで敷いておるとき、紙を敷いても敷ききれない。私はもつたないと思ひます。それは、それを片さんどういふように処分して居るのしやうか、それが一番自分で困つて居ると思ひます。各部屋へ紙を置いて見たのですが、日本間を開けるとかしないとか、いろいろ敷き紙などとは言わないで、かなり目ざわりなものです。各部屋へ置いておかなかつたら子供はすべりかす。日本では自分の部屋だけで遊ぶところが習慣がないので、自分で遊ぶときは遊び場、すべりかして出て行つてしまふ。その紙屑をどうするか、今三尺押入れを狭くするといわれたので、あつたところをそういう工夫をするのかと思ひたのです。

◎波多野委員 日本は紙を大切にしない

◎波多野委員 さすがの波多野さんですね。御説はなにかで敷いておるとき、紙を敷いても敷ききれない。私はもつたないと思ひます。それは、それを片さんどういふように処分して居るのしやうか、それが一番自分で困つて居ると思ひます。各部屋へ紙を置いて見たのですが、日本間を開けるとかしないとか、いろいろ敷き紙などとは言わないで、かなり目ざわりなものです。各部屋へ置いておかなかつたら子供はすべりかす。日本では自分の部屋だけで遊ぶところが習慣がないので、自分で遊ぶときは遊び場、すべりかして出て行つてしまふ。その紙屑をどうするか、今三尺押入れを狭くするといわれたので、あつたところをそういう工夫をするのかと思ひたのです。

◎波多野委員 日本は紙を大切にしない

◎波多野委員 さすがの波多野さんですね。御説はなにかで敷いておるとき、紙を敷いても敷ききれない。私はもつたないと思ひます。それは、それを片さんどういふように処分して居るのしやうか、それが一番自分で困つて居ると思ひます。各部屋へ紙を置いて見たのですが、日本間を開けるとかしないとか、いろいろ敷き紙などとは言わないで、かなり目ざわりなものです。各部屋へ置いておかなかつたら子供はすべりかす。日本では自分の部屋だけで遊ぶところが習慣がないので、自分で遊ぶときは遊び場、すべりかして出て行つてしまふ。その紙屑をどうするか、今三尺押入れを狭くするといわれたので、あつたところをそういう工夫をするのかと思ひたのです。

◎波多野委員 日本は紙を大切にしない

◎波多野委員 さすがの波多野さんですね。御説はなにかで敷いておるとき、紙を敷いても敷ききれない。私はもつたないと思ひます。それは、それを片さんどういふように処分して居るのしやうか、それが一番自分で困つて居ると思ひます。各部屋へ紙を置いて見たのですが、日本間を開けるとかしないとか、いろいろ敷き紙などとは言わないで、かなり目ざわりなものです。各部屋へ置いておかなかつたら子供はすべりかす。日本では自分の部屋だけで遊ぶところが習慣がないので、自分で遊ぶときは遊び場、すべりかして出て行つてしまふ。その紙屑をどうするか、今三尺押入れを狭くするといわれたので、あつたところをそういう工夫をするのかと思ひたのです。

◎波多野委員 日本は紙を大切にしない

◎波多野委員 さすがの波多野さんですね。御説はなにかで敷いておるとき、紙を敷いても敷ききれない。私はもつたないと思ひます。それは、それを片さんどういふように処分して居るのしやうか、それが一番自分で困つて居ると思ひます。各部屋へ紙を置いて見たのですが、日本間を開けるとかしないとか、いろいろ敷き紙などとは言わないで、かなり目ざわりなものです。各部屋へ置いておかなかつたら子供はすべりかす。日本では自分の部屋だけで遊ぶところが習慣がないので、自分で遊ぶときは遊び場、すべりかして出て行つてしまふ。その紙屑をどうするか、今三尺押入れを狭くするといわれたので、あつたところをそういう工夫をするのかと思ひたのです。

◎波多野委員 日本は紙を大切にしない

◎波多野委員 さすがの波多野さんですね。御説はなにかで敷いておるとき、紙を敷いても敷ききれない。私はもつたないと思ひます。それは、それを片さんどういふように処分して居るのしやうか、それが一番自分で困つて居ると思ひます。各部屋へ紙を置いて見たのですが、日本間を開けるとかしないとか、いろいろ敷き紙などとは言わないで、かなり目ざわりなものです。各部屋へ置いておかなかつたら子供はすべりかす。日本では自分の部屋だけで遊ぶところが習慣がないので、自分で遊ぶときは遊び場、すべりかして出て行つてしまふ。その紙屑をどうするか、今三尺押入れを狭くするといわれたので、あつたところをそういう工夫をするのかと思ひたのです。

◎自由主義 我々は自由平等主義よしの想いまま
す。なな椅子式、あるいはベント式にすると成容
能力がないといわれるのですが、日本の家はざと
襦袢を着るには便利で、ベントがなければ安易に八
人でも九人でも押込んで入れる。そんな要方をす
るが、成容能力があるので、やはり日本式がよ
いといふことにはなれぬと思います。

「もう一つ、ベツトに替はると銀貨とか、そういうもので金が要るといふ。しかしそれは現在持つていさものを全部捨てて新しく買へば金が要るけれども、私のかんがへているのは、銀貨を数くこととはとても大變だと言ひますけれども、私のアパート、一年半程もまして、僕は半分以上の力があてゐる。それを六千圓くらいの金をかけてゐる。そうすればそれは何年もちが判りません。この頃の銀行通では、三年が四年で變なすければならぬ。金をいふ點がその運用を考へ、それから座布田をよかたに無理買ひでもつくり出す。その座布田のことと考へ、それからお市田の綿の打ちかゝ。ふしとかねの織りが、よりかき等を考へ、又井田の人はどんなに無理しても、一万圓も一万五千圓もかけ、織物を替へます。たゞ、たゞのものではない。自分で見て行きまじなら、私は情を去けるのが非常に金がかかるといふことにはならぬと思ひます。たゞ現在するベツトに替はるといふのも、お市田に使うことになる。市田をかけるも日本の布屋は重くてグラスとたれますから胸を圧迫する。それからベツトにかゝるといふことはなかなか」

是す所のあり日本人の社会生活を結してある道徳
 といふのが、それは信實といふこと、いと思ひます
 が、それが内面面的のもの、素直といふたより、も
 外面面的のものを要し、すると、正直なといひてい
 ます。これはたとへば、事情とか思案とかいうより
 だ、強きところを要する、きめられ、要請に従つて行
 ふ。たとへば親が死んでから三年間は喪に服する
 と、うち一つのきめられた形に自らを適用させる。
 親の死に胸に抱いてどう考へてゐるかといふこ
 との問題でなしに、とにかく三年間喪に服すると、
 いふことがきめられてあれば、そのように形を整
 えることが大抵日本の倫理の根本的の性格じきな
 といふと思ひます。これを内面的なものとして道徳
 的な手段、あるいは社会生活なりを充実して行く
 と、それが日本の社会には從來欠けてゐたのではない

○余談 私は北海道の開拓地に行きまして感
に充ちたは、どこへ行つてもお宿と寺とがなやと
よです。日本にはお宿、お寺が到るゝところにあつ
て、それは戦後の領分定つた歴史を語るものでし
よすが、各個人の考えとしてはそれからは孔子様
の教えを稍違ひ違ひして行かなければと思ひます。
クリスチヤンのことはよく存じませんが、キリス
ト教の方は一層肉面的のものが重点となつてゐる
と思ふのですが、それは大きな問題ですから、あ
たふといひまして、……では彼多野さんにお願
ひするにないかと思ひます。

思ひます。

○今更局長 居住の興益担ておられますが、アメリカの住居公社や建設計画団するものは、具體的な興利團體を無事組織してやる。つまり建設費なり、何か金が調達難を印刷して、一般に振舞ふとして集まつた調達の整理して、日本ではこれは「パイパー」はこれだね、根拠地とこれを呼ぶよりよいね、毎年々々その比額を建設計画を定めて行くことが一市民民主的を行き方じやないから悪いませう。現在東京都の建ててあるのはその興利團體をやってゐるかどうか知りませんが、建築家をばなればそれだかという理想案を建ててあるもので、居住者の希望がみたされない。それでいながら不眠が出来ますが、どうしても具体的には公開論議場を基礎にして、その年々の予算で決めて行くといふこととしたらどうかと思つてゐます。

○町田委員 秋田河山ハイムに千五百人の住民の家が建てたが、あれは市の位置式になるから興利團體を持つてあつたものでは、非常な粗雑な建て方であつたので種々校舎の間から筋が出たりしてそのままで住まふのが不便な家だつたものだから、結局家を改めなければならぬやうなものが出来て、私の方の目的が達せられなかつたわけなんです。あの「パイパー」が一番最初の試作住宅として前衛に建てられて、形式のところが、その中の一つで家が住まへりますが、近頃でも同じものは全然出ないのです。河山ハイムも二十

◎母親について

○渡多野委員 主婦の仕事は子供が生れまする爲に増加いたします。これは子供が小さくても自分で用が足らない間ばかりではなく、小学校へ行つても中学校へ参りましても、やはり親は子のため非常に長時間も多く働かなければならぬといふ考えです。それはどういふわけかと申しますと、子供がかかり火さくなつても、母親の手助けをあきらめないといふことも大きな原因ではないかと思ひます。殊に男の子はうちの用をいたしません。これは男の子はいずれ家の主人になりますので、殊に長男ですと、今までの考えでは家の財産がその人のものであるわけで、あの女の子は他の人のお蔭で暮らす。それで小さいときから父兄の事をして何にもさせない習慣があつたのだと思ひます。それがまで今日までなかなか根絶し流れて来るようです。

大正の末から女の子が次第に学校に行くようになり、女の力が學校でお教養とか料理とか家事とか、家庭の実際生活で活用出来る部分を増やせるのことに身につけるようになりまして、やがて家庭においては、お母さん任せに手伝いは決して期待ができなかつたと思います。これは女学生の話を聞くと、女の子が學校に行つて家事のことは何も習うから大分手助けになるよ、でしたけれども、私どもの経験ではあまり手助にならない感じがしたのであります。殊にこの頃から階級偏重になり

つたのですが、やはりどうも日本の人は海關が好までないらしいのです。

○令委員長　私は戸山アイツと居住者を入れたら、此處に提案したので、年寄りのいない家ばかりに抽籤したところから申しましたのだから、どういふわけにいかぬと可なりました。若う人なつたけたつたら斯い生活様式が建設されるよりよいものがある。

○駒田委員　とあるが洋間を用いたのはないが、
人だつたのですね。

○開合委員　そこで中々のことと同じにしたいことは、生活に表を裏とあるものがあるを説く。先ほど今先生が言われた、表と裏とを指している日本人の生活、というものは、何の点に於けるものか、ということですが、しかしこれは非常に複雑いものがあるのではないかと。もう一つは、は公平論者が、映画をかねていつて異動で、便利なものも日本の女という風に思ひますが、そういうふうになさしめてあるのは何でか、ということも考へて見ましたが。

○今委員長　理取つていふ。生活は習慣なりという習慣があり、生活はリズムなりというリズムがありまう。

○勸告委員　と申すは、それはあらざればなる
 というばかりでないのですな。

○陽谷委員　私はまためとづけるゐる問題に、な
 るたときに出るかと思ひますが、そういうことがあ
 るのではないかと思つておられます。それを對症
 するの吐つては必ずしも十分でないように思ひ

語を得意にして、家事や裁縫や茶碗歌が上手といふのはあまり自慢になりません。たゞ、学力成績のよい子は家事や雑用をこなせる学校の成績を下げることは出来ぬからというので、家々持つてから子供に習せぬといふ。男の子の場合はなまじう習ひ過ぎます。遊びが上手子供が多くて机使なるほど山登り用が少くある。そして幾分睡眠時間を少くしなると聞かへるやないわいだなりませう。

戦争中、ある日の家庭から人手を失つた、母の作
用が、代用となり、女の子も男の子の命までや
つてのさうな仕事をやらされるようになった。ど
なるか、その後、戦時なので今日のように情勢が
なりとも変り、今までのように半閑に楽度で暮ら
るものではない、毎日の生活の用は省かなくては
ならないと、思ひました。そこで社会科、家庭科
が重要視されて、加わりました。これは、ま
うと、何となく、なると思ひました。男の子も女
の子も今までの家庭における下個人的な存在から、家
庭の一員としての存在に変わった性質であります。
それと、戦時以前より、家庭に子供はいなくなり、
養育院といふところを聞きます。

◎子供はどの位家康を牛伝うか

さて其体面をいふのはそのくちいふ世が親のお
手紙のちとていふやうにしてゐる。横江氏は御阿の或
中學校の男女生徒五十七名をついて朝六にしま
した。以下その結果を申し上げて置かうと思ひま
す。

二、婦人の社会意識と生活実態

社会意識 それでは次に婦人の社会意識と生活実態ですが、これは鶴見さんにも願ひいたします。鶴見委員 今太田さんからは具体的な例について、結婚や男女の平等というところがうたわれて、やはり生活条件が変わっていない以上はそれが労働条件のものにならない。といふお話がありまして、私、私のおかげからお話ししようとする問題もそうあるものに間違いないと思います。

婦人の社会意識と生活実態

◎ 朱亡人の実態

[illegible]

質類比急

母は母のいふとおりでもなく、もしもそれだけの忠告を
 受けるは、非常にもじめな思ひをして、その事を田
 舎行かた持論の確かなないか、その事には何故か
 といふものが何となく思ひます、でも父の勸をばや
 その事でもとまらなければならぬといふのです。

今幾つか例をお知らせしたけれども、家庭の中心
 あつてゐる妻といふものゝ、母といふものは、父が中心であ
 り、父が中心であるといふ、家庭生活、その中心妻
 といふものが無い、自分を無視した妻の姿のなほに
 思ふといふことが家庭生活全体から思ふとてい
 るし、生が女同様にそのいふやうにして行くのが
 いひの然、そなたでなくもやならぬのを、母は父
 まものたふさである、母は母に母としてのいふこと
 思ひます、それと新しい思想が、でも母の中心
 妻、夫と妻の平等といふものを、妻が持つて行
 向りますが、また、母は母として母である、母
 妻は母外からも、婦人自身からいふやうな母である
 といふことが、母の中心である、母の中心である、

母の中心であると思ひます。

◎日常生活における自律性の欠如

てゐる活動で満足してゐるが、満足してゐるからという問ひに対しては、男の人と女の人の態度が違います。男の人は、女に「男が女に何をいふか」といふので対して、女の人には、男が何をいふか知らないと言つてゐる。ある人は、参議院の活動に対しては、女の人よりも男のものが、批判的なのだが、あるいは今度の国会を通つた法律の中でおななはさういふ法律に「参議院に決したことが、いふような問ひに対しては、男の人は、休言問ひをいふ態度なしと言つてゐるのに對しては、女の人には、批判的意見がない。中の政治的といふ思ひも、すかといふ問ひに對しても、不明といふのが女の人は、参議院に多いといひ、結果が此であります。

政治上の権利が男のものと女のものと法律の上では平等に与えられたるが、政治の上の根本的な事業に對して、具体的に知つてゐない。ある人は、これを對して正しい判断を要する。ある人は、自分ばかりが、正しいといふ意見を、男の人よりも女の人の方が、いふまでもない、奥義調査の材料になります。いふまでもない、奥義調査の材料になります。いふまでもない、奥義調査の材料になります。いふまでもない、奥義調査の材料になります。

あります。その意味を例は「身の上相談」でありま
しです。「身の上相談」はよくある質問の形式
で、つうかちかた意図をしないで「まい、その処理
は困つて、私はどうしたらいいのではありませんか、
私は死んでしまいたいとか、尼寺に入りたとい
ふことで、世間的に名前を知られてゐる「先生
方」にまづ何をたてるといいかたです。つまり
自分で自分の行動に対する責任を負えないか、あ
るいは周囲の行動に対して判断が下せないといふ
ことが背景です。とりすればこういう結果が生じ
る、事実はこうした、その事実のつとつてこ
ういふような行動をすれば将来の見通しはこうな
る、それだから自分に不幸の将来を避けるため
に、この行動はすべきではない、あるいは、幸福
を見通しを實現するためのこの行動をとるべきだ
というように、現在与えられた條件を分析し、そ
れに基づいて自分の行動をいかにすべきかというよ
うな判断母のある判断をたてて、それに基づいて自
己の行動を確すると、それが期待生活における
合理的な判断であると思ひます。「身の上相談」
が流行するといふことは、一面からみれば、その
よから合理的判断の欠如をいめしてゐるといふこ
とができます。

自身の行動に対して責任を負わない。困つた結果が起つて来ると世間的に名前の知られて来る人、いわゆる権威ある人に責任を立せて、その権威に依存して自分を救済せざる。さばいても知らず。やうしない上安心せざる。ああこれでよかったとが、これでは恥が立たぬやうなことを

それらの大さけりより存はつぎし先世の徳をもとに
に業がれていゝものではない。それらの人たちが勤
んで勤めて、しめて一万圓といふようになる。それ
は、その一万圓といふものは個人の労働の価値を
識別されたいまゝに、家全体の財産として考へら
れといふ。

て世々世々に五人の生産者がいて、財布は一つしかありませぬ。五人働いて求ても立派の独立した財布があるのではなくて、一つの財布の中にみんなの財入が掛け込まれるという形が繰り返しているのだと思ひます。そしてそれはやはり男の人も女の人も含めて低賃金であるということからよきなところという形が附けられてゐるのでは無いかと思ひます。それが意識に對する家族員自身の主体性ゆゑ欠如といふことの一つの経済的原因ではないかと思ふのであります。

それをもつ一つの具体的な例で考へてみましょう。給料を毎月つづゝて来たおきにも給金はどうするか。という質問を出してみました。その場合に幾ら自分の給料であつて、税金が幾ら差引かれて、どうのどうのといふ具体的なことには皆さんは無関心で、給料をもらつとすぐそのまま父親なり母親なりと渡すというのが八四六でありました。つまり八割の人たちが月給袋のまま渡すといふことを買ひ受けるのです。もう一つの場合にどうするかといふことは横に上げるといふ人もあります。それからあなたのおづかいはどうしますかとすると、「お母さんもちょうどお父さん」といふ人、「お父さんがたゞお母さんがちやうどお父さん」といふ人が出て来たりして、結局お母さんが

空、一休のうたにたいのなきをうたふとて、
よびてきぬ花もあはれという歌は、行動の機関が
身の上相續といふものをたしきまなも流行りたる原
因だと思ひます。

◎ 婦人の経済的地位

というように自分の行動に対して見出しがな
 いというところが、社会意識が薄まらないといふこと
 とよ、りばはるな關係にあるのではないかと感じ
 ます。そしてなぜかういふことが出て来るかとい
 うことこれに附いていろいろ原因があると思ひます
 が、どの問題を家族意識の問題と関連させて考へ
 てみないと思ふのであります。今大浜さんの言わ
 れましたように、女の人の地位といふものは、家
 庭内においては生を經濟的に從属した地位にある
 ということがあります。

一九三一年、今から十九年前に行われた職業補
人の調査によると、これは東京市役所で調べたも
のであります。一月四千五百十四名の職業補充
に對して調べましたところ、家計補助のため休職
している……つまり家計の補助のためにというの
は大体その人の生活が總の負担において生活して
おつて、その大の材料は家計の補助的な……それか
の用ひまゝになるといふよりな關係です。……右の
が大體七七八八といふのですから八割くらいのも
のがこの家計補助的労働の中に入るまいなわけであ
ります。こればもちろん一般常識でありましてし
う九年も前の、旧皇統時代で、今の隆盛代が是の
にあたるわけです。それで、現在の状態をみて

[illegible]

自分の働いたその労働の結果として得た報酬、自己の労働に対する価値という概念が何となく欠如されているのではないかと思われるような言葉を使ひをして解きたいということが、やはり一つの難徴的な形ではないかと思ひます。つまり財産というものは自分で働いたにしろ家族全体に從属するものであつて、自分の給料というものは報酬がなくて、それをまた親がもらふという形で表現されているということが時勢的だといふふうに思ひます。

しかしそれがすべてではないということば、
 応自分でとつて、その中から毎月さまづつを割当し給
 だけの手計費を出すという人たれどもその中にいゝ
 わけであります。そういう月給の処理の仕方が今
 後多くなつて行くと思ひます。またさういふ月給
 の処理の仕方をしてゐる人たちは、自分の家族の
 中で、自分のもの、人のものといふ所有權の概念
 が、明確にされてゐるようぢ思ひます。

そのとき、神は人たちに大神の分の金貨を配り、
かかっているのか、また自分の渡した給油、食物
で自分の生活がたして助わっているのか、また
のか、とうとうとた、なつかりした態度を捨てた
ちとちんことが、一ひの態度だと思ひます。それは
とうとうとてに現われてゐるかと、いふ、借金
が幾ら引かれてゐるかといふより、なを、何となく
なかなしいといふより、な、世間が借金、増えた、消
去に多く出て来るので、

猶八平年局の調査によつて、家計補助のため働いてゐる人が、その半分以上は、家計補助の目的が、半分以上あるが、四分の一は、自分の小遣か、おける金のために働いてゐるものがあるが、四分の一は、これを合計すると、五割八分、つまり半數以上の働く婦人は、依然として家計補助の労働を行つてゐるといふ事になるわけであり、さうである。

九四八年に於ける小牧場の生産量をいじりました。婦人の職場として代表圖が七つの産業の労働者、機器・化學・公務・通信・金融・交通、その他、そして側面にある二百五十名の婦人に対し、ち付けたものであります。何れも、東京市内もしくは近郊の企業に働く婦人であり得ます。

いりの第七三號で、上巻以上を讀み終へた。これは、
して女の人が働くといふことは、家計補助的だとい
ふことが生活の條件として出て来るわけだ。
ところがこの家計補助的労働をいふのは、女
の人だけじゃなくて男の人もうはり家計補助的労働
だと言ふのはなにか。といふことは男の人の
賃金が家族全体を養つて行くのに足りない。それを
ほかの誰かにも働く、頭金にも働く、あるいは借金
い子供まで船度取り出して働いて来る、そのお金
を寄せ集めてやつと一家出入なり三人暮らしの生活
が保たれてゐる、いふ状態であつた。その人々
々々の生活といふものは、色々働いて三半田生活
のなほ、私の労働の価値は三半田にめぐるもの

◎ 家族に対する依存意識

今度仲、家族に及する保存設備にたいする考案を
おまじしより、経済的にどういふ人ならば、大體出
版と申しましたように自分の入れる給料だけでは
生活できない。實際には親の負担において生活に
してゐるのだから、そのような家庭生活の仕方の中
から設備に及する態度も決定されてゐるようにな
るを利する。結果に及する態度はまた、家族に及
する保存の財力といふものによつて一つの尺度で
決定しなくてはならない。

結婚で済むと願望の半ではうへうへ結婚の仕方はいかにせよと互に聞いてみかみなのですが、親の意をた相手が結婚するのが一番安全だといふ意見を聞いたを入。そればかりでありませんして「おれしかたから先でござる」といふ。

ちるものと同じやうに、一歩、二歩進めば、はりひかりの光の
 中を歩ける。一番幸がよいのは、自分の足で進んだ道に、
 親を同様に導き進んでゆく形だ。これが三つ、四つあ
 りたれば、親の足跡を指し明けて、自分の足で進
 んでゆく。足踏するといふのが、又、一歩で、を
 ゑて、進め、またのけするが、その際、親に相談せず
 に自分なれと思ひ、勝手があるなら、踏進してしま
 うといふ、それは、一歩もあり、二歩も進んでゐない。

各々の問題には自分達の選んだ相手に頼り、同僚や他
者との争ひをせず、平和に解決した例ではあるが、
「おぼろげな富小の判事」に於て、剛直な小島と、温和な
大島とが、互つた争ひを始めた。大島は、自ら

次の二はあなを以てこの前の選挙では何党に投票しましたかと聞いたが、自由党に投票しましたと言ふ。自由党はあなたは今衆議院のやつたように税を上げた者が税金をとらばよいという政策、つまり勤労者利益といふものの旗幟をすゑと言ひましたが聞きまして、非常に感服を致して、それとそれとは別問題で本よと言ふ。それで私は非常に思つたのですが、それではなぜ自由党がよいのですかと問ひましたら、上品ですから好まれますと言つた。(笑聲)これは英い事ではなからぬのであります。つまりこれが婦人の政治運動の一つの現われではないかと思ふのです。それが、その旗幟の形で言わなければならぬ。たとへば、社会党なり、共産党なりに投票した女の人はなしたのかと言いますと、どうも詰まつてしまつて「何となく」といふようなことに成つてしまひ、まったく意思薄弱と申しますが、理由のない行動をしているということがそこに出て来るのを感じます。

「さうしたわけではなかつた意見が出た。政治界といふのはそのことばかりだ。つまり、正統派といふのは、御主人と奥さんの間方の有様を見ても、義理書き込んでくたさぬと云つて、御主人さま

となつた今此の東洋經濟調査の
 の政治を免除する限りですか
 々々時時、言ひ廻つた場合、
 「どうも」と質問する
 々々々々

主由会協産他親
 の所親
 民百社国共其無

年	今	應	英	整
張	野	2		
夫	才			

の表決は、即ち政府支持の組合は相手の目論を配
入する。

● 未決定

● 運営組合

● 未決定

● 運営組合

→ あなたの御主人（奥さん）がどの政府を支持す
ると思ひますか？

● （夫は多分次の政變を）主権会協産他属
（？）にしよう

● （妻は多分次の政變を）民自社国共共無
の所へ支持しよう

● 吟味。知らない又は未決定の場合は相手の口述
を記入する

夫の回答
「あなたは夜更に働くつもりですか」
「はい、然る、夜更、夜更」
「時限、近頃なく未決定の場合は、どうして」と
質問する。夫、妻

たゞに磯山さんの政治意識の暗黒奥府調査の中でも非常によく現われてゐるのであります。これは磯山先生に付つてゐる指摘を以てしたことを知つていりますが、ある元小作人の妻は、元原則がその女の人の懐にだにやゝ笑つてゐる處で爸爸なつた。ところがその場合から親父さんが目を離して、その女は何にも知つてやしません。おといふ正しさなことを重つた。つぎその人の批判を對してきても親父さんが干渉をする。さうしてその奥さんは、いや私は知つてゐますよ。という反折の意思も何も示すことがないのもあります。

さういふ現象は、出て来るのでありまして、
私たちが輿論調査にまつてみますと、特にあか
みさんたちを代表して、なるべく親父さんといふ
るすべの作からして、前衛に訪ねて行きますと、こ
れは東京府のある中流の家庭ですが、そこに往つ
て、寒中暖爐調査なんです、それは何もむづか
しいことではないに、政治の問題でも何でもない
のですが、何かに弊害、と云つたら、それ何と云
うか、ないにせよ、さういふ、寒の主人が介抱する

人に教ひあつて頭で書き込んでゐるものも、
見、どういふことが出て来たかというところのA
表では不一致だつたのが、B表では一致が非常に

問「あなたは今度の衆議院総選挙にどの政党を支持する積りですか」

答「御留意該当個所に○印をつけて下さい。」

▲ 著し制が出來ない場合は左にその理由を記入下さい。

要	大
局	党
自	院
計	院
国	院
共	院
其	院
の	院
無	院
(政党名を記入して下さい)	属
所	
(候補者を記入して下さい)	

ノ大の場合ノ
ノ妻の場合ノ

No.

多くなつておるのではありません。A表とB表を合計
べてみますと不一致よりも一致の方が幾度倍増加
してあります。Bの増計の上とるなほ、A
表で一致は10のは百三十五を、不一致は百
六十八を、B表に換へると一致が百三十五

さういふことをなすのはお母さんの止むを得ない御
意見と云ひます。素の親父さんに斯いことを
させる、お父さんおに聞いでも構はない、こゝ
にゐるが、女の人に是非常に多いのであります。
それが政治腐敗のときには非常に具体的に現われ
る。つまり人生觀とが、何ぞかかういふ形而上
學的な問題でしたら、何も意見は様になくてもそ
の人の生活にはいかに影響があるか、生活がもし自由
に、一舉を投ずるといふ場合は、それが非常に
大きなものになりかねない。そのことが今世に
なまじりました毎日新聞社の英西編輯に對しての
調査であります。

これに、昭和二十二年四月の調査でありまし
た。私は計件にもとより調査をしたのです。
いさゝか難点があるが不十分のためにはあ
らねばならないかと思ひますので説明させて
いただきますが、A表、B表というものが別れて
います。そのA表というのは、奥さかす御主人
とを引々に調査した場合は、その結果が出て来た
のがA表なのです。それでもう一度さかす御主人
と全然にめしあはさないように、試験しなす御
主ではない、引々にめしあはす御主です。

「や、不。愛が七十九になつてゐるぢやないか。お母さん本
に驚いて非情になつてゐるのさ。いふから『あつた』と云
ひなさいませう。

	調查數	來 唱 婦 離			婦 唱 夫 隨			不 武	
		即 唱	推 定	詳	即 唱	推 定	詳	明	立
柳 風	100	40	32	72	2		2	13	73
香 梅	100	28	34	52	5	1	6	5	27
中 華	100	21	34	55	2		3	5	30
計	300	(31.3)	(32.7)	(52.7)	(3)	(1.4)	(1.3)	(17.7)	(26.5)

なるというところをきくた研生服に強せなせ果し
 妻の失禮辱隨の体存事というのが出て来てある
 のですが、それよりも一番はつかりながらそのは
 じまりです。③彼の失禮辱隨に實に於けるものは
 知るかと思ふが第一、彼がそのものをあつたてて妻
 の意見が失つて致したといふのが夫婦間隨分の遠
 かりきです。それを前面にしようといふのは、ある

それからもう一つ、それはちよつと違つたといへば言えることではないかと思ふのです。恋愛や結婚の路が先に出ましたので、それで関連して用ひ上げておきたいのであります。それは、口では相当で、理論的、あるいは進歩的なことを言つていながら、行動はそれと全然かけ離れた安易なことをするといふ例が最近の新聞にも相違出ていると思ふのであります。

それからもう一つ、感傷と理想とが非常にちよつと違つた。理論と實際とが非常にちよつと違つた形である。アブレグールと言つてゐる意味の二つの特性ではないかと思ふのであります。感情の面では非常に進歩的なものになつてしまつてゐるが、口では非常に進歩的なことを言つてゐるが、行動はそれと全然かけ離れた安易なことをするといふ例が最近の新聞にも相違出ていると思ふのであります。

それからもう一つ、それはちよつと違つたといへば言えることではないかと思ふのです。恋愛や結婚の路が先に出ましたので、それで関連して用ひ上げておきたいのであります。それは、口では相当で、理論的、あるいは進歩的なことを言つていながら、行動はそれと全然かけ離れた安易なことをするといふ例が最近の新聞にも相違出ていると思ふのであります。

つの問題があるのではないかと思ふ。つの問題があるのではないかと思ふ。

質疑応答

○今委員長 御質問はありますか。

○田田委員 今の最後の理論と行動とが實際と一致しないといふこと、これは女ばかりの問題ではないか。

○田田委員 先ほど申しましたように女ばかりの問題でなく、男も含めて……。

○田田委員 特別男の方が……。

○田田委員 それはある一つの特定の問題であつてではないですか。たとえば社会的生活において割合と進歩的な言論を弄してゐる人が、實際における家庭生活においては……。

○田田委員 特定の人のことを言つてゐるのではないのです。

○田田委員 駒田さんのおつしやるのは、多分にもう既に……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

○田田委員 奥さんで……。

ついで、もしあたふたした時運した時、どんなに情
さふを操時間立を準備せよと約束することはしない。
是つと持込が困難にして、お前にあはせよう、といひ
つた。またな、お前のそばにはあかみさんはい
「あんなうまいことをいつて、サマサレきしない
よ」るいいました。やはりサマサレない、という
覚悟で生きていゝと思ひます。しかし、本日は
夕暮れぬいたための合理的判断がもたらぬで、そ
ゆゑめには、その政見なり、個人なりの、過去に
おける業績の分析と、それにもとづいて将来の行
動に對する予見を下す、といふ態度がとられなけ
ればならぬでしょう。

○結句云、私の周囲で衆權する人は結局選挙に對する熱意がないわけではなく、あれにもこれでもうやがて、ブラスがあるということで、結局間違つた方向に持つて行かれるよりはしない方がいい、そういう衆權者が女の人の場合には相當あるのです。

○藤田委員、それは女の人の場合に限らず、一般に衆權の高さの方がむしろ政治意識の高さを反映しているという場合が多いとはない。

形が現われたものであります。あの樹は九十九夜、黒を、光と感服のていた。ところがそれを明べてみるに、黒のうちに、一つの黒を、かまえる。九十九夜以上というものが特定の候補者に集中してあるという結果が見られる。それは何を意味するかと、徳見さんの言われる意味の独自の、歴史的判断が下せない、顔役に命令された形

A high-contrast, black and white image of a textured surface, possibly a book cover or endpaper. The texture is grainy and uneven. A prominent vertical crease or fold runs down the center of the image. There are several dark, irregular spots and marks scattered across the surface, particularly near the top and bottom edges. The overall appearance is aged and worn.

○警員委員 各位が重要でしょうね。選挙が明日あつても、今日考へるといふのでは遅いわけですから。

○今委員長 人に投票するのでなくで政党に投票するのではありません。

の議員を以て、アメリカの場合には議員の点數表と
比較するのをつくりまします。私金の問題についてこゝ
に於ては、三ある十點、あるいはマカス側點とい
ふ金貨は自分では候補者に対する採点をして、百點
を十點の人が持つたら百點の人に授與する。や
はり総合的判断の問題ですね。

の福田委員、もういり仲良妻というものゆでたがつくつて配るのですか。

○朝日委員 新聞や雑誌などにでている議会における各法案に対する議員の賛否の表決や委員会での発言などにもついて、自分を採決表をつくるのです。

◎選出委員　そのいふのは、要するに、既知というわけですね。

◎議員委員　一般的にそのいう態度があるわけで

政治判断というものは往り科学的なものだ。いふまでもなく、得意当りばつたりにやるものでもない。一つの問題について考えてやるものでもない。生活は総合的に考えてやるものですから、フラスコ、マイカス総合して一片数の高い人にやるわけです。つまり過去の業績がものを言ひわけです。

○聯合委員
今のことを見奉る場合に西いかたは

で、つまり自分の援助を過ぎない外形的な組織が一票に反映し、それが数字になつて現れたといふといふ場合が非常に多いと思います。

小生がなんかを使つて、棄権をしないのうちに、
まじふ。棄権は恥だといつて大いに怒り出しに
つためる。おれも一紙作悪いとは申しませんが、
それだ、なま／＼村なら村のボスの顔役の支配
力と結びつけば、かゝつて非常に悪い意味をもつ
場合がある。そんな場合には、猪り出されてボス
のいいなりに投票するよりは、むしろ投票しない
方がよい。投票に際する判断をかねて独立主権生

があるか、ないかということが問題だと思ふのである。

○駒田委員 独立主体性があつてそれをしないとしたらどうなるのでしょうか。

○磯田委員　ですから自分で、原告をよつたけれども、結局だれも入れない人はないから、といふのは、一つの判断でしょう。それが妥当であるかどうかは別としても、しかるに、もし自分で判断しようといふ氣は全然なくて、だれか加あの人に

入れるといふ方が入れる。自分の判断といふものを引をない。それが投票といふ形で現われるとすれば、衆議院の方のむしろ政治的意欲の漸さを示しているといふ場合があると思うわけです。

に持つて行かぬことは大きな問題があります。

○横田委員　さつきのアメリカの話ですが、サエリカでは一般に夫嶋婦隨が日本を逆の婦嶋夫隨と

と、日本の政治そのものが石れ棒と合間作と親でないといふ面も一つにはあるわけですね。

○礦山委員 合理化といふこともあるだろうし、アメリカなどの場合なら国民の一人々々に自分の一票で政治をいかにしようにも動かすことが可能だといふ意識もあるでしょう。日本では政治といふものは、おれたちがやるものじゃないといふことに

初めからきまつておりますね。それが天皇制絶対主義というが、人民の政治的な権利の一般的を低さというものの現われじやないでしょうか。

○鶴見委員　自己の行動に対して責任をとる。自

○調査委員　いつどこの社会においてもそういう不合理な政治の動きはないものが、国民の内面的な要求を相対しながら出て来るわけですね。

○聴見委員　結局それが政治の相剋になつて出て

来るわけでは、

三、經濟面より見た
家庭生活

三、經濟面より見た 家庭生活

一、家計費の分析

○今委員長　三番の、経済面より見た家庭生活の中、家計費の分析を隅谷さんをお願いします。

○隅谷委員　私は「家計費の分析」と、「家庭生
活の近代化と社会保障」という、二つの問題を考
えられたのでありますが、今までいろいろ「家庭生
活」時にその近代化についてお話があつたわけであ
りますから、今日のような日本の家庭生活費、

なされてゐるのが多いのですか

◎簡見委員　それが一般とは言えません。女の大分割合関係はどうか、船舶を持っており、また

を考へたる關係で日清戦争における判斷にさういふの
です。それがことと政治と結びついて現れて来る。
習慣上政治というものは自分たちの生活によつて
くするものと思つてゐる。日本人はそう思つてゐ
ない。

○**選出委員** 對本人は、政治といふと何か偉い人がやるもので、われわれには縁のないものだといふ。

○**簡見委員** そとが全然違ふのです。短かうても

れでゐる。先とは男の人が新聞を讀む場合は安
 の人は本を讀むし、讀書会に行きくまもありません
 は、そりいり勤男の人が引張られるわけですね。

○磯田委員 先般と御紹介になりましたが、さうい

の例というのは、そんなことが派山あつたので
す。

○**意見委員** それは十つの話です。

○**今委員長** 結婚の場合はゆづり増えられる付
れども、遊藝の場合はゆづり増えられないから

○鶴見委員　でもそれはゆつくり務を怠れば済まないといふこともないでしよう。常回りの事をていれれば……。

ますした。大体背戚から下より力なんがでた考へ
てゐるから運動が起るなかに血鼓でといふのは

構成してゐる経済的な事件はどのようなものであるかを知ることが出来ることを希望して、家庭生活の近代化を動機として展開してゆく、可能であることを見出すか、となつたことが本に對する課題だと思ふのでありま

す。問題が非常に大きいので大体三つの点を中心
に考えながら——その二つの点というのは精神の
ところで申し上げて見たいと思へますが、——簡
単にお話して見たいと思ひのであります。

收入

すでに家計費に入りまして、東京日本の家計にお
構成している収入について、二つの特色指摘して
見たいと思っております。

その一つは収入の中で家族収入といふものの占める比率は、——それ何れも統計的の調査があるわけではないのですが、——生計費研究の専門家の意見によつても、往々の調査を推定して大體二〇%が二三五%を考へてよいのではないかと思いますが、とにかく家族収入が最も収入の中に存存して居つて、しかもそれがかなりの比重を占めて來るというところに、最も第一の特徴がある。

これは前にもいふ通り、地方からお配当ありま
しをよりに日本の家族制度といふものが、天竺中
心にした近代的な家族に分解してないために、
同一家族に二世帯も三世帯も含まれ、たとえ親
子で働いてゐるとか、あるいは兄弟の働いてゐる
とか、そういう複雑な家族構成を持つてゐるとこ
ろなる生活にゐるわけであり、その親がなせ分
解しないかといふことに關しては、僕が底もいひ

50

	昭和 8・9~9・8			昭和 9・9~10・8			昭和 10・9~11・8		
	平 均	給料者	労働者	平 均	給料者	労働者	平 均	給料者	労働者
支 出	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
飲食物費	34.13	31.19	35.90	36.21	32.99	38.14	37.65	34.40	39.53
住 居 費	17.42	18.48	16.79	16.90	18.04	16.20	16.83	17.89	16.22
光 熱 費	4.87	5.02	4.78	4.89	4.06	4.76	4.98	5.14	4.88
賃 取 費	12.36	12.00	12.19	12.02	12.16	11.92	11.94	11.62	11.19
其 の 他	31.23	32.71	30.34	29.18	31.75	28.91	29.20	30.95	29.18

612

収 入 別	家族人員	消費單位	食 料 費	飲 食 費	住 居 費	光 熱 費	被 服 費	其 の 他
5.0 円 未 滿	3.43	2.49	42.30 1.00	22.33 37.21	9.05 19.13	3.23 6.83	3.28 6.94	5.41 19.83
6.0	3.88	2.84	52.27 1.00	24.86 47.56	8.91 17.05	3.07 5.87	4.73 9.03	10.70 20.40
7.0	3.96	2.96	59.70 1.00	26.04 43.53	10.07 15.85	3.36 5.62	0.06 10.14	14.25 23.86
8.0	4.20	3.09	60.44 1.00	27.82 41.87	10.89 16.59	3.45 5.19	7.03 10.58	17.23 25.97
9.0	4.29	3.11	75.75 1.00	30.42 40.16	12.13 16.07	3.75 4.95	8.52 11.25	20.93 27.65
10.0	4.29	3.16	83.46 1.00	31.81 38.12	13.74 14.46	3.97 4.76	9.65 11.56	24.29 29.10
10.0 円 以 上	4.42	3.86	96.95 1.00	35.08 36.18	15.26 15.74	4.18 4.51	11.57 11.94	30.89 31.88

(註) 內閣家計調査

アメリカの人たちの生計費の内容がどうであるかということとを具体的に對照することだと思ふがつたのですが、日本の場合娛樂に對する支出はかなり高い比率を占めております。一般に日本人の家計は、生活に樂しむ余裕がないように買われているのに、失態さういふものだからの金を使つてゐるというように「見思われる」のであります。が、しかし私などはそれをむしむる家庭の中に休養があるのは娛樂がないといふことの反映として理解しなけりばならぬのではないが、日本の家庭生活は、家庭での生活を樂しむ、その中で休養を得るというような要領を持つてゐないのではないかと、このように思ふのであります。従つて社会生活の中で増つて來たといふ、のトラブルなどの苦さを感じたために休、外へ行くで映画を見るとき、を離らすために休、外へ行くで映画を見るとき、のような形で娯樂費が多くなつて行く、その場合に女は夫休家におつておろした支出にあまりあてがはれないというのが、日本の家計の精強ではないかと思ふわけでありませう。

その世の世のついでといふと、生計の分をい

少いところでも二〇％は占めてゐる。エンガルの場合は五％から一五％というふうに、非常に低い係数を示してゐるのに対して、日本の場合には二〇％から三〇％以上というような比率を占めてゐるのであります。たとへば父階級であるとか、婚姻給養とかいふのが一家の家計に多くの比率を占めてゐるというようなことがしばしば指摘されておりますが、この中にも現出することがあるものであります。

い、運命があり、すが、経済的に困窮を感ずるものはやはり低賃金というところに帰着せざるを得ないわけでありませう。

皆さんがよく御承知のように家族員は、多くなればなるほど一人あたりの生活費は割安になつて行くわけでありませう。そういう意味では多数の家族員を解しないで、一つの家族の中にしかかえておる方が、一人あたりの生活に楽になつて来るというところは当然であります。低賃金で生活が苦しい世帯ではそうした事情から一つの家庭の中に多くの家族員を收容するといふことになつて来ます。

さうして一人の勤労者だけでは低賃金のために家族を養ふことが困難であつて、そこで三人も四人も働き、その収入の合計で生活を支えることになり、そうしたことがこの家族収入の比率を大なりしめ、また常に存在せしめてあるのであります。要の点が収入について第一に指摘される点だと思ふのであります。

疑ひの点は家族収入の中にも一部分入つて来ますが、必らずしも収入という形で来ない見えざるものでもある主婦の内職、主婦の労働でありませう。日本の家事労働というものは後に少し触れると思いますが、近代的社会においては、本来ならば社会が負担すべき、あるいは生計されたものを購入するといふような形で家事労働から除かるべきものが、日本の場合にはなおたくさん家事労働の中に入つてあります。そうした労働を生計が引受けであります。さらに家計が非常に苦しい、あるいは労働というものが近代化していかない

支 出

といふ事によつて、主婦が家事労働を怠るやうな傾向がある。主婦が家事労働を怠るやうな傾向がある。主婦が家事労働を怠るやうな傾向がある。

に積極的な生産的な労働に非常に多くの時間を費してゐます。これは日本の農村はほとんどそうであるし、さらに中小工業者を考えて見ますと、商店であれば、店の方も半分はしなければならぬといふやうなことは、ごく当たり前のことであります。

さらに主婦の内職という収入を得る労働がなされておるといふような点を考えますと、日本の家庭婦人は家計の担当者と言ひ意味で、日本の社会の矛盾の現われとしての低賃金、あるいは日本の経済的結構の欠陥を、みずから身にしようとするを得ない。即ち、低賃金による収入の不足を主婦の労働によつて補うということになつてあると思ふのであります。そこから生ずる経済的な壓迫と肉体的な過労が主婦の意識を非常に低くしてゐる。それが更に家庭婦人の地位を非常に劣悪にしてゐるということです。因果關係を持つてゐると思ふのであります。なおこのよりの低賃金が主婦を働かせ、婦人が低賃金で働くことによつて男子の賃金が引下げられ、さらに婦人の労働が家計補助的であるといふことから婦人自身の賃金が引下げられるといふ循環があるので、私は別に申し上げないことにして、収入のことについてばそれだけにしたいと思います。

その資料の一致及び一致、これは大抵戦前の標準的な日本経済の下における家計の状況でありましたが、それを見て、まず驚くところは、食費の比率がきわめて低いといふことでありまして、節約生活者ですと大抵三三％、工場労働者ですと三八％前後農家でも四六％、大抵その程度になつてゐるのです。皆さんのよく知つておられるインゲル係数のインゲルが戦前年頭ヘルギンで朝べた場合には大抵五〇％から六〇％といふことになるてゐるのですが、戦前の日本の場合には五〇％といふのはないのでありまして、国家から補助をもらつて生きてゐるような要保護階級にたうした比率を占めてゐるものが見られる以外に、農民の四五％を最高にして、大抵三〇％から五〇％の間に分布してゐるという状況であります。

これを見ますと、日本人の生活は、かなり高めではないかというような結論が出さうであります。しかし私はこれに対しては非常な疑問を持つてゐるのであります。食費の比率のわからぬ結論を出すのは限りであり、それはむしろ日本の経済の構造が、このような生計費の構成を規定してゐるというふうな考えなければならぬと思ふのであります。この点についてはまたあとで少しお話をしたいと思ひますが今はたゞ指摘だけしておきます。

それから二番目に生計費の中へ気がつくところは「その他」という項目の支出が非常に多くの戸数を占めており、大抵三〇％以上を占めてゐます。

大抵その要に示されておるような数字を以ておるというように考へてよいと思ひます。

それならば、そのような家計は戦争によつてどのような変化を受けて今日に至つておるかといふことについて六、七、八、五を算定した結果は、大抵その要に示されておるような数字を以ておるというように考へてよいと思ひます。

◎日本経済の性格

少し無理でなく申し上げますと、このように生計費が低く、「その他」といふような支出の多いといふことは、日本の経済構造の矛盾を現わしてゐると言つてよいのではないかと思ふのであります。それは第一に、食費の内容が低廉であり主食費が過半を占めてゐる。この点もまた指し示される点で、主たる説明を省略して、第二に日本の経済を全体的に考へて見ると、大まかに三つが方々にあつてゐる。その第一が鉄道の敷設が方々にあつてゐる。第二が電力の供給が方々にあつてゐる。第三が都市の発展が方々にあつてゐる。この三つが日本の経済の性格を形作る主要な内容である。この三つが日本の経済の性格を形作る主要な内容である。この三つが日本の経済の性格を形作る主要な内容である。

の物価の体系の中では、そのうち最も高価なものが、生産者から消費者までの間に、日本の資本主義社会においては大抵非特安く配分されてゐる。そのように食物の価格が安いといふことは、第一「飲食費」といふものの比率が生計費の中に占めて低くなる。ですからそれは生活の程度が低いといふことではなから、そのような生活の程度が低いといふ人たちの生産するものが相対的に安いといふことを意味してゐるに外ならないのであります。それに対して「その他」は、たゞなれば交際費とか娯楽費であるとかいふものは、資本主義的で経済されたものであるに對する支出であります。そのしたものはやはり資本にとつて利益がなければ成立しないといふようなところから文化生活の向上といふこともあつて「その他」の消費市場が開拓されます。これを「収入」といふと、農民や中小生産者以外のつくつたものを消費することが文化的必要となり得ます。従つて食費の比率が下つて、「その他」の比率が上つて、特に工場でつくられたものを消費する方面での支出が相対的に高くなる。従つて食費の比率が下つて、「その他」の比率が上つて、特に工場でつくられたものを消費する方面での支出が相対的に高くなる。従つて食費の比率が下つて、「その他」の比率が上つて、特に工場でつくられたものを消費する方面での支出が相対的に高くなる。

第三表 東京府労働者家計調査

	支出	食費	比	世帯人員
21年 4月	1186円	766円	64.6%	4.1人
7月	2025	1398	68.9	4.3
10月	1814	1161	64.0	4.4
22年 4月	2912	1699	58.4	4.3
7月	5264	3251	62.0	4.4
10月	6113	3612	59.1	4.3
23年 4月	9177	5027	54.8	4.5
7月	11353	6667	58.7	4.4
10月	12478	6990	56.0	4.3
24年 4月	14808	7923	53.5	4.4
7月	15139	7637	50.5	4.2

第五表 有業人員別支出額

有業人員	世帯人員	主食	非主食	(小計)	被服費	光熱費	住居費	娯楽費	計
0人	3.83	347 22.7	620 40.3	967 63.0	111 7.3	77 5.0	105 6.8	274 17.9	1534 100
1人	4.24	480 24.5	623 31.1	1103 55.6	156 7.9	87 4.3	12 0.6	245 12.6	1563 100
2人	5.08	565 28.2	535 26.8	1100 55.0	130 6.7	83 4.3	61 3.1	221 11.5	1395 100
3人	5.82	402 27.0	500 33.5	902 60.5	176 11.4	79 5.3	76 5.1	264 17.7	1491 100
4人	7.32	331 25.2	517 39.4	848 64.6	156 11.9	55 4.2	58 4.4	196 14.9	1313 100
5人	7.00	381 26.7	705 48.3	1086 74.4	21 1.4	8 0.6	29 2.0	315 21.6	1459 100
6人	9.00	464 27.4	729 43.1	1193 70.5	202 11.9	30 1.8	39 2.3	229 13.5	1693 100
計	4.64	374 24.9	589 39.1	962 64.0	149 9.9	82 5.5	70 4.6	240 16.0	1503 100

〔出〕 C. P. S. (昭 22. 11)

第六表 支出階級別支出額割合

支出額	主食	非主食	(小計)	被服費	光熱費	住居費	娯楽費
500円未満	100	25.4	48.2	73.6	3.1	3.4	1.4
500円以上	100	27.3	42.8	70.1	5.8	6.5	3.3
1000円未満	100	23.8	40.3	66.6	7.8	5.8	3.7
1000円以上	100	26.8	40.0	65.8	8.4	5.3	3.7
2000円未満	100	26.0	39.5	64.5	9.8	5.2	3.6
2000円以上	100	28.0	38.1	66.1	13.9	5.3	6.6
3000円未満	100	28.2	42.2	69.4	9.5	4.7	6.1
3000円以上	100	28.2	42.2	69.4	9.5	4.7	6.1
4000円未満	100	28.2	42.2	69.4	9.5	4.7	6.1
4000円以上	100	28.2	42.2	69.4	9.5	4.7	6.1
5000円未満	100	28.2	42.2	69.4	9.5	4.7	6.1
5000円以上	100	28.2	42.2	69.4	9.5	4.7	6.1
計	100	26.9	38.1	64.0	9.9	5.5	4.6

〔出〕 C. P. S. (昭 22. 11)

第四表 職業別支出額

職業別	世帯人員	主食	非主食	(小計)	被服費	光熱費	住居費	娯楽費
労働者及び 事務員	4.56	667 100	1669 25.0	2336 40.4	4369 63.4	638 9.6	388 5.8	273 4.1
官吏及び 職員	4.47	6446 100	1660 25.8	8106 125.8	3978 61.0	585 9.0	410 6.4	212 3.3
(中小) 業主	5.07	3524 100	2111 25.4	5635 85.3	2280 63.3	923 11.1	379 4.6	419 5.0
知識者その他	4.28	6093 100	1284 21.0	7377 121.0	3677 60.6	377 5.2	514 7.2	502 8.2
計	4.66	6982 100	1739 24.9	8721 124.9	4469 64.0	690 9.9	383 4.4	225 3.3

〔出〕 C. P. S. (昭 22. 11)

◎ 国民経済と個人消費

第七表 國民總生産と總支出のバランス

	昭和5～9年		昭和21年		昭和22年		昭和23年		昭和24年	
	金額 (百万円)	増成 (%)		金額増成 (億)(%)	金額増成 (億)(%)	金額増成 (億)(%)	金額増成 (億)(%)		金額増成 (億)(%)	
総生産	12825	100	総生産	4177100	12470100	27774100	総生産	30581100		
国民所得	11556	89.3	国民所得	386992.7	1127590.4	2280080.7	国民所得	2623885.8		
間接税等	808	6.2	間接税等	1924.6	10519.2	23498.4	間接税等	322910.5		
減価償却	527	4.1	資本減耗引当	1172.8	3960.6	3191.7	減価償却	4081.4		
不実金	△66△0.5		控除・補助金	451.0	730.7	其他合	不実合	8062.0		
			統計上の不実合	1884.5	7572.1	27051.8				
総支出	12825	100	総支出	4177100	12470100	27774100	総支出	30581100		
個人消費	9465	73.8	個人消費	269164.4	856068.7	1586560.7	個人消費	1882461.5		
産業投資	695	5.4	民間資	65015.8	138611.1	1876474.3	産業投資	580019.0		
住居建設	271	2.1	本形成			3960	住居建設	6322.1		
財政支出	2812	21.9	政府財貨			6049	財政支出	377712.4		
海外純投資	297	2.3	サービス購入	82819.8	252420.2	(5250)23.0	海外純投資	△1276△4.2		
総除	△735△5.7						総除	△1054△3.4		

(註) 昭和23年度は若干推定補計す。昭和24年度は参考的に復興計画第一次年度分を掲げた。

◎日本における家庭生活と社会生活との関係

二、家庭生活の近代化と社会

行くべきであるうが、といふことが次の問題ですが、その問題はなだの国民総生産物の分配といふ点について申し上げたとるに關係してあるわけでありませう。しかしここでは問題を新して展開するためには少しく違つた視野から論じて見たいと思ひます。

◎日本における家庭生活と社會生活との關係

元來、家庭生活と社會の生活とはもちろん決して切離すことはできないのでありますが、しかし一応それぞれ独自性を持つてゐるわけはあります。その独自性を持つた二つのものが、母体ではやゝ異つた社會的歴史的性格を持つてゐるといふところから問題が出發するのでないかと思ふのです。と申しますのは日本の家庭の中には、著しく古い傳統關係、古い社會體制の要素としての家族主義が残つてゐる。ところが社會をながめて見てもかういふと、私達自身のまわりにも見る上には、失ふなビルディングがあり、大きな工場があつて、そこでは大きな資本が多數の労働者を従つて動いてゐるといふものがある。一應資本主義的な世界が展開されてゐる。勿論農村などは社會自体に同じ關係が強固に残つてゐます。又家族と社會とは相互にいろいろの影響を及ぼつてゐるわけはあります。従つてそのような社會生活に接近すれば接近するほど、古い家族關係が崩壊して近代的社会關係になつて行く。逆に工場の方では老方という古い關係を活用して、従業員、認真に働いてゐる、一種の

に成立つてゐるといふより、はた日本社会の健康があるわけである。

しかし、實地に足を運ぶと、日本の家族生活
情と社会生活或いは消費生活と生産活動とが一つ
になつてあり、その結び付きが近世に於けるほど
密に家族と社會とといふ古い關係が残つてゐる。従
つて、たとへば農家であるとか、中小商工業者と
いふより、家族の生活と收入を得て来る源泉とが
離れてゐないような所では、多くの古い關係が残つ
てゐる。その面々が分離して、たとへば労働者
であるとかサラリーマンといふような層では、そ
の分離した限りに於いて、家族の中にも近代的な
ものが入つて来るといふような關係が二重成立し
てゐるやうに思ふのであります。

「家族」といふのは、家と族の二つの字を合してゐる。この二つの字は、古くからあるが、その意味もまた異なる。『説文解字』に「家、室也」とある。「室」は、屋の内のことをいふ。『玉篇』に「家、居也」とある。「居」は、止むことである。『說文』に「族、類也」とある。「類」は、種類のことである。以上を綜合すると、「家」は、居室のことである。「族」は、種類のことである。従つて「家族」とは、居室の種類のことである。これは、家族の定義である。

以上を綜合すると、「家族」とは、居室の種類のことである。これは、家族の定義である。

◎近代化と社会化

それを近代化の社会風俗といふこと、随分違つた問題をあつて、二つの違つた内容を持つてゐる。と言ひますのは、日本の家庭生活の中に於て、今申し上げましたように、一般的に封建的だといわれ、おゝる関係と、それから資本主義的な関係とが、二重に存在しており、それが家庭生活にそれ／＼の問題をあげ与えてゐる。その二つの問題と對して殊々とは同時に解決の途を考へなければならぬ。

従つて古い封建的と言われてゐる家庭生活のいろ／＼な關係を打破するためには、近代化ということを書き加ねなければならぬし、さらに資本主義的でないわゆる近代的な關係が成立した限りにおいては、そのような近代的な關係自体の持つてゐる問題を解決するためには、もう少し社会主義的なあるいは社会改良的な解決の方法を書き加ねなければならぬといふ、この二重の問題を日本の家庭生活は持つてゐると思ふのであります。そういう意味において封建的なものの近代化と近代的なものゝの社会化といふ二つの課題——それは勿論複雑にからみ合つていゝですが——を担はさねと思ふのであります。

それと、われわれがこれに對してどうの如何に考へなければならぬかといふことについては、具體的なことはよく考へないのであり、予が併し大體の方面としては古い家族關係に、最も基中の

われわれとしては、そのうち片についてどういうふうな
うに考えた方がいいのかということ、これについて
御意見を伺いたいと思います。

更走也

○今委員長 何か御質問、御意見がありまじたら
……大きな問題ですが……。

○藤田忠良　家族制度から個人の解放といふことを要する場合は、今も尙指摘になりませんでしたけれども、従来のように日本の社会的な基準のしわよせが家族を基とする場合をどうするか、たとえ成年とつて自分で生活できない、自然子供にかかると。そこで嫁・姑関係というようなものも残つて行かざるを得ない。それをどういうふうに解決すべきかといふ問題を考えますと、先ほど触れられた近代化と社会化、一応さういふふうになつて来たられる。

近代化といへば、働くものに働いている間十分生活費をささるのみならず、労働をせめる年齢に達したならば、あとは、それまでの蓄積でもつて子供の紹介でならずに食つて行けるというだけの蓄積を保障する程度の高賃金を与える、これが一つの資本主義的な解決方法かと思ひます。それに就して、たとへば老年者の扶助といふことを社会保険のよりな形で社会化によつて解決して行く、なほいふ方法もある。そのどちらの方がいいのかわるいはどちらの方が実際の見通しがあるのか。

に對する社會主義國家の社會の面は關係を近代化
て行くといふ第一の課題は、共産黨から、今先きに
を他の方法にば、言われてゐるような生活の
計画化、あるいは金物化、社會生活の計画化と
さういふ矛盾の克服をいふようなことが當然
考へられる。そうしますと、家族の問題について
も、もつと綜合的の判斷、從つて解決策が生れる
よりの條件がそこに形づくられて行くのでありま
しう。

次に、よしその条件が形成されたとしても、あるいはすでに形成されたとしても、日本の社会のいろ／＼な資本主義的な矛盾、たとえば失業したとか、病氣になつた場合でも、低賃金で働くために、お医者さんでかかれないうとか、年とつてから納周息子の世帯にならなければならぬといふとか、いろいろな問題は日本の家族生活の上に重くのしかかつておるわけでありまして、そういうものを解決するため、そうした事象に対する社会的な立法をして行かなければならぬ、といふことも当然に考えられると思つております。

をうした意味に於いて社会化を研擧するものがあるいはた単に自水の経済の資本主義的な再編成、近代化に重点を置くかといふことは、非常に重大な意味を持つて来ると思ふのであります。その点で先ほど申しました国民の給生産物の分配といふなる方法に従つて行ふかといふことが、私達を家庭生活、あるいは消費生活の改善といふ点から非常に重大な意味を持つてあると思ふのであります。こまかいものゝなることをきましては恐

分析して処置して行くがな所ねばならないと考へる
のであります。抽象的でありますが、これだけ申
し添えておきます。

○藤田忠良 おのしやることとかわかるように思いますが、ただどういふ点はどうなのですか。今おのしやるたことと魔味をかりにどういふように理解するとすれば、つまり個人の人格の尊重とどうか、あるいは人間性の尊重といふか、そういう觀念の確立、それがなければ、たとえ社会保険と云うようなものも実現の希望がない。一応そういうお話をしたように思ふのです。しかしそれにまた逆の関係もあるのではないですか。

つまりそういうた老年の親、それからの子供、子供は親から独立して結婚生活を開始する。お互いに独立人格者としての人間性を尊重する、そういうお互いの平等しあひない自由な個人生活があるいは家庭生活を確保する上、簡単に言へば家族制度からの個人の解放といふことであると思ひますが、それができなために、また社会保障といふたような、経済的にそれを可能ならしめる基盤がなければならぬ。

我はありまじいんが、私がどういふことを著えます
 のは、たゞ多量無量あたりへ行きまじても、新米
 米の料をしろといふとよで、その料をいなしませ
 ば、常い太夫は非難を蒙るのぞす、お年寄りの
 衆は、たれ見なんかついて、年とゆなる姥捨山
 へ行くのですか、さうなふななるのぞす。云すか
 ら左様に教さるを申しましたら左様にぞの民

主たる家族生活を予想した親族、祖父母制度が規定されている。しかし現実の家族生活というのは新民法的のそれへ行き得ない大きなギャップがあるわけだ。そのギャップを埋めるためにどうしても物質的な前提という基礎条件というが、そのことをどうしてもあわせて考えざるを得ないわけだ。それについてどうお考えになりますか。

○岡谷委員 それはまづたく私も賛成です。私自身にはむしろ経済的な、あるいは社会的な対策が研究の課題であつて、単に親族として個人の人格は尊重されなければならないというようなことを言うことではなしに、そうしたことが実現されるには現実には物質的な条件が存在することが必要だということを私は申し上げたいのであります。

○磯田委員 ただその前提を実現するためには、精神的な、あるいは人々の意識の面での改造が、また前提になる。そういうような意味であつたわけではないのですか。

○岡谷委員 そう考へて頂いて結構ですが、そういうものはしかし現実には日本人の中にも既にあるわけではないでしょうか。ある程度社会的に……

○磯田委員 それはあると思ひますね。特に若い人達の間にはどん／＼出て来てゐると思ひます。

○岡谷委員 ですからそうした国民の意欲の上にやはり何らかの物質的な設備なり条件なりがきつなければ、そうしたものがさらに今度はそうした意識を深め広めて行くという形をとるのではないのでしょうか。

○磯田委員 それと、結局、国民の総所得を個人制度というのは、人間と人間との結合関係の二つのタイプであります。そこで、人間結合関係の二つの型としての家族制度の特質という問題を考えて見たいと思つてあります。この刷りものにあります問題は、いいて申せば「家族制度の人間結合関係の特質」とでも直していただきたいと思います。昨晩も不足いたしましたので、どうも頭がよく動きませんが、先ほど来のお話ですでにございまして、それで、一応用意して参つたものは、申し上げるまでもないことでもあります。それからまた「家庭生活の近代化」というテーマから言つて、少しポイントがずれるのじやないかと思われ

るような点もあるのですが、それらの点をどういうように調整して報告をしたらいいか、はなはだ不適當かと思ひますけれども、用意して参つたものを申し上げることにいたします。

実は川島教授がこういつた問題について皆さん御承知のように前から非常によく考へておられるのでございまして。私がこれから申し述べますことは、川島教授の言つておられることを、お留守中、無断で借用する、著作権を侵害するといふような点もあるかと思ひますが、初めにこれはお断りしておきます。

そこで、私の報告は、人間関係の二つの型としての家族制度の特質というところを、初めに、一般論として考へて見たい。それからそのあとで、特に結婚、親子関係、この二つについて、なおもう少しとまかく考へて見たい。——と申してあります。

消費と資本投資とにいかた区分するからいふことが、一つのわかれ目になるということをおつしやつたのです。

○岡谷委員 そうです。

○磯田委員 なおもう一つ伺ひたいのは、これははなはだ愚問かもしれないが、これも目撃しますと、よそへしやべりに行つたときなんかにはしばしばでつくわす質問なんです。それを岡谷さんに御回答願ひたいと思つたのです。老年者の生活保障といふことは、資本主義のわく内で言えば、高賃金といつたようなプリンシプルによつて解決することが出来る。それから社会主義的な考え方では、社会が引受ける社会保障といつたような考え方、そういう原理でも解決することが出来る。一応この言へると思つたのです。ところが一体日本にこの見通しはどうなるんだ。アメリカみたいな高賃金の原理の上に立つた資本主義的な再建といふことが、はたして日本でできるのかどうか、やはり社会主義でなければだめなんぢやないか、という質問によくでつくわすわけなんです。経済学者としての立場から何かこの点について……

○岡谷委員 日本の場合には非常にむずかしい問題だと思つたのです。日本の今日の経済に關して、先ほど申したように封建的なもの、近代化という課題と、近代化の關係の矛盾の克服という課題、具体的に言へば近代化と社会化、あるいは社会主義化、この二つの課題に答へるにはいかにすべきか。それは労働者にとつても同じで、労働者は確かに賃金をもらつて生活する近代化の労働者であ

る。しかし日本の全体の経済の展開という点から考へればどういふことになるかといへば、雇傭するものの、即ち資本の側の困難を無視して、労働条件が非常に封建的に劣悪だから、これを近代化すればそれでもう日本の労働問題、賃金問題が解決するといふふうにはもはや言へない。そこには失業や企業の行詰りや恐慌が待っている。だからそこではもつと社会化といふ点を中心にして、その社会化の中で資本主義的な矛盾を乗り越えながら古い封建的なものをどのように克服し解決して行くかといふことを、今日の日本の経済としては当然考へるべきではないかといふふうに考へられます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

りながら、しかも労働者として知らずとも近代化と言へないようなものを残してある。そういうような二つの課題を同時に担つてゐるために、それに対する解決としては当然近代化と社会化といふ二つのものが現実的にも理論的にも同時に可能になるわけだ。

しかし日本の全体の経済の展開という点から考へればどういふことになるかといへば、雇傭するものの、即ち資本の側の困難を無視して、労働条件が非常に封建的に劣悪だから、これを近代化すればそれでもう日本の労働問題、賃金問題が解決するといふふうにはもはや言へない。そこには失業や企業の行詰りや恐慌が待っている。だからそこではもつと社会化といふ点を中心にして、その社会化の中で資本主義的な矛盾を乗り越えながら古い封建的なものをどのように克服し解決して行くかといふことを、今日の日本の経済としては当然考へるべきではないかといふふうに考へられます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

○磯田委員 ありがとうございます。

○岡谷委員 ありがとうございます。

四、家族制度の人間結合

関係の特質

○今委員長 家族制度と人間結合の特質を磯田さんにお願ひします。

○磯田委員 私、さう報告しようと思つてあります。家族制度一般、及び特にその中における個人の地位、という二つの問題——非常に大ぶるしきを括ればそういうこととあります。家族と刀」の歌本では、ヒエラルヒーは「階層制度」と訳されてありますが、あまりピンツクリしたとばかりではないようです。で、日本の旧来の家族はかようなものとしてのヒエラルヒー的人間結合関係の二つの典型であるいはモデルであると言つてもいいように思つてあります。

そうした支配・従属関係あるいは上下関係による人々の結びつきとしての家族関係、これを旧民法は戸主権、親権、夫婦といふ三つの権力として法律的に表現しました。すなわち旧民法的にいへば、家庭生活はこの三つの権力によつて支配される関係であつたといえるわけです。ところが、新民法では御承知のように戸主権というものは全然なくなつた。(戸主という制度自体がなくなつた。)夫婦もなくなつた。親権は、形としては残つておりますが、質的には大いに變化したと考へなければならぬ。法律のたてまえとしては、そういうことになつております。しかし、現実の家族関係がボンゾム以前に比べて根本的にかわつたといふと、さうでもないわけ、その点に問題がある。これが第一の点であります。

一体性——第二の点として、日本の家族制度は、その中において個人の独立主体性が稀薄であるといふことを大きな特質としております。これが「家」の一体性の概念として人々の頭に植えつけられて来ました。「一体」といふ場合には、独立・自由な人格者の集団としての「統一性」といふことは違つて私は思つてあります。統一性といふのも、なるほど「一」は一つでありますけれども

「二」は二つであります。統一性といふのも、なるほど「一」は一つでありますけれども

「二」は二つであります。統一性といふのも、なるほど「一」は一つでありますけれども

「二」は二つであります。統一性といふのも、なるほど「一」は一つでありますけれども

「二」は二つであります。統一性といふのも、なるほど「一」は一つでありますけれども

「二」は二つであります。統一性といふのも、なるほど「一」は一つでありますけれども

「二」は二つであります。統一性といふのも、なるほど「一」は一つでありますけれども

日本の家族制度の場合には、「統一」という概念とが、媒介された「統一」ではない。直接的な、無媒介的な「統一」となるのである。言葉をかえて言えば、その構成分子は十分独立存在を有している。——というところであり、要するに、アメリカの家族でも持つてゐるような「統一性」というものは非常に違つてゐると思ふわけである。で、日本の場合には、いわゆる「統一」の精神が家族制度の精神となつており、すなわち日本の旧来の家族制度においては、個人の独立主体性が稀薄であつて、個人が「家」の中に埋没してゐたと言へるようである。

このことは、一応、二つの面に分けて考えられると思ふのですが、一つは個人の意志主体性が稀薄であるということ、第二には、個人の財産主体性が稀薄であるということ、——この二つの面が考えられます。前の点は、個人意志が「家」の意志の背後に隠れてしまつてゐることです。——個人が「家」に吸収されるということ、つまり、個人の独立財産主体性が、ほとんど影が薄く、さういふ二つの問題として考えることができると思ふます。これらはすべて先ほどの論見から、大抵さんのお話で出て来たことでもあります。一応私の言葉に直して見ますと、さういふふうに考えられるのであります。さういふ個人の独立主体性が稀薄であるということが、たとえば日本の家屋構造などにも現れてゐるようによ

るのですが、そのことはおちおち先生、駒田先生のお話の中で触れられたことであらうと思ひます。

私は家族制度一般の特質を以上二つの点に注目して考えるわけですが、そのことを親子関係、結婚関係について考へて見たい。それは、婦人の地位といふことを考へる場合に、婦人は娘であり、あるいは妻であるわけですから、その二つの関係を見るということが、家族制度における婦人の地位を考へる上で意味があると思ひわけです。

二、親子関係

まず親子関係について考へて見たいと思ひます。日本の親子関係は従来、支配・従属の関係であつた、いわゆる目上・目下の関係であつたといふ点が特徴的であつたと思ひます。子は親に対して絶対服従の義務を負ふと考へられて来ましたが、たとえば、ごく身近なところでは、親がそれを示してあります。日本では、自己が従属する「目上」の人に対しては敬語を使わなければならぬ。敬語はたとへば夫と妻の間でも通常使われる。特に中流家庭の場合にそうだと思います。親子関係の場合にも、敬語の存在は非常に顕著です。アメリカなどではどうか。「フロンディ」の漫画なんか見ますと、親が子に対して言つてゐる言葉と子が親に対して言つてゐる言葉とは、そのせりふだけを見れば、どつちがどつちに対して言つてゐるのか区別がつかない。ところがあの「フロンディ」などでも、日本語に訳されますと、「ちや

と日本流の作法になつてゐる。フロンディはグッドに向つて「何々していらつしやるの？」といふようなことをいひ、グッドの方は「何々してくた」などといつてゐる。いかに日本の家庭で普通使われてゐるとおりの作法で、敬語法もちゃんと入つてゐる。親子の間の会話も、敬語ではやはりそのように「化け」てあります。あの漫画はさういふことをいひる考へさせます。

とにかく、アメリカにはないような敬語法、それに象徴されてゐるような上下関係が、日本の親子の間にはあるわけである。ところで、かような上下関係は、通常使われてゐる意味での命令・服従関係とは違つてゐるのではないかと、いふことが、私の特に問題にしたい点です。この点も先ほど論見さんが少し分析されましたが、私も同感でありまして、いわゆる命令・服従といふのは、対立主体者間の関係です。「服従」するものも自己の意志を持つてゐる。その自己の意志を自己抑制によつて「命令」する他者の意志に従はせる。本来の命令・服従関係といふものは、さういふ構造を持つてゐると思ふのです。従つて、さういふ自己抑制は、自己主張とやらはらの関係にある。服従義務をとり除かれるならば自己主張が貫徹されるという可能性を、たえず表面下に隠してゐるはずだと思います。

しかるに日本の家族制度の場合には、違ふのじやないか。日本の家族制度の中における個人はどうかと申しますと、たとえば先ほど大抵さんのお話された例にもさういふ関係があらわれておりま

たが、私が近ごろさいひな話で、面白いと思ひましたのは、樹状であるアメリカ人が、「見合ひ」といふのはさういふことをするの、ひとつ見合ひをしたといふので、見合ひの席について行つたそなたです。さうしてあとで「わからぬ、わからぬ」と言つておつたそうなんです。さういふのは、見合ひの間中、当事者である青年と娘とは一言も話をしなかつた。それで一体どうしてイキスか、ノイカを決定し得るのか、といふことを不思議がついてゐるのです。見合ひのときには親が話をする。娘は親のいいと思ふことに對して反對するはずがない。さういふ考へ方ですね。

それから、これは一昨年のことであつたかと思ひますが、銀座の資生堂の前で標題録音をやつた。

そのときの問題は「自由結婚の是非」というようなことであつたそうなんです。そこに集まつてゐる人にアナンサーがマイク・ホンを持つて行きまして、あなたは恋愛をしますが、したいと思ひますか、さういふ質問をする。ある女学生にその質問を向けると、その女学生が私は親の許可を得て恋愛をします」と答えたそうなんです。これは——親の「許可」を得てするといふことは——私もから考へますと恋愛といふことの概念自体と矛盾するようには思ふのですが、さういつた奇麗な心理状態が日本人にはあるといふことです。

これらの例で考へさせられることは、日本の家族制度の中にある個人（特に娘の場合）さういふのは自己の意志——「家」の意志とか親の意志

とかから分離された、それから独立の存在としての自己の意志——を持つてゐない。そのようなものとしての自己の意志といふものは、じつは存在しない。——さういふことを意味するのではないかと思ひます。それが「統一」の意志に初めから統一してあるといふことであつて、独立人格者の媒介された統一とは構造が違つたといふことではないかと思ひます。独立意志主体性の稀薄さといふことです。

財産主体性の問題も、先ほど論見さんが非常にもしろい例をあげられました。娘が働いて給料をもらつて来る。給料は皆家に入れる。買物をするときは親から小づかいを「もらう」といふ例をあげて分析されました。この場合には、財産主体は「家」であつて、個人——働いてゐる娘——ではないといふことです。論見さんのお意見にまつた傾向であります。

それから子供を家の仕事、親の管でゐる營業に使うといふ場合、アメリカの農場なんかで成年に達した子供を働かせるといふ場合には、ちやんと普通の給料を支拂うといふ話を聞きましたが、それはさもあるべきことだと思ひます。しかるに日本ではさういふ觀念は全然ない。親の仕事を手伝うといふ場合には労働は当然無償で提供される。親の方でも無償で受領するものだと思ひます。そのかわりにいわゆる小遣いを「やる」。ですからこの場合でも財産主体、あるいは経済主体は「家」であつて、息子個人ではない。先ほどの論見さんのお話された例とさういふ対応してゐる。

いふ例の場合にも経済主体としての個人が「家」に埋没してゐるということが言へると思ひます。

このことは非常に大事なことでありまして、婦人労働者の低賃金といふことにも大きな関係をもつてゐると思ひます。すなわち論見さんが先ほど分析されましたように、家計補助的資金の問題で、つまり独立の経済主体でないのですから、独立経済主体としての生活を維持するに足るだけの資金を支拂う必要がない。また受取る必要がない。そのことによつて規定される低賃金といふことです。これはあえて婦人だけの問題に限らないけれども、特に婦人の場合にそれが顕著です。それはおそろしく、「家」の拘束を最も強く受けるのが婦人であつて、だからしてまた資本主義的搾取を最も手ひどく受けるのも婦人であるといふ悪循環が成り立つてゐるということでありま

一般に、婦人の地位を高めるためには婦人が社会的労働、特に資金労働に従事して経済的自立能力を獲得することが必要だ、さういふわけであります。私は決してそのことに反対していませんが、しかし婦人が経済的な自立能力を獲得するといふことは、家族制度からの婦人の解放といふこととは、相互的な直約関係にあると思ひます。単純に一方が他方を決定するといふた一方的な決定関係だけを考へるのは間違ひであらうと思ひます。婦人の解放といふ課題のために、労働賃金は婦人労働の外の婦人解放といふのがあつて、その存在理由にお

それかどうなるかの問題に對しては、いふのではないかといふことを、ちよつと考へてみました。

つぎに、話は少しそれますが、石川縣政課と石川縣地方労働委員会の共同編纂で出している石川労働時報という雑誌があります。その一九四八年の第十号に、県政課の石川氏がこういうことを書いておられます。「ある織物工場に行つたところ、早速聞かされたことは、労働基準法はもとにけつこうな法律ではあるが、どうも現実にには矛盾が起つて困ると言つた。なぜかと問ひ返せば、実は近ごろ入つた年少女工さんたちは、八時間働いた後ひまが多過ぎて困つてゐる。どうも働く時間が短いのも足りない。朝から晩まで野良で力限り働く両親たちのことを考えると、はる／＼働きにやつて来た身にとつて、じつとしていられないと言つてゐるそうである。また農村にある小さな機織場に来ておる娘さんたちは、八時間労働で仕事を切り上げ家に帰ると野良の仕事を手伝わねばならぬから、むしろ機織場でもう少し長く働きたいと希望してゐるそうである。」これは使用者の言ひ分ですから、あるいは誇張がまじつてゐるかも知れませんが、まんだらデクラメばかりいふといふとも考へられませんか。なお、一般に石川県の織物業では、そういう傾向が強く、雇い主が「嫁入り道具はすべてそろえてやるから夜通しに働け」といふと、その氣になつて、さう働く。つまるところ、安物のたんすや鏡台をもちつて、大いに喜んで帰つて来るというよう

な話が出ておられます。これ以上問題では立入りませんけれども、今の話は家族制度がいかなるタイプの労働者をつくるか——特に婦人労働者の場合——といふことを、よく示してあります。それから、「わが社は大家族主義をモットーとし、……」といふ武の、労働関係における家族主義、あるいは大家族主義が、日本の資本家によつて、また場合によれば労働者によつても、古來愛好される、それはどういふ理由によるのか、またどういふ意味を持つてゐるのか、といふたようなことがらについて、一端を物語つてゐるように思ひます。日本の家族制度下の親子関係は、以上のような特質を持つてゐたと思ふのであります。

そこで、民主主義社会における親子関係について蛇足を加えて置きますと、民主的な親子関係においては、独立社会人に育て上げるための保護と教育の責任、それが親の子に対する義務であり、それがそれからの責任を果すための権力、それが親の子に対する権利と考へられてゐるわけであらう。従つて子が独立の判断能力と生活能力とを具へるに至ると、そこで親子関係の性質は飛躍的に変化すると、一変する。そして、それ以後は、すなわち成年に達した後の親と子の関係は、対等者間の関係である。かつまた独立主体者間の関係であります。そういうのが、民主主義社会の親子関係であります。日本のように、親子と言へば、生の間、質的変化なしに同じ関係が継続するといふものはありません。

それから、独立社会人となるに至る過程におい

ても、独立社会人をつくり上げる、一人前の社会人をつくり上げる、そのための訓練であり、しつけである。この訓練が、わが家族制度になつておられます。日本のように、わが家族制度には、勝てぬといふような事はない。すなわちベネディクトも指摘しているように、子世には自パーセントの自由を与える、長ずるに従つてだん／＼子供の自由の程度を減らして行く。「人前になるとほとんど自由を与えない、こゝろいつたやり方、考へ方とは全く逆です。子供に対するこゝろいつた考へ方の問題が、家庭生活の近代化、合理化の一つのポイントになるでしょう。このことも波多野先生から御指摘があつたところだと思ひます。

三、結婚

次に結婚について考へてみたいと思ひます。家族制度のもとでは、結婚は、個人の「アフェアー」ではなくて家の「アフェアー」だと考へられておりました。たとえば「去年嫁をもらひました」といふ話、それを私がいろいろのならば、私が妻をもらつたといふ意味でしょうが、日本ではむしろ私の母が、あるいは私の父が、「こんど嫁をもらひました」といふ場合が多いでしょう。これは「家」の嫁」といふ意識を示しております。あるいは、結婚して「何々家の人になつた。」あるいは、だれ／＼さんのところへ「嫁入り」した。こゝろいつた場合の考へ方は、結婚が「家」の「アフェアー」だといふ考へ方なのだと思います。

さうである以上は、結婚に際して「家」の意志

が決定的な意味をもたざるをえない。それは、先相とも申しました親の子に対する支配権、あるいはむしろ父権——「お嬢さんはどうなさいますか」「あれは去年片づけました」といふようなこと、あるいは、処分権といつた方が適切かもしれないのです。が、結婚に際して現れて来るわけですから、見合ひもしないで結婚する。寢るさをも見ないで結婚する。今でも、こゝろいつた慣習の行われている地方が現実に日本にあります。また、見合ひをするにしても、實質的には、——さきほどの話にも出ましたように——しないの、とさう大差はないの、ではないか、親の意志が圧倒的の比重を持つてゐるといふ点では五十歩百歩ではないかと考へられます。

申すまでもなく、民主主義社会における結婚といふものは、個人と個人とが結びついて新しい生活単位をつくるものと考へられてゐます。「新しい」といふ意味は、妻が夫の「家」という以前からある二つの生活共同体の中に入つて来るといふのでなく、まったく新しい一つの生活単位——それがヨーロッパ・アメリカ的な概念としての家族といふものですが——をつくる。しかもその場合に、個人と個人との自由意志による結合であるといふことが当然の概念となつてゐるわけで、旧來の日本の「結婚」概念とは非常な違いであります。

ところで今日自由結婚が相行われるようになつた、また行われようとしていますがそれに対する被害もまた非常に多いのです。一休自由結婚は

何とおつかるのかといふことを考へてみますと、第一には、いふまでもなく、家長権とおつかります。そのことの意味は、結婚という、個人の生涯にとつて最も重大な意義を持つ行為さへも、個人の意志ではできない、「家」の意志あるいは親の意志に従属せしめられることによつて、他のあらゆる点で、個人の「家」への従属が確保されて来るのです。自由結婚に對して家長権の抵抗が強烈であるといふのは、そういう意味を持つてゐると思ひます。

それからさらにそのことの経済的な基礎、すなわち親に反對して結婚すると食えないといふ問題についても、考へるべき点がありますが、先ほど鶴見さんが詳しく申されましたので、ここでは一応省略しておきます。とにかく、そのように第一には家長権とおつかるわけですね。第二に、これが注意すべきことですが、自由結婚は傳來的な日本の社会秩序にと衝突するといふのであります。日本の社会一般のヒエラルヒー構造、すなわち民主主義とまったく反對の社会構造、ないしは社会秩序原理、その一番下部にある、それゆゑにまた最も基礎的であるところのものが、家族ヒエラルヒーです。それゆゑに修身の教科書がまず孝行を説きましたように、日本の支配者は右のべてきたようなものとしての家族秩序を維持するのに懸命な努力を払つて来ました。このことは明治政府以來の一貫した方針でありました。それ故に家族ヒエラルヒー秩序に対する叛逆を意味するところの自由結婚は、単に「家」の権力とおつかるの

のみならず、全社会的な圧力で非難され、非難されて来たのだと思ひます。「不義はお家の御法度」といふようなことが、そういう態度を示しております。従来、日本では、戀愛そのものが不道徳視され、むしろ罪惡視されて来ました。巡査が若い人たちのランデヴーを彈圧するのにかた／＼熱心であつたかといふことを思ひだしていただいても、わかると思ひます。

このように、自由結婚、戀愛結婚は社会全体の秩序に対する叛逆であつたが、それをものとすると、村の場合を考へれば、村には村のヒエラルヒーがあるわけで、家柄とか身分とかが固定してあり、そこでそういう場合に、自由結婚はやはり村の社会秩序たるヒエラルヒー原理によつたかゝることになるのです。私も、従来、結婚が「家」の「アフェアー」だといふ意識が、結婚に對する家長の統制権が強力であるといふ関係が見出されます。さういふ村では、たまた／＼自由結婚をしたといふような夫婦があらまうとこれが六十、七十になつても、村の人たちから「あれは、あれおと」だ、というやうなことを言われるのです。昨年島根県のある村へ参りましたとき、さうでありました。「あれおと」だ、とは、「自分勝手に夫婦になつた」との意味です。島根県のある村では同様の場合に「あれは、あれおと」だ、と考へてゐることを、後々まで村の人々分申します。これらはすべて、實質あるいは實質の意識であるところから、反對に、

非難、侮罵の意味でそのうろたえをいうのです。
(ここで直接関係はありませんが、おちよつと申しておきます、まさにそのような例で、いわゆる夜ばい——結婚前の男女間の原始乱婚的な、無政府的な自由交際としての夜ばいが——きわめて盛んであり、あるいはあつたという事は、従来私どもの調査した限りでは、例外なく言えます。これは、考へさせる問題を含んでいるのですが、時間がありまじから、深入りはいたしません。)

とにかく、自由結婚はこのようなものと衝突するわけですね。そこで、今日自由結婚が貫徹されるというこの意味はどういう点にあるかということと考へてみますと、それは単に結婚そのものの、あるいは民主主義的原理が貫徹されるというだけの意味ではないのであつて、結婚における個人の意志の貫徹——先ほど申した意味での自己主張——は、個人の意志主体性一般の確立のための、また個人の「家」からの解放、一般のための、決定的な契機となるはずだと思ひます。

ですから自由結婚がいかに貫徹されているかという事は、たゞえば婦人の問題につきましても婦人の解放一般にとつて、いろいろ大きな意味を持つています。私はこの婦人課の仕事としても、たゞえば、自由結婚がいかに行われているか、あるいはないか、それから、それを阻んでいるものは何か、というような問題を調査なさること、あるいは自由結婚の倫理的な意義を啓蒙宣傳されること、それをたゞえば小学校、中学校の教育内容の中に織り込ませるために努力なさること

といふ、そういうたゞさが大きな意義をもつ仕事であるはずではないかと考へておられます。

四、嫁舅・姑関係

以上で結婚についての考察を終わしまして、親子関係と結婚との組合せの問題として嫁・しゅうとの問題についておちよつと考へてみたいと思ひます。

先ほど大浜さんからもいろいろおもしろいお話を伺ひましたが、私は嫁・しゅうとの問題の根本は親夫婦と息子(特に長男)夫婦とが一つの生活単位に属すると考へる点にあると思ひます。嫁は山本家なり山本家に入つて来たのだ、という考へ方ですから、嫁は山本家にすでに存在しているヒエラルヒーに組み入れられ、しかもその場合に嫁の地位はそのヒエラルヒーの最下層であります。親が夫を支配し、夫が妻を支配するといふのだから一番下になります。こういうことは旧來の「家」思想、またヒエラルヒー思想からすれば、当然の考へ方となつてくるわけですね。

しかし、結婚について、また親子関係についての新しい民主主義的な観念には、そういう旧來の嫁概念はまったく適合してはいないことは用事までもありません。本来、子供が結婚すれば、長男であつても、親とは別に住むのが自然です。かりに一緒に住んでいても、親夫婦と子供夫婦とは別々の生活単位、別々の家族である——新しい「家族」概念は前に申したようなものであるのですから——という意識を確立する必要があるのです。

合はは小遣いもくれないといふこととあります。これは先ほど鶴見さんものべられた未婚の労働婦人の場合とまったく同じ原理であつて、個人の財産主体性がない、「家」に吸収されている、つまり財産主体そのもののものが「家」であることを意味するように思ひます。これらの場合について考へてみて單親に婦人の経済的な地位が向上すれば直線的に婦人が解放されるというふうに考へるわけには行かないのじやないかと思ひます。

結局以上申しましたことは、結婚もまたヒエラルヒーの原理、それからいわれる「婦一」への原理その二つの原理の支配下にあるといふこと、そしてそのヒエラルヒーの最下位にある嫁に家族制度の最大の重圧がかつていた、こういうことを申し上げたわけでありませう。こういう点を、今や根本的に考へ直す必要がある。それがすなわち家庭生活の近代化といふことにつながるのではないかと思ひます。たゞえばここでもまた、建築様式の問題などにしても、このような点が考慮に入れられていないのじやないかと思ふのです。なほ、扶養の問題、相続の問題等、いろいろ触れるべき問題がありますが、それについては申しません。

以上、家族制度の中における人間関係及び家族制度の中における人間の意識、そういう問題を考へて来たわけですが、さらにその問題の拡大として、家族制度はどのような社会意識をつくるかという問題、すなわち個人の社会意識、あるいは政治意識の問題にも及んで考へてみなければならぬのです。けれどもこれらは鶴見さんがきつてい

る点では、サブタイトルに二つの家族が生んでゐるようなものではないかと。

嫁・しゅうとの関係の原因は？といふと、たゞは嫁の化粧がはでだとか、髪形がどうだとか、映畫なんか見に行つてけしからんとかいうようなことをしゅうとが言ふ。そのほか若夫婦の私生活上のことから干渉するといふようなことが原因でイザコザのおこるのが普通です。こういうことはすべてしゅうと側の心得違いと言わなければなりません。二つの家族である以上、互いにそういうことがらに干渉するいわれはないわけなのです。

農村では「しやもじ渡し」などと申しまして、しやもじによつて築造される主権を一定の時期にしゅうとが嫁に譲り渡すといふことが、従来あつたわけですが、これもやはり一つの「家」という思想から来ています。従來の日本では、都会なんかでもものわりのいいと言われたお母さんは、「今度は嫁が来たから、家事は一切嫁にまかせました」といふようなことを言つておりました。それは、なるほど、これまでの考へ方のワクの中では、なかなか進歩的な考へ方だと言へたでしょうが、現在ではそういう考へも古いと言わなければなりません。それは、単に主婦権を嫁に譲り渡すといふだけのことであつて、依然として、親夫婦と長男夫婦とは一つの家族である、一つの「家」に属するといふことを前提とした考へ方だからです。

それから従來の家族制度においては、嫁の経済

分析されましたので、必要がないように思ひます。どうもたいへんポイントがはずれた話をしたのじやないかと思ひますが、これで。

質疑応答

◎婦人の経済的独立と解放

○今委員 嫁がしゅうとからもらう嫁賃はどのくらいですか。

○磯田委員 私はいま数字を忘れましたけれども嫁賃高の六分の一か八分の一くらいだと思ひますね。三千円稼いで来て五百円もらうという程度じやないかと思ひます。それももちろんあししゅうとさんの考へによつて違ふと思ひます。

○磯田委員 婦人の経済的独立が得られればすぐに解放されるということ、それが問題だと思ひますね。今までは婦人解放と言ひますと、経済的独立ができればすぐ解放されるというふうに言われて来たわけですが、それは基本的には正しいと思ひます。けれども経済的独立即ち婦人の解放でないといふこと、そこが問題だと思ひますね。現実問題として、先ほどおつたやうなように生産的労働に従事すればそれで経済的にその人はお金を持つて来る。それでその人の家庭内における地位が上がるということもありませうがしかし上らないといふところもあるわけですね。今までのようにお嫁さん自身が従属物としてみなされてゐる場合は、その人が嫁れば嫁で家の財産があつて行くことになつて、その人の財産がなくなるというところになり経済的独立もできなくなるわけですね。そ

いう意味でそれは経済的独立がどういふふうな
経路をたどつて婦人の解放になるか、実を言ひ方
かもしれませんけれども……

○磯田委員 私は基本的にどういふか、究極的に
はどうか、それはやはり経済的な条件が社会的
な地位を決定するのだと思ひます。しかしそこへ
行く過程には相互的な制約関係があつて、たとえ
は婦人がどこかへ行つて勤ければ直ちに独立生活が
できるだけの資金がとれるかといふこと、それは先
ほど鶴見さんの分析にもあつたように、とれない。
それはなぜとれないかといふと、家族制度から解
放されていなければならぬ。それは経済的な面
においてもそうだし、それから婦人の意識という
面においてもそうだと思います。先ほどその点で
非難をうけると思つたのは、働く人間が——
婦人と言つて男子と言つて——独立生活を営める
だけの資金を獲得しようと思へば、ときと場合に
よつてはストライキをやらなければならぬことも
ある。しかるにストライキはやるべきものじやな
いといふ意識を持つていれば、永久に生活できる
だけの資金には到達しないはずで、そこで、ス
トライキは悪いことだ、不道徳なことだといふよ
うな、ヨーロッパ、アメリカでは考えられないよ
うな堅持をなぜ日本の労働者が持つてゐるのかと
いふと、これはやはり先ほどのいわゆる大家族主
義といつたような考え方に相当の關係があるの
ではないかと思ひます。自己が独立の財源主体者
であつて、労働力を売つて対価を受取つてゐると
いふふうな考えないで、ちやうど家庭内で家の仕

事をやつて小遣いをもつと同一ように考へて
ゐるのです。

○鶴見委員 いくらかでももらへばいい。
○磯田委員 しかも賃金をもらうのは自己の権利
として取得するのではなくて、慈悲として「いた
だいて」ゐるのだといふような意識が労働者にあ
ればストライキもできないのです。そして、勞
働者のそのような意識は家族制度（だけではない
けれども）によつて規定されてゐると思ふので
す。

○鶴見委員 それでぐる／＼まわりになります
ね。そこでどこがその相互規定しあふことを解き
放つ、きつかけになるかといふことが問題です。

○磯田委員 そのきつかけは、現象を羅列すれ
ば、方々にあると思ひます。

○鶴見委員 たとえば家族制度といふものは今ま
でどうやらつじつまを合せて来たのが、それでも
やれなくつて限界に達し、みんないつて、それで
寄せ集めても成り立たないといふ赤字家計になつ
てくれば、このようなり方でもだめじやないか
といふことになつて、その破綻といふものが一
つのきつかけになるわけですね。

○磯田委員 しかじやはその場合注目すべきこ
とが二つあるように思ふのです。一つは、働く
——賃金労働に従事する——といふこと自体だ
と思ひます。働くといふことの論理として、労働
力に値するだけの報酬をくれ、賃金を増せ、これ
はだれにせよわらなくともわかるわけですね。だか
ら働くといふこと、そして労働者として組織さ

れるといふことが、一審決定的なきつかけだと思
ひます。もう一つはきつかけかもしれないけれど
も、私は自由結婚が貫徹されることにかか
つて来るのじやないかと思ひます。

○鶴見委員 新しい家族形態がそこだけできるわ
けですね。

○磯田委員 つまり結婚を親のいひつけ通りする
ものだと思つていれば、家長権との対抗關係を意
識しないで一生を過ごすわけですね。しかし結婚と
いふものは自分の自由な意志でするものだといふ
意識があり、且つそれを實現に移そうとするれば、
そこで家長権にぶつかります。そこで、ぶつかつ
た場合にきつかけが勝たないかといふと、そこ
に経済的な基礎としての資金といふものが出てく
るわけですね。そこで、負けてしまつて親の言ひ通
りに結婚するといふことになれば、それで我慢す
ることになるかもしれないが、あくまで自分の意
志を結婚において貫くといふことになれば、家か
ら出て働かなければならぬ。「家」から独立し
て働く以上は、生活できるだけの資金をとらなけ
ればならぬ。たとえストライキをやつてでも、
それだけはとらなければならぬといふことにな
るでしよう。結局独立の財源主体者たる地位に自
己自身を置くといふことが、悪循環を破つて行く
一つのきつかけになるのじやないかと思ひます。
けれども、この私の言つたことは少し機械的かも
しれません。

○鶴見委員 そういう場合もあり得るだらうとい
うことが考へられますね。

○磯田委員 私がそういうことを考へさせられま
したのは、徳永直氏の「川岸工場から」というル
ポレージュ、（『世界』一九四九年六月号）をよ
んだときです。川岸工場というのは長野県の東芝
の工場で、有名な争議のあつたところですが、川
岸の労働者は何と闘つてゐるのか？「家」と闘つ
てゐるのだ、と徳永氏は書いてあります。こうい
つたものでは、はなはだ突飛であつて、何と闘つて
ゐるかといふはむしろ資本家と闘つてゐるのには
ちがひない。が、その過程において、労働者は実
は「家」と闘わなければならぬ、親の権力との闘
いを経なければならぬといふことなのです。こ
れは、私非常に示唆に富んだ鋭い見方だと思ひま
す。結局何と闘うかといふ点になつて来ると、こ
れは、ある意味では、一言でいへば政治的な問題
だといふことになるのかもしれない。

○鶴見委員 ところが政治的な問題を持つて行く
までに行かないのです。それが問題なんです。

○磯田委員 先ほどの隅谷さんのお話も、結局は
家計の改善は政治的な問題になるということだす
ね。国民所得をどう上げるか、下げるかは、まさ
に政治的な問題です。

○鶴見委員 政治的な問題にするには一人々々が
政治的な問題として意識していなければならませ
んね。

○隅谷委員 経済的な解放というものはたしかに
婦人の解放のための前提条件だ。しかし必要な條
件だがそれだけでは十分ではありません。

○鶴見委員 必要にして不十分な条件なんです。

よ。つまり経済的独立といふことをあまり今まで
言ひ過ぎて来たように思ひます。それが万能薬の
ようなことを考へてゐるが、経済的な独立が保て
ない現在ではいくら働いても独立した生活はでき
ない。

○磯田委員 万能薬であり、それが直線的に
……

○鶴見委員 すぐ移行して行くように機械的に考
へてゐたのです。

○隅谷委員 昨年あたり来たドイツの人が日本の
婦人の地位は非常に低いではないか、これはもう
少し上げなければならぬと言つたときに、日本
人が、そういうけれどもわれ／＼日本の婦人は参
政権を持つて、政治に対する発言権を持つてい
る。ところがスイスの婦人は政治に対する発言権
を持つてないじやないか、と言つた。それに對し
て答へられた中に非常におもしろい事がありま
す。スイスの婦人は政治的に発言権を持つ必要が
ない。必要がないといふことはすでに政治的にも
社会的にも解放されてゐるということですね。別
に婦人の権利といふものを特に云々しなければな
らない必要はもはや認めない。婦人は婦人として
のいろ／＼の働きがあるし、スイスなんかは直接
選挙とかいろ／＼の選挙があるらしいんです。そ
のために選挙に時間をとられることを好まないとい
ふので、みずから持つてゐる権利を放棄するとい
う形態において参政権を持つてゐないの、日
本の場合とは全然逆です。それは参政権のないこ
とがよいのか悪いのかは別にして、つまりものと基本

的な條件を備えてやる必要があります。

○磯田委員 と同時に、今日は婦人参政記念日だ
から言ふのではありませんが、やはり参政権を与
えられたといふことが一つの契機になるというこ
とは言えますね。

○隅谷委員 日本の場合には参政権といふものが
非常に重要な意味を持つと思ひます。

○家族關係についての教育

○今委員 学校の先生が家族關係の教育をどう
やつたらいいかまつたく煩悶してゐます。

○磯田委員 どうして煩悶するんですか？

○今委員 新しいモラルとして考へて……

○磯田委員 たとえばどういふことですか、自由
結婚なんかやつて若い者が無責任なことをしてか
して困るだらうといふことを先生たちが心配する
といふような

○今委員 家族關係の講義の時間が相当あるの
ですけれども……

○鶴見委員 つまり民主主義的な家族關係を描く
ことができないのです。頭の中に独立主体性の
ある人間がけんかをしないで生きて行くといふこ
とがわからないのだと思ひます。

○今委員 校長先生が修身の講義をやるのに、
家庭科の家族關係の大部分があつたかばされたわけ
ですね。けれども……

○鶴見委員 つまり日本の人間關係といふものは
けんかしてゐるか、あるいは無一の精神で融合し
てゐるかといふ。つまりけんかしないで独立し

で得ようとしているという関係がわからないのだと思ひます。頭でも、実感としても。

○磯田委員 それはどうですか。従来の修身教科書の第一課は、親に孝行……

○鶴見委員 今の家庭科も和合の精神ですね。全部和合の精神、いわゆる庶民階級のなれ合いの家族形態が武士的、封建的家族関係に置き代つたものとしていいものなのだろうか考えているんです。民主主義だというのが無謀介のなれ合いをよめるものと考えている。そこが問題ですね。

○隅谷委員 田舎なんが行つて、民主主義の話をしてと言われてそういう話をしますが、あとで後援先生なんかも、私もまったく民主主義に賛成だけれども、どういふふうに生徒に修身の講義をしていいかわからないと言つています。

○鶴見委員 つまり先生の生活の中にないものを生徒に教えるように思つてもできないから先生の家庭生活からやつて行かなければならないのです。

○今委員 長 かつたく空自快感ですね。

○隅谷委員 日本では民主主義といふものも形として上から与えられていて、みずからのものとして封建的なものの否定者として出て来たわけじゃないですから、やはり自分の生活をほんとうに支えているものにならないのです。

○鶴見委員 住宅の問題はたしかに大きいですが、フワイヴァーニの問題を解決されることも一つの大きな要因ですね。つまり一人々々が部屋を持つということですね。

○磯田委員 これは大きいことですね。

○磯田委員 建てる資本は持っていないのですか。

○隅田委員 パラックを建ててありますが、どういふわけか、また同じ人がかたまつて来ておりまして、座とんどのころはやはり座をやつておりまして、

○今委員 長 基本問題で……経済と習慣の問題でもうも詰まつたかぬというのでしようね。

○磯田委員 結局、住生活に限らないが消費生活を合理化するためには質的な裏づけがなければならぬということになりますね。平凡な結論だけれども。

○大澤委員 裏づけはありますが、限られた経済力の使ひ方ということがやはり家族制度的であるからどこかに集中して、親なら親の葬式とかそういうものに使つてしまつて、それを改善に持つて行かぬのです。だからそういう経済力の使ひ方について少し言つていただきたいと思います。

○隅田委員 外国でもアメリカなどでは家の質ということに割合に重きを置いておられますね。そしてそれを監視員が見てまわり、この家は人間が住むべき家でないといふときには、そこに住まわせないで、ほかへ保障して住まわせる。

○磯田委員 そういふ保障の問題ですね。

◎ 米からパンへ

○隅谷委員 それから私今先生のお話を聞いて、それからあの方の報告を聞いていつ疑問に思つてゐる点は、今先生が出された結論は非常にあつて、お伺ひしたのですが、そういうことの比較

○今委員 長 それではどうして休想といふことにはいたしません。

五、委員会總結討論

○今委員 長 結論を出さなければなりません。が、まず必要とする場合から考えて行きましょう。

◎ 衣食住の合理化と経済的裏づけ

○磯田委員 今さんとお話したのですが、衣食住をどういふふうに合理化すべきだといふことが出ておりますね。それを経済的な基礎というものが常にひつかかつて来るのだらうと思ひます。それと隅谷さんのお話になつたこととのつなぎ合せのことをやつて行かなくてはいいでしょうか。

○今委員 長 近代化と社会化のつなぎ……

○磯田委員 現実にはやはり金がないから洋式にしたいでも、しばらくパラック建築にするといふたようなことがあるのじゃないでしょうか。

○隅田委員 それは外国でもスラムクリヤランスをする場合に、結局よい家を建てて入れてやつても、家賃は安く公営にしてやつても、いろいろな面々今までは電気とか文化施設を使わずに生活していた人がそういうところへ入れば自然にそういうものに金がかかるでしょう。しかし賃金の絶対量というものはかわらない。

○磯田委員 結局逃げ出すわけですか。

○隅田委員 それは戦前の外国の例でございましてけれども、いわゆるインフラストラクチャーを

いうところに入つた人の住居と疾病との関係の統計を見ますと、そういうところへ行つて疾病が多くなつたという例が多いのです。フランクが久り混つてゐると思うのですが、経済的な裏づけがないために起るものが多いのぢやないかと思われ

ます。要は今、私のパラックの方で千三百九十四で、一万円以上の人が入りましたけれども、それだけの家賃を払いますと、それに付随してあそこへ入つたためにいゝ文化がいろいろ付いてきます。結局前の家賃に比べると千円よりはいい負担している人が多いのです。その千円を何から負担させるかという結論を落すのぢやないか、それはあそこへ入りまして、通勤が非常に楽になつて、通勤費でプラス、マイナスできる人もあるのですけれども、そこには地味があるところとそこは経済的な裏づけ、又は社会的施設のカバーするものがないとやつて行けないのです。

○今委員 長 おしやれをして食事を減すようなものですね。

○磯田委員 そうするとまた、さつき問題になつた、藝術界をどこから切るかという問題が出て来ますね。

○隅田委員 隅谷の谷町の貧民窟ですが、終戦後見に行きましたが、やはり昔をこへもどつて来ておりますね。一応焼けて何処かへ出て行きましたけれども、また元へもどつて来て、結局前は借家でしたけれども、今度は持ち家になつた。自分たちが建てたから自分の家になつてあると誇をいふようになります。

○隅田委員 カリフォルニアでやつてゐる新式のものにまで持つて来るということはどういふ不可能だ。

○隅谷委員 それはやはり水田耕作といふものが日本の経済の発展を阻害して来たといふことはたしかですね。

○今委員 長 近代世界になるために阻害された。今まではよかつたが。

○隅谷委員 と同時にそういうことになる、たとえば水田の方が面積当りの収量が多いといふようなことから、食糧問題などは非常にむずかしいところから問題が起つて来ますね。

○磯田委員 こういう方向でもつて行くことはどうですか。たとえば食生活の合理化、あるいは近代化という場合に、結論をいふか、目標をいふか、理想をいふか、それとしては食糧がよい、これが最も合理的だといふ結論を、われわれとしては出して置く。しかしそこに行く途中のいろいろの矛盾や何か、それは農林部八委員の方から問題も出るだらうから、われわれの方ではあまり深入りしないといふことであつて、どうでしょうか。

○隅谷委員 今、磯田さんの言われたことはよく聞かれましたが、どういふことは今先生どういふふうに考えられます。たとえば実際の家事労働といふものは私よく知らないのですが、米をたいて食べるということが非常に負担になる、だから朝はパン食ならパン食にして夜は米の飯を食べて、その家事労働の負担は大したことはないといふことがかりにありとすれば、今

日本をある程度輸入しなければならぬというところから、米の輸入はやめて、輸入するものは粉なら粉にする。そういう妥協的な形が日本の家庭生活の合理化によつてプラスがマイナスか。

○今委員 とうてい、一応標準のようではないか。

○大漢委員 家事労働の立場からいえば、米でない方がよいのですけれども、今日日本人は一日一ぺんは米を要求してゐるのでないでしょうか、それがなくなるといふ限りは……

○磯田委員 私、上海に暫くおりましたが、あちらでは家は全部洋式です。ところがそこに日本人が入りますと、わざ／＼畳を入れたり何かしたがる。特に年寄りの人たちは、年輩の女の人たちは、一田舎かけておると足がむくんで来るとか、かつなるくるとか苦痛を訴えられるわけですね。田舎に行くとか電車の中でわざ／＼ぞりを脱いで座席の上に坐つてゐるお婆さんがおられます。ところがともとも、ヒザの関節というものは百八十度曲けるようにはできてはいないと思ふ。椅子式の方が自然であり……

○鶴見委員 合理的のようには思ふが。

○磯田委員 長年曲つておると、そういう生理的な構造になるのではよ。筋肉なり神経なりが。パン食の問題にしても、初めはかりに苦痛であつても一年なり二年なりやつておるうちに、ちつちつの方が楽だということになるものかなら

◎年寄りと一緒に生活する場合

○今委員 経済問題もあるわけですね。

○磯田委員 わけることが可能ならばわけることが望ましいと思ふ。地方へ行つてそういう話をしますと、さつきの話じやないが、若い人は非常に喜んでうき／＼する。しかし年寄りの方、婦人会の会長さんという方々は、その講演の終つたあと、すつかりさびしくなつたといふのです。「さびしくなることはないではありませんか。たと

○磯田委員 経済的の條件でどうしてもかまどを一緒にしなければならぬという場合は仕方がないが、日本ではそうでなくて、経済的に許しても、大層高直にすんでいても、飯ビツからは一緒に食ふことになつておる、そこを改めて行くことだとおもう。私だれかに聞いた話ですが、アメリカで調査をやるときには、家族毎にやる。ファミリーという単位は、かりに親夫婦と子夫婦とが食事を一緒にしていても、これは二つのファミリーと考へられておるといふことですが、このように、親食上は二つの生活単位なんだと考へて行くべきではありませんか。そうすると、お互いに自分の生活領域を持つておるわけですから、従つて親夫婦の生活領域に対しては息子は干渉しない、そして息子夫婦は、また自分たちで好きなようにやつておる、しかし一緒に住んでゐる以上、もちろん協力が必要で、相互的に協力するが、従来のような一方的な命令、統制の形ではない。そういうふうに考へていくべきものだと思います。

ないものか、そういう点はどうでしょうか。もしそれが簡単に新しい環境に適応し得るものとすれば、そう重大に考へる必要がない。暫くやつておるうちにパンでもよくなるというなら、そう大した問題でもないが、そういうことはどうなんではないか。

○大漢委員 米の問題は副食の問題にも関係します。米だけをパンに代え、あとのものは依然として同じものを食べておるならいけない。米をパンに代えたらそれにふさわしいものをとらなければ、それは時間がかかるし、なれない気がしますね。

○磯田委員 パン食にするとしても簡単に――

○大漢委員 今までの食べ方が榮養がなかつた。

○波多野委員 パンにのみそ汁より米の方が榮養があるでしょう。パンにすればもう少し補わなくちゃならぬ。

○大漢委員 結局米をつくらなかつたらベターといふようなものをつくらばよい。

○今委員 米の消費の流行はそういうものを期待できます。

○大漢委員 折衷案がよろしいのではないかと。

○磯田委員 カリフォルニアで調査したときに、日本人はとも／＼／＼した生活してゐるのに食費には割合かけておるのです。なぜかしらと調べてみたら、やはり向うに行つても日本のものを食べたのです。日本から親の健康とかまつたけの贈り物したものをむり／＼取り寄せ

てある、ちつちつと一円のもの、二円のもの、三円のもの、それで非常に生活費がかつておるのです。二世はもうでもないでしようが、一世はほとんどそれをやつておる。

○磯田委員 そうして依然として米を食べるわけですね。

○磯田委員 そうですね。

○磯田委員 二世になるとどうでしょう。

○磯田委員 二世はそんなことはありません。一軒の家の中に一世と二世とありました。

○今委員 これは遺傳でないでしようから、可能があるのではないかと。

○磯田委員 習慣でしよ。私は習慣をそう重大に考へなくてもよいのではないかと気がします。というのは、昭和二十一年、二十年ころの話ですが、山形県のある村で、ある青年が結婚を始めるかと考へて牛を飼つた。その青年は兵隊としてジャバに行つておつてベター、ミルクの味をすつかりおぼえた、それまではそういうものはうすきみ悪かつたでしようが、味をおぼえて帰つて来るとベター、ミルク系統のものがなると食事がまし、そこで幸い草原があるからというので乳牛を飼つて酪農を始めたが近所の人は、初めのうちは、あんな生臭いものをつくつてといつておつたがだんだん食べるようになって来た、そういう状態になつておりました、それは特に若い人から早く適応し得るということがあるかもしれませんが、しかし一般的にパン食ならパン食に堪へられないのだと考へることもどうでしょうか。

○磯田委員 折衷案がよろしいのではないかと。

○磯田委員 カリフォルニアで調査したときに、日本人はとも／＼／＼した生活してゐるのに食費には割合かけておるのです。なぜかしらと調べてみたら、やはり向うに行つても日本のものを食べたのです。日本から親の健康とかまつたけの贈り物したものをむり／＼取り寄せ

◎今委員 経済問題もあるわけですね。

○磯田委員 わけることが可能ならばわけることが望ましいと思ふ。地方へ行つてそういう話をしますと、さつきの話じやないが、若い人は非常に喜んでうき／＼する。しかし年寄りの方、婦人会の会長さんという方々は、その講演の終つたあと、すつかりさびしくなつたといふのです。「さびしくなることはないではありませんか。たと

○磯田委員 経済的の條件でどうしてもかまどを一緒にしなければならぬという場合は仕方がないが、日本ではそうでなくて、経済的に許しても、大層高直にすんでいても、飯ビツからは一緒に食ふことになつておる、そこを改めて行くことだとおもう。私だれかに聞いた話ですが、アメリカで調査をやるときには、家族毎にやる。ファミリーという単位は、かりに親夫婦と子夫婦とが食事を一緒にしていても、これは二つのファミリーと考へられておるといふことですが、このように、親食上は二つの生活単位なんだと考へて行くべきではありませんか。そうすると、お互いに自分の生活領域を持つておるわけですから、従つて親夫婦の生活領域に対しては息子は干渉しない、そして息子夫婦は、また自分たちで好きなようにやつておる、しかし一緒に住んでゐる以上、もちろん協力が必要で、相互的に協力するが、従来のような一方的な命令、統制の形ではない。そういうふうに考へていくべきものだと思います。

から親を見捨ててよいと思つてゐる人があるが、さういふのではないですね。離れて住むといふことと、扶養するといふことは別なことです。日本に來てゐるアメリカ人の奥さんがよく言つたのです。老人の住む家をリスペクタブルいやしからぬものにするのを若い人は考へなくちやならぬ。年とつた人といふのはやはり一生働いて來て老後の安樂をかせぎとつて來たわけですから、安樂に暮らす権利を持つわけですから、子供たちにそれだけの資力があればみなで金を出し合つて年とつた人たちのホームをリスペクタブルにするがよいといふ。独立して住むから親を見捨てるといふことが間違ひなんですね。一緒に住むと、いへば人間関係がうるさいから別に住む、しかし親たちの幸福は考へるべきだ。友だち付き合いをするわけですね。お土産を持つて行つて遊ばせ、向うで御馳走する。そういう友人関係になるのがよいと言ふ。

○駒田委員 向うでは娘の家庭へよく親が來ておるんですね。

○鶴見委員 最近日本でもやり始めてありますね。嫁しうとの関係がうるさくなるというところから結婚した息子はそこに出す。あるいは奥さんの家に住む、そして娘にむかへるとして、お母さんは娘夫婦と一緒に生活する。そういう住み方が日本でもだんだん習慣をつつて來てゐる。嫁しうとの関係が悲慘的だといふところから気がつき始めた。その方が心理学的に言つて正しい。

○駒田委員 従来のいひゆるむことをとつたといふ。

○鶴見委員 行き場はつくつてやる必要はある。やはり年寄りは年寄りで一緒に住むとの方がよい。お婆さんなら若い人とごちや／＼住むよりお茶の友だちと一緒に住む方がよい。それは嫁しうとの問題で苦勞してゐるからだ。わかつて來てゐる。しかしその気持はあつても住む家がないのです。やはり先ほど今先生、駒田先生のおひしやる共同住宅、特に年をとつた人たちのための共同住宅が必要だ。

○駒田委員 婦人少年局あたりで大いにやつていただきたいことです。

○鶴見委員 日本の社会で欠けてゐるものは、家族関係があつて友人関係がない、家族を離れると人間といふものが宙ぶらりんに浮いてゐる。まづたぐさびしい孤立した人間になつてしまふ。だから親は息子たちが結婚しても家を出て行かない、といふのは宙に浮くことが恐い。そういう人たちの共同社会の家といふものが出来ておればさびしくなく、行くところがあれば恐いこともさびしくもない、お友達と一緒に住めるのですから。

○駒田委員 こういうこともあるのです。日本人はだれが自分に絶対服従するか、自分がだれかに絶対服従するか、そういう関係には安心してゐられるのです。だから年寄りはひととなり、婆さんが常時奉仕してくれば安心だけれども、婆さんが経済的に支持してくれて、息子や嫁が自分らと対等の関係になり、上下関係の結びつきがないことになると、頼りないといふ支持がある。

○鶴見委員 それは、やはり習慣の問題かもしれ

ないですね。親を養ふといふ習慣は、日本人にはない。たゞ住み方の問題で、つまり一人で住むのはさびしい、だから一緒に住みたいが、お婆さんと住むのはよくない、だから娘さんのむこうに住む。

○大澤委員 このごろ多いです。

○鶴見委員 若い人がそれがよいと主張すればお母さんも納得する。嫁しうといふことがどうなつていひかわかつて來れば。

○今委員 男親は。

○鶴見委員 お婆さんのいた方がよいでしょう。

○駒田委員 向うでは年寄りは息子のところに行つてゐるのです。

○駒田委員 娘の方が親に対する愛情が深いのです。

○鶴見委員 行きつきりじやないのです。半年とか。

○鶴見委員 中国では親が子供たちの家をおもつて歩いて子どもたちが交替で親の世話をするという習慣があると言ふが、

○駒田委員 回り持ちで親がお客になつて行くわけですね。日本ですと、そういうことにして、從來、婦人がなせさびしかつたのかといふと、自分が自分の家だといふところがない。

○駒田委員 年寄りはそうらしい。私八十歳の老人があるのですが、今御承知の農地改革で非常に困つてゐるらしい。私はアパートに一人ゐるの

ませんが、どちらが生活として楽しいか、それによつて、どちらをとるかといふことがわかつて來ると思ふ。しゆうとが幾ら嫁をいじめたところでも、結局おしゆうとさん自身はさびしいです。幸願じやない、支配してゐるから安心してゐるものじやない、その心の中に入ればたいへんさびしいのです。それよりむしろ対等にお友だちになつて、楽しく話もできるし聞きもできる方がよいと思ふ。どつちか、こつちかの選擇條件がないといふこと、そこを離れば路頭に迷うといふことになる、年寄りとしても嫁にしがみつかなければならぬ。

○駒田委員 それで磯田さんの言われる家族制度の人間結合しないわけですね。

○鶴見委員 そうです。

○大澤委員 人間が個人として、人格として、個人と個人、人格と人格の社会的結合関係であることを知らないのです。

○家族の間の人間関係

○鶴見委員 家族生活の問題も、日本の家族といふものが上下関係でなくて友人関係になればよい、家族の中で友だちつき合ひができればよいわけですね。

○駒田委員 磯田先生が何かの本にこういうことを書いておられます、子供が結婚すれば親は別に住んだ方がよいのだ、わかれて生んでゐると人情の自然として引き合ひ、一緒に住んでゐるとお互いの成長を妨げ、こういうことを明治十年

から來てゐる習慣でよいやない、日本人は苦労しても自分の家におりたいと言つてゐます。

○老人のための家

○鶴見委員 最近のニューズウィークに出てありますね、老人の家をつくることだ。私あれがとも必要だと思ふのです。退職した教師が牧師館を明渡さなければならぬ、それで行き場がない、それはかわいそうなので、だれがお金持が寄附して牧師の住むアパート式のものを買つた。お婆さんたちが共同の生活と独立の部屋を持つわけです。牧師の老後を送るための家をつくつたといふ話がありました。そういう共同住宅で老人たちが一緒に住むことを考へればよい。

○駒田委員 そこに入つた老人の息子たちは、扶養料を出すのですか。

○鶴見委員 資力があれば出すわけでしょう。

○駒田委員 まづきのお婆の娘の親たちと娘夫婦と一緒に住むことは現に行われてゐるようだし、もうすることがよいと考へられたら婦人少年局あたりでも研究されて、それがほんとうによいのなら、そういうことを宣傳する必要があるのではないですか。嫁しうと問題解決の一つの手近かな方法かもしれない。

○鶴見委員 それはたしかによいけれども男の子しか持たない人たちはどうするかといふことで困つてしまふ。たまたま息子一人娘一人ならよいが。

○大澤委員 別居するにはどつちか出なければ。

○駒田委員 行き場はつくつてやる必要はある。やはり年寄りは年寄りで一緒に住むとの方がよい。お婆さんなら若い人とごちや／＼住むよりお茶の友だちと一緒に住む方がよい。それは嫁しうとの問題で苦勞してゐるからだ。わかつて來てゐる。しかしその気持はあつても住む家がないのです。やはり先ほど今先生、駒田先生のおひしやる共同住宅、特に年をとつた人たちのための共同住宅が必要だ。

○駒田委員 婦人少年局あたりで大いにやつていただきたいことです。

○鶴見委員 日本の社会で欠けてゐるものは、家族関係があつて友人関係がない、家族を離れると人間といふものが宙ぶらりんに浮いてゐる。まづたぐさびしい孤立した人間になつてしまふ。だから親は息子たちが結婚しても家を出て行かない、といふのは宙に浮くことが恐い。そういう人たちの共同社会の家といふものが出来ておればさびしくなく、行くところがあれば恐いこともさびしくもない、お友達と一緒に住めるのですから。

○駒田委員 こういうこともあるのです。日本人はだれが自分に絶対服従するか、自分がだれかに絶対服従するか、そういう関係には安心してゐられるのです。だから年寄りはひととなり、婆さんが常時奉仕してくれば安心だけれども、婆さんが経済的に支持してくれて、息子や嫁が自分らと対等の関係になり、上下関係の結びつきがないことになると、頼りないといふ支持がある。

○鶴見委員 それは、やはり習慣の問題かもしれ

ないですね。親を養ふといふ習慣は、日本人にはない。たゞ住み方の問題で、つまり一人で住むのはさびしい、だから一緒に住みたいが、お婆さんと住むのはよくない、だから娘さんのむこうに住む。

○大澤委員 このごろ多いです。

○鶴見委員 若い人がそれがよいと主張すればお母さんも納得する。嫁しうといふことがどうなつていひかわかつて來れば。

○今委員 男親は。

○鶴見委員 お婆さんのいた方がよいでしょう。

○駒田委員 向うでは年寄りは息子のところに行つてゐるのです。

○駒田委員 娘の方が親に対する愛情が深いのです。

○鶴見委員 行きつきりじやないのです。半年とか。

○鶴見委員 中国では親が子供たちの家をおもつて歩いて子どもたちが交替で親の世話をするという習慣があると言ふが、

○駒田委員 回り持ちで親がお客になつて行くわけですね。日本ですと、そういうことにして、從來、婦人がなせさびしかつたのかといふと、自分が自分の家だといふところがない。

○駒田委員 年寄りはそうらしい。私八十歳の老人があるのですが、今御承知の農地改革で非常に困つてゐるらしい。私はアパートに一人ゐるの

ませんが、どちらが生活として楽しいか、それによつて、どちらをとるかといふことがわかつて來ると思ふ。しゆうとが幾ら嫁をいじめたところでも、結局おしゆうとさん自身はさびしいです。幸願じやない、支配してゐるから安心してゐるものじやない、その心の中に入ればたいへんさびしいのです。それよりむしろ対等にお友だちになつて、楽しく話もできるし聞きもできる方がよいと思ふ。どつちか、こつちかの選擇條件がないといふこと、そこを離れば路頭に迷うといふことになる、年寄りとしても嫁にしがみつかなければならぬ。

○駒田委員 それで磯田さんの言われる家族制度の人間結合しないわけですね。

○鶴見委員 そうです。

○大澤委員 人間が個人として、人格として、個人と個人、人格と人格の社会的結合関係であることを知らないのです。

わかれになることもない。意見が対立したところ
で愛情がわがたつておれば、意見がわかれはしな
いでしよう。家の中が自由に討論できるような
ものである。

○磯田委員 それと同時に意見が違つても相手方
の自由を尊重するという気持があれば、何も自分
の意見を相手方に押しつける必要がない。

○磯見委員 意見が違つてもいつとも楽しく暮し
て行けるわけですか。

○磯田委員 それには各人は自分の部屋を持つ
て、その中では、自分の好きな様式に従つた生活
をもっている。お互いに家族同士でも、優しく合
わぬ。そのような個人の独立生活領域の確保とい
うこともつながらざるでしよう。

○磯見委員 今の日本では何しろ抵抗し合う。一つ
の部屋に五人住んで、自分が望む色は黄色が好き
だといつても、ほかの人が緑に塗りたいと言つた
らないへんではないか。

○家庭のしつけ

○磯田委員 波多野先生のお出しになつた問題
は、磯田さんの方から出された経済的家族生活の
基礎の問題、あるいは家族制度の意識の問題など
との関連において、何かここで検討しておくべき
ことはないですか。たとえば子供を育てるため経
済的な問題があるとかいうことは別にないです
か。

○波多野委員 私は主婦の時間がどうすればも
っと自由になるかそのための子供の育て方教育の仕
方について、

日本人はアメリカの風習をみて、女尊男卑とす
る。荷物を持つてやったり、オーパーを落して
やったり、しかしそれは、じつは「対等」という考
え方なのですね。「尊」でも「卑」でもない。対
等だけれども相手が弱くから保護してやる、
いたわつてやる、肉体的に弱い者をいたわる。
それを「尊・卑」としか考えないのが、日本人の
発想だといふのです。それにしても、わから
なかつたのはブロンディに、あるときこういふの
が出ましたね。寝ておきますとダグウッドが足が
冷めたい、それで湯タンを入れたらというので
片を折つてお湯を入れて来る、ふとブロンディが
眼を覚まして、足が冷めたいから湯タンを入れ
てくれないう、それでせつなく入れて来
たものを奥さんの方に入れて自分は火をかりに
入れて足を温めるといふのがある。それを見た
とき、私は、これは、いくらなんでも、おそろく誇
張なんだろう、誇張だから漫画になるのだからと
思ひました。それを試みにあるアメリカの女の
人に話したら、誇張じゃない、あたり前だといふ。
それはさつきの話の女は弱いものだからいたわ
つてやる必要があるといふ。そういうところから来
ておるといふのです。

○磯田委員 別に女尊男卑でなく、自然にやつて
おる。向うに行つて一番感じましたことは道を歩
くとき、絶対電車の通る危険ながわに女の人を歩
かせない、それが実にナチュラルに行われる、自
然外がわにいても、すーと右側に出てくれます。
自分で外側に出るくせがありました、上手にリ

方とやり向ひで争つてしまつたので。

○磯見委員 家族関係の問題に入つて来るのであ
りませんか、男の子だけを特別に育てるといふや
り方……。

○磯田委員 アメリカなんかでは、男の子でも、
同じように自分のことは自分でやるのだ、そうし
て親になるべく迷惑をかけないのだといふ気持
で、まったく平等に育てるでしようか。

○波多野委員 この間「ジョニーとジュリー」
を読みましたがおもしろいですね。アメリカのお
母さんが苦勞して青年期の子供を育てておるが、
年寄りのところに子供が行つて、たいへん自分の
自由を束縛されたと憤慨して帰つて来る。お母さ
んは年寄りは精いつばい腹歩してあるのだが、時
代の流れがそれだけ違つておるといふ話をする。

○磯田委員 子供は幾つくらいですか。

○波多野委員 十八と十くらいじゃないでしやう
か、男の子と女の子です。十八才の男の子は青年
期ですつかりおとなになつたのだから、何から何
まで自由にできたおとなになつたのだから、何から何
まで反抗的な気持になつておるときです。親に、も
し人に迷惑をかけないなら全部自分の自由にし
なさいと言われてすつかり喜んで夜通し帰つてみ
たりする、そうすると自分で食べる物を出しても
らうわけにいかない、自分で出す。翌朝お皿が出
しはなしになつていて、迷惑をかけてはいかんと
いうので自分でお皿も洗わなければならぬ、そう
いうようなことがいろいろあるから自由にしても
らつたはよいが、結局それはうまく行かないとい
ふのです。危いところはなるべくパイし
てくれるのです。

○磯田委員 そういふようないぬゆるエチケツ
ト、近ごろはエチケツトというそうですが、日本
ではいや味を伴ひがちでしたね。ところが私昨年
下田に行つて先ほど申した漁村調査をやつたとき
に、下田の新しい高等学校、男女共学の学校です
が、その生徒さんたちが調査の手傳ひに来てくれ
た。見ていますと男の学生は背の高校気分の弊友
破帽できたない手ぬぐいをぶらさげたパンカラな
かつこをしていて、それでいて、下田から調査
地までバスに乗つて行くのですが、女の学生が乗
り合つて、ごく自然に立つて女の子をかけるさ
やつていて、従来の日本でさういふことを教
えるといふやみたらしくなつたのですが、小さいと
きから共学になつていけば、別に教わらなくても
あたり前のこととして身につけて来るのです。

○磯田委員 男女同権の話ですけれども、いろ
／＼な問題があるのではないか、イギリスの婦人
労働の問題をみると、十九世紀の終りに、男女
同一労働、同一賃金の要求が非常に強く出て来て
そのとき、女子はどうしてもいろ／＼な條件が
悪いから特別保護をしなければならぬといふ
ので、女子に対する労働保護法でいろ／＼なもの
を適用することになつたら非常に反対が起つた。
それは婦人労働者の間の女を男よりも劣つたもの
として保護しなければならぬと考へてもらいた
くないといふ主張で、それがたして正しい主張
であるかどうかは別ですけれども、そういうもの

うかがつて、自分であらためて行くところ
があるのです。

○磯田委員 男の子に対して、たとえば自分の
部屋は自分で掃除、自分の荷物は自分でたたくで
おけ、自分の部屋は自分で掃除しろといふような
しつけは、女の子と同じでやるものでしやうか。

○磯見委員 当然のこと、あたり前のことで、む
しろ男の方がよくやる。そういうことをしな
いとおとなになつて女の子が結婚してくれない。

○磯田委員 学校に行きますと、クラスの初めに
列の一番前の男の子がみんなのノートや本を持
つて来て渡す、済めば集めて行く、高等学校までは
大体そういうやり方ですね。

○男女同権の限界

○磯田委員 たしか、ある資料の中に、日本人の
女に対して男に生れたいかと聞いたら、ほとんど
が男に生れたいと言つた。アメリカの方は女に生
れたいといふのが多いでしやうね。

○磯見委員 アメリカでは女に生れたいです。
○磯田委員、とつちが多いのもよくはおかしいと
思う。

○磯田委員 アメリカのようななら、婦人職の必要
はなく、労働省「男子課」を設けなければなら
ないですね。

○磯田委員 今の話は男に聞いたのでなく、女の
人が女に生れたいと言つたのだから男子課の必要
といふことではない。

○磯田委員 川島さんがよく言われることですが

を持たなければ同一労働男女同権といふものもな
か／＼獲得できないといふのです。
○磯見委員 ちよと違つたのではないかと。同
じ問題が戦後アメリカでも起つておるのです。そ
れは婦人界が婦人労働保護法撤廃という派と婦人
労働保護法は存置すべしという派にわかれたので
す。つまり男女平等といふのは男も女も同じだ、も
し女が男より不利だといふ条件があれば、それ
は男にみにするのだ、もし女が男より有利な条件
のところがあれば、それは男にみにするといふ機
械的平等論を掲げた。十九世紀の女権拡張論、普
選獲得運動をやつたその流れを引いた婦人たちは
そういう立場をとつたのです。しかし考へてみ
て、男と女は生理的に違ふのだといふこと、生理
的に違ふから不平等ですね、そういう意味では
違ひを補うために保護法ができた、本質的に平等
でないものを平等であると仮定することが間違
である。だから本質的、生理的の相違から来る不平
等を補うために、婦人たちのための保護といふのはあ
くまでも必要だし、それ以外には女を保護する必
要はない、そういう結論に達した。相当いろ／＼
な問題が出たが、大體議會ではさういふやりが
つたといふことを聞いたのです。国連憲章でも男
女平等といふことが書いてあります。男女平等
に反するような法律がまだアメリカにもあるわけ
で、婦人労働保護法はその一つの極端にありが
ちな。

○磯田委員 男の通り賃金です。たゞ問題は男

常に低かつた地位から男女の平等を主張しようという場合に、その一つの基調点としてそのいう主張が出てくるということが何か意味があるのかな。

○大漢委員 イギリスはたしかにそうだったです。女は男なんかへ女が入つてやれない、保護するために入つていけないというところに非常に反対がある、それが母性を害するからといって初め保護法によつて女子を禁止した、そのときにもえらく反対があつたそうです。それと似たようなことは日本にもあると思うのです。それは京都宮外に大谷石の産地がある、そこに基産法ができる前は女も一緒に入つておつた。夫と一緒に働いておつた。大した仕事でない、女はかすといつて残物を背負つて行つて捨てるだけ、それでも夫の半分くらい収入があり、二人合すると相当の収入があつた。それを女は何尺しか入つていけないと女を禁止した。そのために女の仕事はなくなつた。ほかにも内職も何もなく、みな生活に困つた。どうしても女も入れるようにしなさいといふと、その土地では言つておる。それ以外に仕事がない、ほかにも内職を求めようとする。汽車に乗つて行かねばならぬ、汽車賃もかかる。タビも切れるといふこととかえつて働いて損になる。そういう問題は日本にもあると思うのです。たゞ大きく取上げられていないだけの話で部分的にはあります。

○岡谷委員 一度そういうことを通つてやはり女子には生理的な弱さがあるからそれに対して不平

等なものばかりで平等にし、婦人に対して保護する精神がその生で出て来ないといふ、一な調根が残るのではないか。

○磯田委員 今の大漢さんの話のような場合ですと、婦人の労働の機会を少くして、それを男が占めてやる、そういうつもりじゃないかという疑念を女の人たちが持つということに關係があるのではないかと。

○岡谷委員 イギリスはそうです。たとえは学校の先生はイギリスなんか小学校の先生は女の人の職場である。ところが婦人は月に二日休むといふことになる、どうしても男子が進出して来て女子の職場が失われるといふので、そういうことは女子の社会的地位をかえつて低めるものであるといふ、それがたして正しい議論かどうか別としてそういう主張です。

○大漢委員 イギリスはたしかにそういう主張があります。

○岡谷委員 そこで一応女子の地位がはつきり確立された上でいふ、一な差異が出て来るといふ行くのではないか。

○磯田委員 今岡谷さんのおつしやつたようなことと、多少、似てるかと思ふのは、省線電車の婦人専用車、あれには、張りきつた働く女の人たちはおかしくつて来れるがといふので、わざわざ混み合つた普通車に乗るといふ話を何かで読んだが、これなどは、今いわれたような感覚を日本でも示している現象だと言えます。

○鶴見委員 宮城さんが書いてありますね、たい

へんらしい、これは母性を保護しなければならぬ、男の方がよほど強いのだといふことを。

○今委員 女ばかり乗つておる箱はおもしろくないのではないですか、お五に率制し合ひ、にちみつてはかりして。

○鶴見委員 になんでいるひまもない。

○今委員 結局どうします。

○磯田委員 結局どういふことでもないでしょうが、家庭生活の、眼に見える面の合理化なり近代化なりはそれだけで独立独立するわけにいかない。家庭關係についての新しい考え方を、民主主義的な家族關係のあり方についての考え方を、そういう形而上的な面と対応しながらでなければ、衣食住の面も合理化して行けないだらう。また、そのどちらの面にしても、そのことの経済的な基礎條件を度外視して考えるわけにはいかないだらう。大体そういうことになつたのではないですか。それがすなわち結論じゃないですか。

○岡谷委員 それ、一の立場からいふ、一な調根がなされて、家の生活といふものを近代化し合理化して行つたためにどういふことが考えられるかといふことが言われ、それに対してあるいは物質的な條件で阻害してあるものはどういふものであつて、それはどういふふうに行開されるであらうかと、あるいはそれを制約してある社会意識的なものはどういふものか、そしてそれをどの点において破つて行く可能性があるかといふことについて大体まとまつたのではないですか。

○磯田委員 そう思います。

○今委員 それではこれで結論をまとめて給ふの時に報告します。きょうの会議はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

午後七時五十分 散会

(四月十四日午後部)

六、總會 (家庭生活委員会報告)

◎家庭生活委員会の概要

○調査員 家庭生活委員会は物の面と人の面から家庭生活を七人の委員によつて討議しました。前半の物の面から見た家庭生活については今先生に御報告いたさき、後半の人の面から見た家庭生活を磯田先生から御報告していただくことにします。

○今委員 家庭生活委員会は労働委員会、農村委員会と同時に、並行して別々に進行させてきました。いろいろ共通な問題がたぐさ合はれていくことを前の二つの委員会の御報告を聞き、しみじみと感じた次第であります。私たちの委員会は家庭生活の近代化という題目で始めましたが、予定していた平林たい子氏がやむを得ない用で欠席されたので、このところから、ブランクになったことは残念だと思ひます。さき程議長が云われたように、報告は二分して致します。物資関係方面と人間関係の方面、言いかえると、衣食住を重点とした方面と、家庭生活の重点とした方面とに分けて、家族関係の方面は磯田委員に報告をお願いしてあります。つまりわれわれの物質面の改善の方は、外科的な手術にわたる方面のこと、家族関係、人間関係の方はどちらかといふと、内科的な治療を要する方面、大体において外科と内科とをいふようなわけ方で分組をきめました。申すまでもなく家庭生活というものは労働力の源泉

になつてゐるものですが、その物の方面、人の方面という二つなことを建前として進めようと思つたわけであり、それでは家庭生活を研究するには、今のようにな人の方面から物の関係に迫つて行く面と、物の方面から人の関係に迫つて行く面と、この二つがとられる方法ではないかといふことで、私たちは二つにわけ報告しようとした次第であります。今日の学校教育課程においても、家庭科の場合は、家族関係という分野と、衣食住、育児、衛生という分野との二つにわけ、それらの専門の先生が分担して、総合的な一線を求めて生活の現実の全体を築き進んで行くように、新しくかわつて来ているのであります。それで七人の委員がそれぞれ分担して研究を発表したのですが、最初に私は家事労働の能率化という項目の中で、衣食住の整理と家事労働の分析という題目で受け持りました。

◎現在の家庭生活はなぜ非能率的か?

まず今日の家庭生活、あるいは家事労働といふものは、なぜ非能率的であるのか、といふことを大体見当をつけてみますと、経済的な貧困が、これは再三考へられてゐる点ですが、一つあげられる。つまり生活資料の貧困、加工設備等の貧困といふ点です。これは終戦直後から見ると、今日は一様にこういう資料の面、加工の面は向上しているだけに、経済的な貧困からある程度向上して来ていると考へられます。しかし、これは生計

費の問題として第三者の問題となり、資金問題として、さき程討議された労働問題に關係するところが多いのであります。第二として近代意識の欠如、時間、これには在米の封建社会における女子の立場、それから明治以来の女子教育の傾向などの結果として、家事に対する思想が今日の女子の思想の中にある。その結果として社会的概念が今日の女子に非常に欠けてゐると考へられます。どうしてもこれを一般的に思想なり、教養なりの程度を高めることによつて向上して行かなければならぬといふように考へられるのであります。

時に再三問題になる農村の婦人、あるいは工業に従事する婦人の場合には、生産的な労働と家事労働との二つの分野を一人で担当しているのが、家事労働の面がいくらでも犠牲に供されてゐます。工場労働者の家事の時間を調べて見ると、農村の婦人ほどではありませんが睡眠時間が少つと減つてゐるのであります。これは特別な場合として研究しなければならぬ事と思ひます。特にこれが露骨に示されてゐるのは農村の場合で、農村では、何と言つても家族関係が封建的であり、それが濃厚であるためにそのことがこの家庭生活を合理化し、近代化する大きな邪魔ものになつてゐます。

このことを多少強制的に分析して云ひますと、封建的な家庭生活の特質は二つの世界の中の生活が二分されている事で、一方は裏の生活、日常生活であり、もう一つの面が表の生活、あるいはお

れは佛事用に使つておられるお膳、お経で、全体の四三%です。次に赤く塗つた松竹梅、鶴龜の模様のある、婚嫁などに使うのが一七%、お正月用の赤系統のものが一七%、何とも分類できないのが五%です。

以上この調査により、如何に表の生活のために金を使つてゐるかがよくわかります。それで、この概念を切りかえて、第一の日常生活を向上させるための財源を、第二の表の生活に費はされてゐるところに求めて、今日のあの汚い茶の間の生活を改善できる可能性があるので、さつきからたび／＼唱へられました村社会における在来の封建的な社交関係、冠婚葬祭、そういうものをなくす方法がもしも立つたとするならば、日常生活改善の方の資金がそれから獲得できるのではないかと考へられます。

たとえば、私たちが実際の台所改善指導に行つて見ると、農家などはだだ広い台所でこんな広い台所では役に立たないし、配置関係を合理的にしてもつと小じんまりとしたい、と思ふのです。が、台所改善の一番先に着眼しなければならぬのが広さの問題で、流しの改良やかまどの改良も着目しなければならぬのですが、根本は台所の合理的な配置であります。それでその点を上げて根本的な台所の配置を示すと、それではだめで、と農家の人は云ひます。人寄せの場合に、庖丁を持つて人がたくさん手伝ひに来て、この台所で菜つ葉や大根を切つたりする。そういう人たちが受け入れるための台所なので、どうしてもこれだけ

の広さは必要で、あなた方は農村の事情を知らないからだ云つて私達は退却されてしまひます。そういう冠婚葬祭をなくさない以上、台所の指導には来ませんといつて憤慨したくなるのがしばしばです。このような人間関係、あるいは冠婚葬祭をなくするかなんかといふことは、物質的な改善ができるかどうかといふことにかかわる大きな前提問題になつて来ます。

たとえば、今日問題になつてゐる嫁入り仕度を簡素化したらいよいよいやなかと云つと、なか／＼そうはできません。娘が、お嫁に行く、長年の間、嫁に行つたその家からは小遣いを一文ももらえず、ふびんだから一生の間着る着物を嫁入り仕度として持たしてやらない、私たちの経済もたへんつらいのだが、そういう事情だから仕方がないと言ふ。それを何とかしなければならぬ、これをどうにか捌かなければならぬといふ場合は、私は習慣だから仕方がないといつたように投げつけておけません。ここは嫁入り仕度を簡素化する、あるいはもう少し結婚を近代化的なものにするのには、家計予算をこの青年男女に公開して、予算会議を各家庭でやつてもよいような仕組みにしなければならぬ。そして働かずに居て相当の小遣いの配分までその予算会議においてやるくらい、民主主義化された農家の家族関係が成立しない以上、かかる簡素化はカンゼンです。内科的な治療を施してからでないと、嫁入り仕度の簡素化といふことはなかなか実行しがたい、しめじの塩辛

台所の改善にしても、嫁入り仕度の改善にしても、内科的な病気の如く、外から経済的に富貴をばらばらというふうなプランの立て方では、とてい不可能であると思ひます。

◎生活改善をさまたげる古い礼儀作法の考へ方

次にどういふような社交関係にわたる根本的なものは何かというのをもう少し私として分析しますと、礼儀作法の概念がさまざまにあるのであります。封建社会における礼儀作法の概念を打開するのではありません、とうていほんとうの生活改善がでなければならぬという信念を私は持つております。身分社会あるいは封建社会においては、上下の差別を表現するための作法が、服装において、住居において建設されなければならぬ。たとへば、女の人たちが着る晴れの衣裳というものは作法をするための衣裳であり、お遊戯というものは作法をするための衣裳であります。また、日常の生活とは縁のないお祭りの舞台であり、お祭りの衣裳なのであります。そのように家の中で芝居をやることに金をかけたり、芝居の舞台を住宅の中に備えつけたりすることは、作法の概念から来ていると思ひますが、これをもう少し、新しい民主主義的な作法に置きかえることが必要であります。農家の人が話していると、ばかに貧乏なように印象を受けることが通例ですが、じつくり坐つて話していると、相当金持ちなんだという印象を受けます。ここに矛盾があるのです。農家の生活

はこういうところの原因に在るといふをまじしう。ばかに貧乏だと思ふと、ばかに余裕を持つてゐるやうにも考へられます。こういう点から前に述べたやうに、農家の日常生活の合理化は、結婚葬祭の行事をもう少し近代的な金のかからないレクリエーションに置きかえれば、可能性が十分あると考へる次第です。

◎家事労働の軽減

それから家事労働を軽くすることは、衣食住に含まれてゐる内容と切り離して決定することはできません。衣食住の立場に在ると考へます。たとえば、お金のの上、時間の上だけで切り詰めようとしても、生活内容がなかつたらそれが切り詰めたことにならないうのであります。衣食住の内容の吟味ということはどうしても必要になつて来ます。従つて内容がはたして堅実であるか、十分であるかということに着目する傾向にならざるを得ません。かような点から、今日の着物、衣服というものを考へると、和服よりも洋服という方向に指導して行くべきでしよう。和服というものは慣習的な形態であつて、慣習的な形ばかり着てゐますと、おのずから知らず／＼の間に贅澤になる傾向があります。又、慣習を前提として束しきを積んで行く場合にはおのずから奢侈的なやつて行く傾向があります。洋服の場合は形をい／＼にかえ、ボタンをつけかえたりして束しめる可能性があり、お金をかけなくても束しめれます。同じお金で洋服と襦袢のとがつた洋服とか、お互いめい／＼の目

分の満足できるというところは洋服の強みであり、また、お金の点で副食物の充実というところがもう少し吟味されなければならぬでしようが、家事労働という点からは、すつと軽くして行ける見込みが多いのであります。そういう点から衣服及び食物の傾向は、衣服は洋服、食べ物には粉食という傾向にだん／＼移つて行かなくてはならぬと考へます。農村委員会の方のお話によれば、日本の米は、八千万の人口で割ると一日一人二合あまりになるやうですから、都会人は一日一回は米の食事にし、あと二回は粉食的な傾向に持つて行つたらよからうと私は考へます。

◎これからの住宅のあり方

次に駒田委員から住宅の問題について、お話し願つたので、ここで駒田委員の報告を御紹介します。駒田さんは御自分が現在鉄筋コンクリートのアパートに住んでおられて、実際に実験的にやつておられるいろ／＼なことが報告をして下さいました。その中で押入れの工夫や台所の設備等々をどういふやうにかえたかといふところを私が簡単に

◎部屋の独立性

日本の住宅では、これまでは部屋の独立性というのをきつた考へていませんでした。日本では、家の外では男女同じ席に坐るべからずと言いますが、家の中に入るとごつちやに一つの部屋に男女が混在する状況であります。こういうことかいらしい／＼な欠陥が生れて来るのですが、建具の不完備が部屋の独立性を保つ事の出来ない條件になつてゐます。そこで何とか建具の新しい型も考へられてよいと思ふのですが、押入れや、戸棚といふものも在来日本の建築にはほとんど習慣的にしか考へていません。生活する人の便宜という点から、現在の家はつくられていないから、もう少し生活する人が住む家として、くふうされなければならぬという趣旨でありました。

主婦の生活の時間として、相当大きい時間とつてゐるのが掃除と洗濯であります。掃除は二時間半から一時間半、洗濯に要する時間が四十分から三十分、これは駒田委員のとれた統計ですが、部屋の設備を整備して西洋風な部屋にし掃除を軽くする傾向にしたり、洗濯の時間を軽減するために、隣り同士で共同処理をする方向に持つて行くようにすればこの点の解決ができるのではないかと御意見を述べた。

◎新しく家を建てる時には

最後に駒田委員は次の様なことを云われました。日本人は家を建てる予算を組むとき、中々

骨組だけで家が建つものだという觀念にとらわれてゐる。日本人は骨ばかりの住宅に住んでいて、ちやうど下着の上に外套を着たやうな生活をしてゐる。言いかえれば下着と外套の中間に着る上着なしの生活をしてゐる。それだからば／＼してぐあいが悪いので、どうしても上着に予算をかけなければならぬ。築造した設備のあるアメリカの人たちが建築する場合は、上着の予算に衣類もかけてゐる。そういうことを日本人はきつたり考へていないので、たゞ屋根と壁のある空っぽの空間に坐つてゐるだけである。御所の何もない空間に坐つてゐるだけで生活だといふ觀念がある。もう少し生活のための設備を充実するやうな方針で家を建てるべきではないかといふことでありました。

以上で駒田さんの発表は終つたのですが、そのあと、皆でディスカッションした結果、大きな問題として残つてゐるのは住宅不足の問題であります。今日では、どうしても自治体その他の団体で住宅というものを建てなければならぬ。それも大軍に建てなければならぬので、それに即応して工場生産住宅といふものが必要になつて来ます。これは、昨年度から東京都建設局でも努力をかけてゐるのですが、まだ、それが順当に採算がとれるまでに行つていないので残念です。住宅はまだ相当長い間大量に要求されるのですから、これまでものうな職人の手でできる家屋でなしに、工場の中で、工作機械で、ある程度まで刻み込んで住宅ができればならぬと思ひます。

その故と、まず、建築物の基本的な研究が必要になつて来るのだということがある。討論されなわけでありませう。前に述べた疊式がいか、角式がいかということは、討論されません。今のところ結論が出て来ません。これは奥に問うて年々の変化を見るより仕方がなかろうと考へております。

◎家事の効率化と家庭教育

次に波多野委員が育児及び子女の教育について、お話しになりましたが、これも家事に関連したことが多くので、便宜上私から説明いたしたいと思ひます。波多野委員はたいへんスマートな調査を発表して下さいました。現在の男女中学生が家事の手伝いをどれだけしているか、これを聞き取つた結果を整理して、今日の男女中学生と家事の關係を示してくれたのであります。たとえば、所片的に云いますと、「学校に行く前に家のことを手伝ひますか」の質問に対して、男の中学生は、五十二人のうち、兩戸をあける——三人、掃除する——〇人、その他——三人、薪割りをする——二人、何もやらない——四十四人で、女の方は、手伝ひをする——十人、掃除する——七人、その他、薪割りをする——一人、生きものの世話（うさぎかにわとりでしようが、）——三人、何もしない——二十九人となつております。男は五十二人のうち、何もやらないのが四十四人で、女は約半分の三十四人であります。女の子が男の子の約倍くらい、家事の手伝いをすることがこれです。

いり得るはたをうであります。これらの調へは、さあめて具体的にいろいろ示唆するものがあります。それ、その点からも、頭を切りかえることが、用處必與だということに気がつくことと思ひます。毎日の生活というものは教育であります。学校よりも、むしろ、家庭の日常生活というものが、一より教育的な効果があるものと考えます。学校の成績ばかりよくても、ほかの人に協力できないような精神の人であつたならば何にもなりません。また、男女の差別も、これらの調へで相当また古い伝統がひそんでゐることがわかるというのが、彼多野委員の鋭い結論でありました。

なお、そのほかに、波多野委員からは、前に再
び述べられたように、育児のための労働は相当主婦
にとつて重いので、近所隣り、互いに意思を疎通
し合ひ、お金のかからない方法で、働きに出る間
安心して子供を託せるところを考へてはどうかと
伺うことが述べられました。

大休以上で物の方面から家庭生活に考えを及ぼ
して行つた側の報告を終りたいと思います。續き
まして磯田委員から、人の方を重点とする御報告
をお願いしたいと思います。

◎磯田委員　今先生の御報告によつて、予定では學林たい子委員が、「明治以来の文学に表われた日本人の地位」という報告を担当しておられたのですが、余儀ない事情で御出席が出来なかつたので、これは伺えませんでした。

示されています。次に「学校から帰つたら家のことをやり直すか」の質問を出したのですが、大体同じような割合で出ています。男と女と比較しますと、男の方は何としても家事に親しみを持っています。男の答は学校に行つてゐるから何もしなくていいというのが、五十九人のうち二十人まででありました。それから友だちがやつていないから私もやらなくていい——十三人、言われたらやる——十五人、家事の手伝いは女のすることだ——八人、姉さんがやつてゐるから自分はやらなくていい——一人、店の手伝いをしてゐるから——一人、生きものの世話をしてゐるから——一人、となつてゐます。これに対して女の方は、父はあさんがやつてゐるから——二人、姉さんがやつてゐるから——三人、用がないから——三人、お母さんがやつてゐるから——三人、時間がないから——十一人、学校があるから——十人、年が小さくてやれない——十人、わからない——十二人、以上であります。これは、男も、女も、同じように入れたのですが、学校に行つてゐるから家の手伝いをやらなくてもいいというのは、明治以来の立身出世主義の教育が相当強いのではないでしようか。家庭教育の重点とし、人に迷惑をかけないよう、

◎具体的事例による家庭婦人の

る。自分の家の手伝いをやる。自分の生活のことをする。ということば、学校の勉強よりもまず先にやらなければならぬことと波多野委員は指摘しています。さらに、お母さんに子供のこの答をどう思っているかを聞かためたに、「子供たちに家事の手伝いをしてほしくありませんか」と質問しました。これに対して、男の子のお母さんたちは、仕方がないと答えたのが三十七人のうち十五人、今のままでいい——七人、おつ／＼言ひから——六人、男の子だからさせたくない——六人、女の子にやらせる——四人、となつております。女の子を持つているお母さんの答は総計三十人ですが、手伝つてほしい——八人、勉強してほしい——二人、学校の帰りが遅いから——十二人、仕方がない——三人、これで満足だ——五人、であります。とにかく子供もお母さんも、学校に行つておればそれでいい、学校の勉強だけやつておればそれでいい、という古い思想があり、こういうところから、民主主義的なあり方を訂正して行くべきであるとしみじく感じました。

それからもう一つ、子供たちで、「自分のことをどの程度やつてゐるか」と聞いたのですが、これも男と女とでは相当な違いがあります。自分の部屋を片すける——男十人に対して女二十九人、食後の食器を片すける——男は一人もなく、女八人、靴をみがく——男四人、女二十八人、ふとんの上げ下しをする——男七人、女二十五人、であります。「靴をみがくか」の問に対しては、男の方で、みがくような靴がないからみがかない、と

次に、大派英子委員が「具体的事例による家庭生活の実際」という報告をされました。これは家庭生活に現われて来る種々なトラブルの幾つかの

型を、具体的なケースとしてとり出されたものであります。たとへば、ある夫妻が非常に新しい考へ方で生活の設計をやつていた。茶の間を中心として生活を合理的にする、子供もなるべく手のかからないように育てる、住いを洋式に改めて行く、といったように、合理的な生活を築く努力をしていたのであるが、そこへ、戦争後疎開先から両親が帰つて来る、あるいは夫の姉さんが未亡人になつて帰つて来る、そういうことで大家族同居することになり、その結果、この夫妻の生活に対する新しい抱負がごとくつぶされて行く。それは、しゅうとめが自分でして来た通りの生活様式

に若い者も住うことを強制する。あるいは夫婦の
独立の部屋というものがなくために、いつでもし
ゆうと、しゆうとめ、小じゆうとたちから監視さ
れてゐるような生活となる。あるいは肉親の間の
つながりが強いために奥さんだけが孤立したよう
な状態になる。こういったようなことで、家庭生
活の合理化が、複雑な同居生活や伝統的な家族制
度的な考え方によつて、しだいにつおされて來
る。結局そのことが、夫婦の間がうまく行かない
原因になつて來る。という事例を、如實に説明を
加へた。結局、ものような場合、妻が自分を無

にして絶対服従の生活をせしめて行くことによつて、幸ひじて「家」の平穩を保つて行くというのが旧來の考え方であつたわけです。併し、妻がそれに甘んじ得ないという場合には、何らかの不幸福な結果に到達することを避け得ない、ということをも物がたる例であります。

また、大浜委員のあげられた別の例は、かういふのです。ある商店の娘さんが、お母さんの言ひなりに養子を迎えた。これは、南光の腕がながなかあるといふので養子を迎えたわけです。ところが、その娘さんは夫の出征中にある男と恋愛をしました。その男の方が夫よりも南光の腕があるといふのでお母さんに気に入つた。そこで前の夫と離婚してその新しい夫と正式に結婚することになつたといふのです。この場合に注目すべきことは、結婚も離婚もこの娘さん本人の意志ではなくて、母親の意志がそうさせている。親は、家のためになる腕のある男といふことを條件として考へる。娘自身の希望とか幸福とかいふことは度々どんど問題にされてないのです。これもよく世間にある例で、結婚もあるいは離婚の場合に、新憲法に保障されているような個人の自由意志のバイブルの尊重という原理が、現実の家庭生活の中で決してまた貫徹されてないといふことを指摘されたわけです。

また、未亡人になると、未亡人は夫の墓守りをして墓をばいんどいつた考も方が夫の親なり親戚なりである。そのことが、この未亡人の自由や幸福を完全に拘束している、という案例をおげ

られて、結局、口では夫婦の平等といふことを言
つていますが、内にも外にもこれを妨げる障害が
たくさんあるといふことを指摘されました。
結論として大沢委員の申されましたことは、家
庭婦人の地位は依然として低い、その原因として
考えられることは、第一に主婦に経済力がないこ
と、第二には社会的に外に出て職業につくことが
困難なといふこと、第三に女自身の考え方を支配
している、女らしさといふような、旧来から女
に押しつけられて来た婦人の心理——それも外部
的あるいは社会的な習慣がそういうものを強制し
ているといふ要素が多いこと——これらの点を指
摘されました。大沢さんは、以上に紹介しまし
たような具体的な例によつて、そのあと、家族制度
について私たちの委員会でもいろいろ問題を考える
ための材料を提供してくださつたわけでした。

◎労働婦人の独立観念

その次に、鶴見和子委員が「婦人の社会意識と
生活実態」というテーマで報告をなさいました。
この報告では、最初に、一般に婦人の社会的な
関心、あるいは政治的な関心が稀薄であるといふ
ことを指摘されました。たとえば国会議員の活動
をどう思うか、これだいいと思うか、悪いと思
うかという問に対して、わからないという答が、婦
人の場合、非常に多い、それから政党についての
意見を聞いても、わからないという答が非常に多
い、といふような議論調査の結果を提示されて、
社会的関心が、婦人は男子よりも劣つてゐるとい

ふことを指摘されたわけでした。つぎに、鶴見さん
御自身が東京の未婚の労働婦人について行われ
た調査の結果として出てきた種々なものもいろいろ
データを報告されました。その二、三を紹介しま
すと、自分は家計補助のために働いてゐるのだとい
う人が、三百五十人のうちの七三%を占めてい
る。すなわち自分が働くことによつて、社会人とし
ての独立生活を持てるのだといふつもりでは
ない、初めからそういうつもりで働いてゐるの
ではないのです。家計補助のための労働というこ
と、これは労働委員会でも問題になつた点です
が、じつは婦人の場合に限らないわけで、男の場
合にもそういうた家計補助的な労働という性格を
帯びてゐることが、日本の労働問題、賃金問題を
考える上では、非常に大きな社会的、経済的な意
義を持つてゐるわけです。そして特に婦人の場合
にこれが高いといふことです。

それから、会社から受けとつた給料をどうする
かという調査では、後のまじ中味も見ないで家計
の責任者、お母さんならお母さんに渡すといふの
が八四%を占めてゐる。中には、佛壇に上げると
いふものもあります。小遣いをどうするといふ問に
対しては、「必要の都度もらう」とか、あるいは
「ときどきもらう」とかいつた答が多い。
そこで鶴見さんの注意されたことは「もらう」
といふ考え方です。自分が働いて得た、自分の勞
働の収入を、自分が自分の権利として消費するとい
う考え方ではなくて、自分の労働収入を、一旦
は、「家」といふような一つの財布の中に、みん

な持ち込んでしまふ。しかる後、あらためて、自
己以外の経済主体が自分から「もつて」使つて
いるんだといふ意識が現れてゐる。このことに
鋭く注意されたわけでした。
また、同じ調査対象に対して、結婚観について
調査された。答は「親のきめた相手と結婚する」と
あるいは「親のきめた相手に自分が同意する」と
いふ答が全体の約三分の一を占めてゐます。「自
分が進んだ相手に親を同意させる」といふのが同
じく、約三分の一を占めてゐます。なお「親の
反対を押し切つても結婚する」といふ答が二六%
あります。「親に相談しない」といふ答が二六%
の問題から親に相談する必要がある、自分で自
分の思ひどおりに結婚するといふ答は、実に、一
つもありません。

この結果からいふことが考えられるわけ
ですが、一つは、結婚は親の言ひつゝ通りにする
のだといふ旧来の家族制度的な結婚観念が、東京
の未婚婦人たちの間では、すでにある程度くすれ
てきてゐる、それに対抗する新しい要素が相当に
成長して来つたといふことは、明らかにわか
るわけです。結婚の問題について自分が「キャッ
チャ」をやる、ないし、少くとも自分の発言権を
主張してゐるという点は注目し得る点であり
ます。けれども同時に、これはまたたく自分個人
の問題であつて親とか「家」とかとの問題ではない
のだ、だからまたたく自分の自由意志だけでやら
ばいいんだといふ考え方はまだ少ないといふこと
です。結局親の意志が今日の未婚婦人たちの意識や

行動にも非常に大きな制約となつて感じられてい
るといふことを示してゐます。それから非常に興
味のあつたことは、「自分が選んだ相手に親を同意
させる」といふ答が相当あるわけですが、それに
対して「親がどうしても反対したらどうするか」
という問で聞きますと、「自分がいいと思ふ人に
対して親があくまで反対するといふことはないだ
ろう」といふことは「考えられない」といふ答
が非常に多いといふことです。この点について、
鶴見さんは、これは親の意志と自分の意志が本源
的に、本来的に一致するといふ考え方ではないだ
ろうかといふことを指摘されました。

結局、先ほどの給料をどうするかという点に現
れてゐるのは、経済的な意味の独立生活者、あ
るいは独立経済主体といふ考え方が非常に強いとい
ふことです。これはまた日本のいわゆる寄せ集
め家計——一人では生活できないものだから、数
人の家族員がだれもかれも働いて得て来たものを
みんな一つの財布に投げ込むことによつて、辛う
じて生活を営む、そういうた低賃金と寄せ集め家
計、そのための家計補助的な労働、こういつた條
件が必然的にそうさせてゐるということでもあり
ます。従つてこれは労働委員会の方の問題とも関
連、対応する事柄です。

それから、結婚について親が反対するはずがな
いといふ考え方、これは親の意志から劇然と分離
された家族員（特に娘さん）の個人の意志、そう
いふ意味での家族員の主体性あるいは自主性が種
種、条件として何となく一つであつてその中に

おける個人の独立人格者性がはなはだ稀薄である
といふ家族制度の特色を示してゐます。このよ
うな、経済的な面からいつてもあるいは意志、判
断といふような面からいつても、他の何ものかに
依存して行くといふ関係、独立独立の独立生活
者、あるいは独立生活者ではない、という関係が
顯著に現れてゐる。こういうことを指摘された
わけです。

その次に鶴見さん自身の調査から出た非常にお
もしろい結果として、右に紹介しましたような結
婚についての態度と、最低賃金制に対してどう思
うか、あるいは同一労働、同一賃金に対してどう
考えるか、あるいはストライキについてどう考え
るかといふような労働問題についての態度とが、
顯著な相関性を示してゐます。すなわち結婚に
ついて自分の自主性を強く主張する傾向の答をし
た人は、今のような労働問題についても、やはり
自己の労働者としての自覚を強く表明した答をし
てゐる。また、そういう人たちが組合の会合で
現実にとどの程度発言してゐるか、あるいは、いつ
も黙つて何も発言しないかという調査をとると、
これもまたきれいに対応してゐるという関係が示
されました。たとえば、結婚について自主性のある
態度を表明した人は、最低賃金制は必要である
と、公正な賃金を獲得するためにストライキをし
ても悪いことではないといふ答をししてゐます。
また、現に、組合における発言も積極的であ
る。その逆の人は、すべてについて逆の傾向を示
してゐる、といふ状態でありました。

そこで一応の結論としては、日本の婦人は、
働いてゐる婦人の場合でも、経済的に、また判断
意志といふような面においても、他人に頼つてゐ
る、主体性が乏しいといふことを言われたわけだ
と。たとえば、一般に婦人雑誌などで身の上相談
といふことが盛昌してゐる。こういうこともその
現われではないか、合理的な判断を自分自身の責
任において下すことを婦人が避ける、それといふこ
とをしたがらない、何か偉い人、あるいは權威、
そういうものに頼つてゐる、といふ傾向の現われで
はないか、といふような点を指摘されました。

それから昭和二十二年四月の選挙についての毎日
新聞社が行つた「大衆婦人」についての調査とい
うのがあります。東京市下の幾つかの区域で、選挙
の投票を、奥さん方が自分の独自の判断でやつて
ゐるか、それとも夫に言われて夫の言う通りに投
票してゐるかといふことをしらべたものといふ調査
ですが、それを引用されました。この調査とい
うのは、初めに夫と妻と別々に、あなたはだれに
投票しますかといふことを聞く、（A票）「不
一致の数字が六八と出てゐる。ところがその数日
後、結局だれに投票することにきまつたかとい
ふ調査をとると、（B票）「一致」の場合の約半
分に「一致」に至るわけでした。その中で、夫婦
間の、あまり妻が夫に引かれてかゝつたといふ
のが約六〇%あり、それに対して逆の傾向、夫
が奥さんの方に引かれてかゝつたといふのが三〇%
あり、と推定されてゐます。鶴見さんがこれに對

第1表 夫唱婦隨について

	調査数	A 票		B 票	
		一致	不一致	一致	不一致
調査対象	49	21	28	45	4
調査対象	34	18	16	28	6
調査対象	17	6	11	14	3
調査対象	100	45	55	87	13
調査対象	100	44	56	73	27
調査対象	100	45	55	61	39
調査対象	300	132	168	221	79

註 第1表は政党のみについての結果で第2表はその他選挙にのぞむ事情をふくめたうえの結果

第2表

	調査数	夫唱婦隨			婦唱夫隨			不明	並立
		明白	推定	計	明白	推定	計		
調査対象	100	40	32	72	2	-	2	13	13
調査対象	100	29	33	62	5	1	6	5	27
調査対象	100	21	33	54	2	-	2	5	39
調査対象	300	(30) 90	(32.7) 88	(62.7) 188	(9) 9	(0.3) 1	(3.3) 10	(7.7) 23	(26.5) 79

「夫唱婦隨」に出されたのは、アメリカではこれ以前であつて、大統領選挙のときだけに投票するかというアンケートの調査が行つた際、
「夫唱婦隨」と示すものも少い。この点から推察されている。それは、アメリカでは奥さんが投票をきめる。それに夫の方が引きつけられるというのがある。一般的に傾向は、日本ではその点が逆だということを指摘されたわけだ。つまり、選挙の場合にも婦人の判断における主体性が乏しいということだ。
それから、一般的に言つて、判断の合理性が乏しい。自己の要求と、要求を貫徹するための手段との結びつきが薄弱である。たとえばある米国人に税金についての意見を聞く。そうすると、高過ぎるから困る、自分たち勤く者からむやみに税金をとらないでほしいと答える。そこであなたは何黨に投票しましたかと聞くと、「自由黨に投票しました。」それでは自由黨はあなたの税金についての希望をみたしてくれる政黨ですか、どう言つて聞きますと、「それとこれとは別問題だ」との答えです。「では、なぜ自由黨にお入れになりましたか」ときくと、「自由黨は上品だから好きです。」
「どういふ答である。すなわち社会人としての判断の性質、合理性が稀薄であるということだ、これは日本人の通性であつて、あえて婦人に限らないのですが、少くとも婦人の場合、そういう傾向がきわめて顕著である。婦人がそういう傾向を持つてゐることは、日本の家族制度内における婦人の地位というものの関連性には驚くべきものである。」

「夫唱婦隨」に出されたのは、アメリカではこれ以前であつて、大統領選挙のときだけに投票するかというアンケートの調査が行つた際、
「夫唱婦隨」と示すものも少い。この点から推察されている。それは、アメリカでは奥さんが投票をきめる。それに夫の方が引きつけられるというのがある。一般的に傾向は、日本ではその点が逆だということを指摘されたわけだ。つまり、選挙の場合にも婦人の判断における主体性が乏しいということだ。
それから、一般的に言つて、判断の合理性が乏しい。自己の要求と、要求を貫徹するための手段との結びつきが薄弱である。たとえばある米国人に税金についての意見を聞く。そうすると、高過ぎるから困る、自分たち勤く者からむやみに税金をとらないでほしいと答える。そこであなたは何黨に投票しましたかと聞くと、「自由黨に投票しました。」それでは自由黨はあなたの税金についての希望をみたしてくれる政黨ですか、どう言つて聞きますと、「それとこれとは別問題だ」との答えです。「では、なぜ自由黨にお入れになりましたか」ときくと、「自由黨は上品だから好きです。」
「どういふ答である。すなわち社会人としての判断の性質、合理性が稀薄であるということだ、これは日本人の通性であつて、あえて婦人に限らないのですが、少くとも婦人の場合、そういう傾向がきわめて顕著である。婦人がそういう傾向を持つてゐることは、日本の家族制度内における婦人の地位というものの関連性には驚くべきものである。」

◎経済より見た家庭生活

その次に隅谷三喜男助教授が「経済面から見た家庭生活」という報告をなさしました。

まず家計の問題について、いろいろ興味ある点と指摘されました。日本の家計では、収入の面について非常に注目すべき点は、いわゆる「家族収入」というものの占める比率が非常に高いということ、たとへばある労働者の家計を調べると、その労働者以外の妻とか子供とか、どこかへ行つて働いて収入を得て来る、その比率が非常に高いということです。これは今の御見さんの御報告にも関連することであり、日本の家族関係は夫婦中心の近代的な家族形態にまだ分解してない、いわゆる寄せ集めの家計がむしろ常態である、そういうことに起因している。なぜ夫婦中心の近代的な家族に分解し得ないかという点、その原因は低賃金にある。このことは御見さんの報告の中でも同じようなことが指摘されていたわけであり、隅谷教授は同じ問題の経済学的な側面をさらされたわけだ。

その次に主婦の内職というところが家計費の大きな問題になつてゐる。主婦の労働が積極的に貨幣収入にかゝる場合には、形がはつきりしてゐますが、そうでなくとも、たとえば洗たくとか、食料にしてもパンをかうというのではなく、家庭で米をといでマキでたいて飯にするというように、本来社会的な分業が高度に発達してゐる社会では、当然現金支出となるべきはすのものが、家事労働に吸収されることによつて、支出として現れて来ない。いわば消極的な家計収入と言ひましかつ、つまり出るべきはすのものをいさなくして済ましたといつたような、そういう意味での主婦の労働の役割が非常に大きい。のみならず生産的な労働にも主婦が大いに携はつてゐる。(農家、商店等の場合) おまけに主婦は内職等をやつてゐるといつたわけで、日本の家庭婦人は日本の経済的矛盾を負つてゐる、経済的にもまた肉体的にも過重な負担をしようといふことが、家計の分析からよく読みとれるわけであり、日本ではいわゆる飲食費が生計費の中に占めるパーセントが、エンゲル係数と書かれてゐるものですが、このエンゲル係数が日本の場合には案外少い。戦後の場合には高くなつてゐるけれども、戦前の数字は意外に少い。日本の場合には、戦前をとりますと、一般に三〇%から四〇%台であつた。これはエンゲル係数が古典的な分析をした産業革命期のベルギーの数字、五〇%から六〇%というふうな数字に比べて非常に少い。それから「七の

他」という項目が日本ではことに高い。三〇%以上である。「その他」というのは、交際費とか、冠婚葬祭費、あるいは娯楽費、教育費まで含むわけだ。これが非常に高い。エンゲル自身の数字では五〇%ないし五五%くらいである。そこで日本は産業革命期の西欧の労働者の家族に比べると、はるかに生活程度が高いと、そう結論し得るか、というところ、そういうわけには行かないだらう、というのが隅谷さんの御意見です。
というのは、「その他」という支出項目が日本で大きくなつてゐる原因は、日本人の生活は家庭の中で娯楽の機会がきわめて乏しい。そこで左にえば映画を見に行くというように、外へ出て行く。(しかもその場合に婦人は一般にそういう家庭外の、いわゆる「その他」という支出にあまりかゝり得ないという場合が多い。) そういうことで「その他」が割合に大きくなるのではないかと。それから、日本では飲食費の中に、米と米以外の食品とが、他の食品に比べて、米の割合が、小生産者による生産物が多数を占めてゐる、そういうもの、日本の価格関係の中では、安く価格づけられてゐるというところによるもので、これは先ほど大内さんの御報告の中でも大きな問題として指摘された点であると思ひます。これに反して「その他」という項目の中に、電氣代とか交通費というものは、資本主義的な自由企業の生産物である結果、それらの価格は比較的高く定められてゐる。そういう日本経済の矛盾が家計面に

そのように反映している。というところを考へる必要がある。だから、日本で「家」の係数が案外低かつたということから、たゞちに日本の家計が案外裕福である、生活水準が高いという早急な結論を出すことができないだろうということに指摘されたわけだ。

その次に、日本の経済金融の見地から今日の家計内容を改善する、生活水準を向上させるという可能性について考へてみると、私たちは簡単に賃上げをすればいいと言つたようなことを考へ勝ちでありすが、しかしものごと大きなわくがあることを考へなければならぬ。戦前の数字で国民所得がいかに分配されているかを見ると、一年間国民の総所得の中で、個人消費に振り分けられた分が七三・八％、それから産業投資に向けられた分が五・四％という数字が現われている。それに対して昭和二十四年の推定の数字を見ますと、一年間国民所得の中で個人消費に向けられる分が六一・四％、産業投資に向けられる分が二二・四％という数字を示している。すなわち一年間の国民経済全体の総所得の中で、それを個人生活の充実に向上に對して差向ける分が犠牲にされて、資本蓄積のために振向けられておるといふことが顯著に現われているのであります。そこで家計を充実し、家計における矛盾をなくするといふためには、今日日本経済の資本主義的な再建といふことをある程度犠牲にしても、国民の消費生活に對して、国民所得の多くのパーセンテージを振向けて行くといふことを考へなければ實現の可能性がないといふことになる。

いふことを指摘された。

岡谷助教授は家計の分析について、大體、以上のようなきを報告されたあとで、家庭生活の近代化と社会保険という問題に簡単に触れられました。近代化といふことは、社会化といふこと、この二つは今日日本の経済の面でも、あるいは社会一般の面でも、当面している大きな問題であります。途中的お話は省略いたしますが、結論としては、今日封建的な、すなわち前近代的な要素がたゞさん残つてゐる。特に家庭生活の中にそれがたゞさん残つてゐる。そういう場合に近代化といふことの必要は、いふまでもないことである。けれども、今日の日本の段階においては、社会化といふことを抜きにして近代化といふ問題が解決され得ると考へるわけには行かないだろう。近代化と社会化とはあわせて考へて行く必要があるだろう、という結論であつたように思います。近代化といふのは、たとへば労働者の賃金水準をいけばアメリカ並みに引上げる。それによつてなるほど家計も合理化される。それから家庭生活も近代化され得る。けれどもそういうことが一体可能であるか、アメリカ的な高賃金といふような意味における近代化といふことが、社会化といふことを考へないで、たとへば失業保険、あるいは老年者に對する年金といふたような、社会保険といふことを考へないで、できるかどうかといふこと、今日ではそのことは實現の可能性が少いといふことを指摘されたわけだ。そしていふけれども――近代化にしても社会化にしても――先ほど申

しましたように国民所得がいかに分配するか、資本の再建、維持のための重点を置くか、それとも國民の個人生活の充實、向上のために重点を置くか、結局のところそういう二つたわかれ目があるだろう。そういう報告であつたように思ひます。

◎家族制度と主體性

そのつぎで、私、磯田が家族制度の問題について報告をいたしました。「家族制度一般及び特にその中における個人の地位」ということについて報告したわけでありすが、簡単に要旨を申し上げますと、私は家族制度の特質を二つの点に付けて考へてみたのであります。

第一は、その中における人間と人間の結びつき方が上下関係、支配・従属関係という結びつきであるといふこと。すなわち民主主義社会においては、人は平等の関係で結びつくのですが、家族制度においてはまさにそれが反対であつて、「上下」という関係において結びつけられる。たとへば夫は妻よりも上だが親よりも下だといふパラミッド型の構造、いわゆる「エラルヒ」構造を持つてゐるといふこと。

第二には、家族制度は、その中において個人の獨立主體性が稀薄であるといふこと。これは先ほど申しましたが、「家」の「主體性」をいふのは「一」の精神、そういうものが家族制度の原理だといふこと。すなわち個人の獨立主體性が稀薄であつて、個人が「家」の中に埋没してゐるといふ

ことですが、そのことを私は「一」につけてしまふ。「一」の面では、個人の意志主體性が稀薄であつて、個人が獨立の意志主體で、それが何と言つても私はこうしたいの、という獨立意志主體性が稀薄であるといふこと。それから、もう一つの面では、個人の財産主體性が稀薄である、個人の財産が「家」に吸収されてゐるといふこと。――この二つの面に分けて考へてみました。そのことがたゞ、前の方々の御報告にもありました。家族内における個人の生活の獨立といふこと、あまり問題にしない考へ方とか、あるいはそのような家庭構造とかの点にも、現れてゐるわけだ。

家族制度の一般原理を以上のようなものと考へまして、そのあと、親子関係および結婚関係につきまして、こうした家族制度の原理が具体的にどのような現われているかといふことを若干考へてみたのであります。そこで私が問題にしました、幾つかの点をつぎに紹介いたします。

親子関係に關しては、さきほどの鶴見さんの報告の中にありました。給料は家に入れてしまふ、小遣いは「もらう」という調査回答の解釈ですが私も鶴見さんのなされた分析に全く同意するのであります。すなわちこのことは財産主體、経済主體が、「家」であつて個人ではないといふことを意味してゐると思ふのです。また、子供を家の仕事に使用するといふ場合に、アメリカなんかで自分の農場で成年に達した子供を動かせるといふ場合は、相當の賃金を子供に對して支払つてい

る。それが普通ださうであります。けれども日本では、農家にしろ商家にしろ、子供は労働を無償で提供する。親は子供の労働を無償で受取る、それが當然のことだと考へられております。そのかわり若干の小遣いをやるという形ですね。ですからこの場合にも個人の獨立財産主體性が稀薄であつて、むしろ財産主體、経済主體は一つの「家」といふものになつてゐる。結局は鶴見さんのあげられた例と同じ原理に帰着するだろうといふことを申しました。そうゆうことは、じつは婦人に限らないわけだ。一般に家族員がよそへ出て労働に従事するといふ場合に、家族関係がそのようなものであるといふことが、低賃金を必然ならしめる。すなわち家族制度内における個人は、獨立經濟主體ではない。従つて、「家」といふような集團から完全に分離した獨立社会人としての生活を維持するに足るだけの賃金を、どうしても自分とはとらなければならぬ、場合によれば、ストライキに訴えてでも、どうしてもそれをとらなければならぬ労働者の意識が出て来ない。それからもちろん雇主の側としては、それだけの賃金を与える必要を感じない。そういう点から、日本の労働者のいわゆる家計補助的な低賃金が決定されて来る。また逆に、そのような低賃金が、右に申しましたような家族関係や家族意識を決定してゐる。というところは、あえて婦人に限らなければ、でも、特に婦人の場合に顯著である。なぜならば「家」の拘束を最も強く受けるのが婦人であるから、といふことを申しました。

それから結婚については、特に結婚が個人の問題ではない。「家」の「アフェヤ」である、と考へられてきたことに注目しました。そういうふうな考へられてゐるから、いわゆる自由結婚ができない。ところが、今日、憲法が宣言してあります。すなわち個人の自由意志による結婚、自由結婚と言います。が、恋愛結婚と言いますが、そういうものが現実には貫徹されようとする芽生えは至るところにあるのです。それが現実には貫徹されることとは、普通考へられてゐるよりも、もっと大きな意味を持つてゐるだろうといふことを、ちよつと指摘いたしました。

すなわち結婚において個人の意志が貫徹される、先ほど鶴見さんが問題を出されたように、自分の意志なのか、親の意志なのかかわらないような、あいまい模範たるものでなく、私が獨立の意志主體であつて、親が何と言つても私はこう思うんだといふ。「家」の意志から獨立した個人の意志が結婚に際して貫徹されて行くといふことは、個人の意志主體性一般の確立の決定的契機になる。言い換えれば個人の「家」からの解放、一般のために決定的な契機になるといふことを指摘したのであります。そのことと、現実にはやはり結婚について親の言う通りにしなかつたら放り出されて食へなくなるという經濟的な裏づけの問題がからまり合つてゐるわけですが、その点については、詳しく紹介できなかったのが残念であります。それから、結婚しなかつた場合の問題も、結局

かゝる親夫婦と子夫婦へとの長男夫婦が、一つの「家」というものに属している。との、すつと昔がらあつた「家」お嫁さんが「入つて」くるのだといふ考え方、それから、入つて来た以上は家の中にすてに成立しているヒエラルヒー構造の中の一番下位におかれて、「家」のすべての重圧が嫁の上にがさつて来るということ。その結果、たとへばしゆうとが嫁の行動に「ハロバシ」を入れるといつたようなことも、一つの「家」、一つの生活単位だということから当然のこととされるのであります。そこで、嫁・しゆうとの問題を解決するためには、どうしても、結婚した子供は親夫婦とは別個の家族を構成するのだ、——ヨーロッパアメリカの「家族」という概念はかようなものであります。——かりに一軒の家に住むとしても別個の家族、別個の生活単位なのだといふ觀念を確立する必要があります。そうでなければ嫁・しゆうとの問題は完全には解決され得ないだろうといふことを申しました。本来、ヨーロッパでもアメリカでもさうでありましたが、子供が結婚すれば親夫婦とは別れて別個に住むのが自然である。日本の場合でも、そうなるのが望ましいわけです。私の報告は、さうとかやうなことであります。

A large, dense, black and white photograph of a textured surface, possibly a wall or a piece of fabric, showing a complex pattern of small, dark, irregular shapes against a lighter background. The texture is highly irregular and granular, with many small dark spots and larger, fainter patches. The overall appearance is that of a microscopic view or a close-up of a rough material.

御報告にもありましたように、男の子と女の子がいたるところで差別されていると言ったこと、そ

て来て月給袋を全部家内に渡し、電車賃であるが、タペコ代であるうが、家内からもらつてゐる。それで私自身の経済的獨立性を害されたとは思われない。それは当然主婦がやるべきことだと思ふのです。そういう意味で主婦に金を渡しでも私が人格を害されたとは思われない。私がベルリンにいたときにドイツの婦人たちと話したことがあるのですが、そのときに日本ではこのようにしてゐることを言へました。それは非常に羨しむところ

を申しましたが、どうでしょうか。

答 鶴見委員 御説には全面的に賛成です。し

「うのは、あなたが月給袋を全部渡されるとして」

自分の給料はいくらで、そのうち税金はいくら差引かれているかということをはつきり知つていらつしやるでしよう。また自分の収入はいくらで、生活費はいくらかかつてゐる、だから自分の給料と生活とのバランスがとれてゐるとか、赤字であるとかいふことも、はつきり御存じでしようと思ひます。そういう場合と、そんなことを全然知らないで、自分は金小遣いをどこからかもらつて来

て、それを家の中の財物に入れれば、自分はその
にかこうにか生活してゆけるようになったといふと
いう場合は間違ふと思ふのです。その点私は区別
して考えたいと思ふのです。

答 調査委員 おる場合には月給袋を自分でと
つておいて、主婦が一人当りの生活費を計算し、

あなたの生計を立てられたばかりではないから、

Abstract

活動力のある独立社会人なので、従つてかりにま
た親の家にいても、やはり自分で独自の部屋を持
つて、おそろく親の家計を対しても月々幾らとい
うお金を入れるが、後は自分の独立生活生活を支
持しようとするは、後には自分の独立生活を支
持しようとするは、後には自分の独立生活を支

るより、今問題にいたしたものは、すでに成年
に達した後の子供の場合についてであるのだとい
うことを申し上げたいと思ひます。

次に親夫婦と子夫婦が一軒の家について、姑
の關係が入つて来る場合、旧來の日本の考え方
で、これもやはり一つの「家」という考え方
であつて、どうしても従来のような姑・姑との問題
が起つて来る。本來、別の家に住むのが望ましい
が、かりに一軒の家に住んでいても親には親夫婦
の生活があり、子にはまた子夫婦の家庭生活があ
り、お互いに干渉せず、互に合はないうる考へ方
を確立する必要がある。経済的にも、もちろん別
個の單位であるべきものだ——という意味であつ
たのです。

◎エンゲルの法則

問 そうですね、もう一つ伺いたいのですが、
先ほどエンゲルの法則のことを言われましたが、
エンゲルの法則というのはどういう性質のものな
のでしょうか。

答 岡谷委員 御質問の意味がちよつとわかり
かねるのですが……。

問 先ほどエンゲルの法則をひいて日本の生計
費の中で占める割合と、その他に支出される金額

これは誤りである。少くとも物價体系、物價のバラ
バラ、飲食物その他の生活必需品の物價のバラ
バラ、それをもつて、生活様式が同じである場合
には民族間の比較をしてもさじつかえないわけ
が、そうでもない場合にはそれはあてはまらな
い。エンゲルが例として、フランスとベルギーを
比較したわけですが、その場合は幸ひにして生活
様式がほとんど同じで、物價体系の問題は、大体
同じだったのだらうと思ひます。

それでエンゲルの試みた民族間の比較において
は、エンゲル法則を使つてもさじつかえないかつた
と思ひますが、日本の場合外国と比較すること
は非常に危険であるということを岡谷さんがおつ
しやうののだらうと思ひます。むしろ岡谷さんの
強調したいのは、實際の生活内容が問題だとい
うことだと思ひます。そして私も同じ意見でありま
す。

◎西議員 いかでしよう、エンゲル論はそれで
御了解になりましたでしょうか。——それでは一応
御了解つたといひまして、はかばか問題がた
くさんあると思ひますので、どなたかほかの問題で
御質問なり御意見なりをお出し下さい。御婦人の
方からどうぞ……。

◎結婚

問 結婚の問題について磯田先生にお尋ねいた
します。女子が結婚の相手を選ぶ場合に、戀愛を
しかり、自由結婚をするというところを、實際は思
ひかもしれませんが、影響されたように感じられ

たエンゲルの側へた労働者の家計において支出さ
れる割合と比較して用ゐられたが、エンゲルの
法則をこの場合に引用するのはどういふ意味があ
るのですか。エンゲルの法則というのは一体どう
いう性質のものですか。

答 岡谷委員 エンゲルの法則——云われてい
るものの内容は、半間的には必ずしも明確ではな
いのですが、食費が生計費の中でどれだけの部分
を占めるか、という比率の大小によつて、その生
活程度を大体推しはかることができ、食費の比
率が高い程生活の程度は低いことを意味している
と考へるわけですね。それならば日本の労働者ある
いは一般農民、俸給生活者等の食費が家計費に占
める比率は、どれくらいになつてゐるのだらうかと
いうことは問題にしてみるとそれほど高くない、
むしろヨーロッパなみであるということから、勞
働者の生活又一般日本人の生活がヨーロッパな
みであるというふうに言えるのだらうかということに
對して私はそう云えない。と思ひます。食費の
占める比重だけでもつて生活の程度を云々するこ
とは危険だということをお申し上げたのです。

問 日本ではその他の費用が一五%くらい、エ
ンゲルの場合は五%といわれたようですが、
答 岡谷委員 エンゲルが調査したのは五%か
ら一五%。日本の場合ですと大体三〇%以上。

問 そういふ比較をしていいのでしょうか。

答 岡谷委員 比較していいのかということに
なりますと食へるためにどれだけの、着るため
にどれだけの、光熱費にどれだけの、かかるという

をしたら、しかしそれを親の立場から見ると、危
がながして見ていられない、ということもある
うかと思ひます。何と言つても親は経験者です
し、子供のためと思つて相当神経をつかいます。
子供の側からしても依存ということだけでな
く親の意見を大いに尊重する、ことに親子の愛
情というものもありますから、愛情の点からも
親の氣にかなうような人と結婚するということも
あなかなかに必要で、さうではないと思ひます。
しかしさうしますと必ずしも自分の意志を頑強に
押し通すことのみが適當ではないように思われま
す。この点がいかがでしょうか。

答 磯田委員 一応二つの問題にわかれるよう
に思ひますが、第一の点は、自由結婚なんかに
なると、若い者はだれかめをやつて危なかしうてし
やうがないというやうな感じ、これはたしかにあ
ると思ひます。しかしそれは、今日までの日本の
戀愛観、結婚観を前提として、青年男女の交際
について考へるからだとするのです。そういつたも
のがしからしめてゐるのではないかと考へるの
です。従来の常識から申しますと、戀愛結婚は失敗
する率が多過ぎ、やはり年よりの経験者の言
通りに従つて行く方が安全だと考へられて来たわけ
です。また、事實、さうであつたかもしれぬ。しか
し、戀愛結婚そのものが、本來、危ないというこ
とはいへないと思ひます。これは、たとえ
ば同じ職場で働いてゐる男女の労働者が、仕事以
外のことで口をきいてははいかないというやうなこ
があるのだ。私の友人ががたがたである形式の銀行

などは、生活様式が違ひますので具体的にほ
く、違つた内容を考へてゐるわけですね。従つて
日本にないやうなものをたまたまに比較してそ
の数字だけで結論を出してはならないというの
が私の言いたかつたことです。

問 そういふことを言うことは自身が……。私
が理解するところではエンゲルの原本にはそんな
とは書いてないのだらうと思ひます。

答 岡谷委員 エンゲルは「個人や家庭や國民
が貧乏であるか否かは肉體の維持のために要す割
合は大きい」と云ふことを考へてゐるが、エ
ンゲル云々といふことは私も彼の云ふ所が正しい
と云ふ意味ではなく日本の場合を説明する手段と
して用ゐた訳です。ただ一般に考へられてゐる生
活費の中における食費の比率の問題、日本の場合
の食費の比率を問題にして、その比率が比較的
低いといふことだけで日本人の生活内容が一般に高
い、と云ふのは、あるいはこの比率の低いことと
低賃金であると言はれてゐることを關係はどうか
なるといふことを問題にしたのです。

問 そういふ意味ならわかりません。私はエン
ゲルをおなだのようにには理解して居りませんが、
答 岡谷委員 私はエンゲルの本を讀んだので
すが、エンゲルの法則には二通りあると思ひます。
す。あの中、あまり同位なものは、民族間の
比較にエンゲル法則は飲食物費の割合なり、生活
費の割合が使用できるということをおよつと言
ひたいわけですね。

それに対して私は意見を持つておりました。そ
れにつとめていたのですが、これがその職場で一人
の婦人と知り合つて、少し文筆の話、芸術の話で
もしやうかといふやうな氣になつたんですが、職
場では、さういふわけで、話もできない。それか
ら、男女の行儀が一様に喫茶店でお茶を飲んでい
るところを見つかる、婦人の方は儼然と、男
の方は軟弱、という「判例」が前々からこの店
にはあつたのですから、店がひびいてからお茶を
のんで話をするのもできない。そんなわけで私
の友人は大いにやんでおりました。公然と公明
正大な形で交際をするという道が絶たれていたと
れまでの日本ではそれが普通であつた、というこ
とだと思ひます。農村に行けば、なほさうで
す。道を二人並んで話しながら通つたといふこと
だけで、すでに非常な非道徳的、罪惡的な行動の
やうに考へる。さういつたところでは、正常な健
全な戀愛が成立する前提条件がないと思ひます。
お。ところがたとへばアメリカのやうに大学に在
るまで共學でそこを公明正大に男女が交際す
る。それをだれも愛を眼で見るとはしない。この
うで友人としてのつき合ひがフランスに行かれて
ゐる。さういふ中では、お互いによく理解し合ひ
ることが出来る。その中から好きな人間が選ばれ
るというところになるので、戀愛における選擇の基
礎條件が確立されるのだと思ひます。そこで私
は、日本でも、「不義は家法の御法度」といつた
やうな考へ方を修正するといふことが、戀愛結婚
がよりよく前提になるのだ、とこの場へで言
ひます。

私は今日で三度目のある酒場に参りまし
たとき、夜場を統計を調べました。その村で
は離婚率がひどく少い。一体どういふわけだと言
つて聞きました。七十何才の漁師のおじいさん
が、鼻息として、この村は昔から自由結婚です
が、離婚は、これは当時の常識からすると、戦
争中のことでしたから、私も是非に驚いたの
ですが、つまり、自由結婚だから、うまく行か
なくても誰にしろの持つて行きようもない、結婚
するとかにもよく考へてするし、そのあとでま
ことが起つてもお互いの責任でもつて、何んとか
切り抜けて行くように努力するのだ、離婚が少
ないのはそういうわけだ、ということをお聞きさ
れたのです。「都会では見合結婚というものを
する者が、むしろは、一生のつれ合いをき
めるのに親に言われてきめるというふうなこ
とは、さういふ合点がいかぬ」というようなわけ
で、若い者は大いにあつた次第ですが、
自由結婚の倫理というものは、こういうものでは
ないかと思ひます。

その次に御質問の第二点、親の立場であります
がこれはアメリカなんかの話を聞かして、子
供たちが離れ交際しているか、そうしてそれが子
供の結婚の相手になるかもしれないという見通し
の上に交際しているかどうかというところは、親は知
つてゐるのが普通のことです。子供たちはお互に
相手の家に往き来することをやつてゐる。その間
に、お互に、親兄弟が相手の人からを觀察して
ゐる。そこで、子供から「どうだろう」といふ意

見を求められはる人はいらうとかあつたよ
うな、これはないかといふような意見を申しま
すけれども、べつに改まつて意見を求められなく
も、親たちがその相手をどう思つてゐるかとい
ふことは、子供には大体わかるわけですね。そこ
で、子供の方では親なり兄弟なりの意見を参考
にして、その上で自分の判断をきめるということ
になる。うす。ただ、その場合に大事なこと
は、親の意見はあくまでも忠告であるに止まつ
て、決してそれが子供の意志を拘束したり、強
したりするわけではないのです。つまり子供とし
ては、親の助言はもちろんこれを尊重するけれど
も、しかし、最終的な決定権は百パーセント子供
に留保されてゐる。そこで、親はさう言つけれ
ども、遺憾ながら自分の意見と反対だと思へば、
自分の意志で結婚するし、親もそれに対して何
も言わない。それがアメリカにおける、子供の結
婚に対する親の立場です。こういうわけで、簡単
に申しますと、親が助言的な立場に立つとい
うことは、排斥すべきことではないのか、望ましい
ことであると思ひますが、大抵なことは、最終
的な決定権が子供の側に留保されてゐるという
ことだと思ひます。

西園長 それではほかにございませうか。
問 もう一つ磯田先生にお尋ねいたします。さ
つきの続きですが、結婚後の従来ありがちな嫁
姑との間に非常にうまく行かないといふような
場合に、男の立場から申しますと、嫁に重点を置
くべきか、親の重点を置くべきかといふことにな
り

て別個な生活単位だ、それを自分たちが口出し
する何すべきではない、という考へ方がある
と思ふ。夫の親たちも、そういう考へ方で自分
のむすめ夫婦に対しては臨まれたならば、関係が
悪くして済むのではないかと思ひます。
そこで、お尋ねの点になります。親との関係
が、妻との関係が一体どちらが中心になるのか
といふは、妻との関係が中心になるべきだと思
ひます。一般に民主主義社会では横の関係の結び
つきが基本になる、それに対して日本では縦の
結びつきが基本になつてゐたので、家族関係
もまた然りで、結婚関係、夫妻の関係が親子
関係に從属されてゐたのですが、それは間違
だと思ひます。親夫婦と子供夫婦とは、生活様
式にしろ、もの考へ方にしろ、違ふのは当然で
、これを「から」まで一致させて行こうといつ
ても、そんなことは、本来、無理なのです。子供
に達した以上は、親からは独立の生活単位、独立
の社会人だから、たとへ親子であつても、独立
の社会人である以上は、愛情を感じ得ないとい
ふ関係が不自然なものであつて、一から十まで
手のひらきで育てるわけではないが、しかしそれ
は、それとして、お互に愛情を持つてゐるとい
ふ、つまり独立生活単位に成り立つてゐる愛情でな

ければならぬと思ふのです。それは必ずしも結婚
してゐない場合でも同様であり、結婚した場合
でもかわりはないと思ひます。
最後に、親は嫁姑山に行かなければならぬか
といふお尋ねですが決してさういふことではない。
事、アメリカでもヨーロッパでも、親が嫁姑山に
すてられたといふ話をきいたことはないのです。
子供の親に対する扶養義務といふものは、アメ
リカ・ヨーロッパのどんな国にもあります。今日
の日本の民法も認めてゐる。ただ、扶養といふ
とは、子供が成年に達した以上は親も子もたが
いに対等・独立で、さうした独立の間で相手が困
つてゐるから経済的に援助してあげるといふ関係
であつて、すなわち親が困れば子供が扶養して
やる、子供が困れば親が扶養してやるという相互
的な関係である。また経済的な生活費を支出する
といふ関係でありまして、それ以外の点では、ど
ちがどちらに対して絶対的従属関係に入るわけ
でもない。自由・対等者の間で単に経済的に生活
を助けてやるという関係であります。従つて扶
養の方法として必ずしも同居扶養といふ方法を
必要とする必要はない、別居して生活費を送
るといふこともかまわない。かりに同居して
扶養する場合でも、おたがいに独立生活単位
であるといふ性格が、扶養関係によつて一変
するものではない。そのよう
なものであれば親に対する扶養義務はどのよう
な民主主義社会にもあるものでして、決して
世増山に行
くのはありませう。

問 かりに夫婦といふものに中心を置くといふと
そこが排斥された親は嫁姑山でも行かなけれ
ばならぬか。さういふことについて。
答 磯田委員 先ほどさういふ方の御質問にお
答へいたしましたように、夫婦とその未成年の子
供とが、一つの家族の単位になつてゐます。そ
で、子供が成年に達して結婚しますと、たとへ
その子供が長男であつても、親夫婦と子供夫婦とは
別個の生活をもつべきだと思ひます。
たとへば私が結婚いたしました。私が長男であ
つたとして、私の両親と私は夫婦とが一緒に
住んでゐるという場合、私の妻の両親と私は
夫婦とが一緒に住んでゐるという場合とを考へる
と、男女平等、夫婦平等といふからには、これは両
方の関係はまったく同じでなければならぬと思
ふのです。ところが通常結婚して奥さんの家に
行つて住むという場合には大抵面倒が起らないで住
んでゐるようです。ところが奥さんが夫の家の家
に行つて住むという場合には、嫁姑との問題
が起りがちで、それは何を意味するかといふと、
従来の結婚といふものが私個人と私の妻個人とが
二人だけで新しくつくつた生活単位であるとい
う意識でなくて、妻が私の「家」に入つて来たんだ
、さういふ意識が支配的であつた、その結果だと思
ひます。それに反して、かりに結婚したが家がな
い、幸い奥さんの方の家が親戚に連なつて居る
といふ場合には、大抵、奥さんの親戚の考へ方
としては、自分のむすめと夫婦は、おれはあ

◎ 住 居

問 住居の問題について、御伺ひしたいのです
が、衣食住の簡素化といふことは常に考へてゐる
ことですが、衣食住の問題は割合に簡単に自分の
うちで解決できる問題ですが、住の問題につ
いて、勤労者の私たち、経済的に余裕のない私たち
の家庭では、住宅を建てるということはおぼろ
しいです。都営住宅の場合はどうなつてゐるの
でしょう。
答 今委員 今の住宅の問題はつきりしませ
んでしたが、これからは耐震耐火の設備建てるア
パートにしなければならぬのではないかと
のが一般的考へ方で、建設省などもい
うところでは、郊外では、集団住宅といふもの
をつくりまして、共同的な施設を加へた小さい社
会が育めるような規格として建てるのがよいとい
うのはほとんど原則になつてゐます。それでア
パート住いか、郊外の集団住宅住いかといふこと
は、これは職場のこととありませうし、趣味に
よつても違ふといふことではないかと思ひます。
西園長 それではこれで終りたいと思ひます。
最後に山川局長から閉会の御挨拶があります。

◎ 閉 会 の 辞

○山川局長 たいへん長い時間おたしし由を委員
の御協力にも御感謝の方をもちまして閉会の

結婚婦人の解放と申しましたが、国民全体の問題でございますし、また婦人自身が自分の結婚生活、自分の家庭生活すら何とかしようとするだけの意欲がなくては、国家の政治をどうしようもありませんので、その一つ／＼について私ども大いに努力しなければならぬと思つております。私どもが経験している範囲でも、まことに齒がゆいほど女の人が消極的な例が多いのでございまして、つい二、三年前のことでございますけれども、ある東北地方の小学校で、連合軍の方が教育の關係者の會議を開こうとしましたところが、男の先生ばかり集まつて来て、女の先生は一人もいないのです。どうしたかと言いますと、皆台所でお料理をしている。つまり教員としての自分の権利や職務ということよりも、うちで台所で働いている嫁や婦人の意欲をそのまゝ職場に持つて参りました。お料理をするのが女としての第一の仕事だとして、お料理をすることが第一の

また一昨年、私は岐阜のある紡績工場に行きました。それは今から見ると食糧事情の悪いときでございましたが、これが人間の食べ物かと思われするような麥、じやがいも、大根などをいりこみ、混ぜたものを犬のおぼんのようなものに入れて食べさせておりました。そこで聞いたところでは、つい近ごろまで労働力配米を女の方は辞退して、私たちはいいから男の方に上げてくださいといつていたのです。男の方は自分の分をもつて、その上女の分までもらつていた。それも別に男の人が要求したのではなくて、女の方が辞退した。それでは女の人は食べ余つていたかと申しますとそうではなくて、うちに帰るたびにお米やおいもなどを少しずつ背負つて来たりして、結局女子や煤家の犠牲で男の労働者の食べ物をおよしてゐる。それから自分たちがなければなしの小遣いでやみのものを買つて食べる、うちから小遣いまでもちだす、それで読まねんから結局一ヶ月か二ヶ月でやめて帰つてしまう者が多い。それで不熟練者が多く、織機製品の不合格品が多くなるということを知りました。とにかく女自身が同じ待遇をしてもらつては申しわけないような気持がある場合も多いのです。男女同一賃金が実施には形式だけ、表面だけに留まる場合、女子にも不慣れが多いので思法がかわつても婦人の地位がかわらないではな

るものな組織を、實質的な組合に格上げせよとするか
問われた。どういふわけかといううと、革命的な
動向は資金政策問題を撤廃しなければならぬ、
これを同一労働、同一資金などというのは、
金銭問題の氷炭を承認するものだからいけな
さういふことでした。当時徳田氏とずいぶん論戦
をしまして、結局それはよからうということに
なつたのですが、そのくらい日本では同一労働、
同一資金というようなことは天國が地獄か、その
問題ではないように思われていたのです。そ
が今日法律として認められ、組合はもちろん、
ほんとうに現実的な問題として、広く取上げられ
るに日本が進歩したことを私はほんとうに、嬉し
いと思つております。しかし今年また「し、の
面」資金の問題が取上げられて来ますと、まだ
世界的に非常にむずかしい問題で、容易に十
分な解決には達しないものと思ひます。家族制度
の問題も農村問題もすべて労働問題と結びついて
あり、それには結局政治的、経済的な解決が必要
であるといふ点をいろいろ、方面から先生方がはつ
て下さつてくださったので、御一掃に私ども
はその点をなぞ勉強いたしましたので、少しずつでも
解決に努力して行きたいと思ひます。どうも有難
うございました。(拍手)

徳田氏 それではこれをもつて閉会といいたし
て、次も有難うございました。

A dark gray, textured background resembling coarse sand or gravel, with a few small dark specks scattered across the surface.

1950年10月15日 印刷
1950年10月20日 発行

編集兼 発行人	東京都千代田区代官町1番地 労働省婦人少年局
印刷人	東京都中央区新富町1ノ7 石井精一郎
印刷所	東京都中央区新富町1ノ7 安信舎印刷株式会社

